



【2025年度・現業評議会】 第2回全国幹事会 議案

2024年12月7日～8日 対面＋ウェブ会議
@主婦会館プラザエフ

目 次

1. 経過報告 現業労働者の取り組み	1
2. 【第1号議案】2024現業・公企統一闘争総括（案）	45
3. 【第2号議案】2025現業・公企統一闘争の推進（案）	63
4. 【第3号議案】現業労働者の取り組み（当面の闘争方針）（案）	78
5. 【第4号議案】災害時に現業職員が力を発揮するための5つの提言（改定版）	79
6. 【第5号議案】政治闘争の推進について	99
7. 【第6号議案】当面の日程・その他	101
巻末資料	108
①【春闘】持続可能な公共サービスの実現をめざすための要求モデル	
②災害時に現業職員が力を発揮するための5つの提言	
③現業ニュース2024年9月～2024年11月号	
8. 講演①「災害時における現場力の発揮にむけ～近年の大災害に学ぶ～」	
跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授 鍵屋 一	別冊1
9. 単組報告①「茂原市の防災対策について」	
茂原市役所都市建設部土木管理課 杉崎 光章	
茂原市役所総務部防災対策課 酒井 幸雄	別冊2
10. 単組報告②「石川県現業職員協議会の取り組みと課題～ふるさと石川の復旧・復興にむけて～」	
石川県現業職員協議会書記長 羽場 徹	別冊3

2025年度現業評議会 全国幹事

(2024年12月7日現在)

県本部	名 前	単 組
北海道	加藤 基康	帯広市役所労働組合連合会
青 森	岩渕 恵一	青森市役所職員労働組合
岩 手	大久保綾馬	宮古市職員労働組合
宮 城	佐々木英樹	大崎市職員労働組合
秋 田	加藤 肇	秋田市役所職員労働組合
山 形	齋藤 博紀	上山市職員労働組合
福 島	二瓶 正則	自治労福島県職員連合労働組合
新 潟	吉川 敦	新潟県職員労働組合
群 馬	多田 正次	前橋市役所職員労働組合
栃 木	藤原 裕子	那須塩原市職員労働組合
茨 城	杉本 道博	取手市職員組合
埼 玉	穂積 勝則	北本市職員労働組合
東 京	赤池 智範	町田市職員労働組合
千 葉	二瓶 光司	市川市職員組合
神奈川	井口 貴弘	相模原市職員労働組合
山 梨	調整中	調整中
長 野	柴田 光俊	飯田市職員労働組合
富 山	中田 渉	魚津市役所職員組合
石 川	旭 勝吉	金沢市役所職員組合
福 井	加畑 正和	自治労福井市職員労働組合
静 岡	奥津 弘行	静岡県職労連合・静岡県職員組合
愛 知	白馬 治郎	豊田市職員労働組合連合会
岐 阜	森 雅広	関市職員労働組合連合会
三 重	岡谷 直紀	伊勢市職員労働組合

県本部	名 前	単 組
滋 賀	岡田 勝	湖南市職員労働組合
京 都	小西 正道	自治労京都市職員労働組合
奈 良	原田二三一	橿原市職員労働組合
和歌山	北村 清二	和歌山県職員労働組合
大 阪	花房 克仁	大阪市従業員労働組合
兵 庫	山本由美子	神戸市従業員労働組合
岡 山	下村 敬幸	岡山市現業労働組合
広 島	井上 武紀	尾道市職員労働組合
鳥 取	生田 孝俊	鳥取県職員連合労働組合
島 根	西村 雅夫	松江市職員ユニオン
山 口	品川真里子	萩市職員労働組合
香 川	堺 利彦	高松市職員連合労働組合
徳 島	寺野 淳	三好市職員労働組合連合会
愛 媛	金谷 浩	愛媛県職員労働組合
高 知	島原 留美	宿毛市職員労働組合
福 岡	古木 一尚	田川市職員労働組合
佐 賀	鶴田 啓介	鳥栖市職員労働組合
長 崎	迎田 幸博	自治労長崎県職員連合労働組合
大 分	秋吉 信治	大分市職員労働組合
宮 崎	溝邊 貴幸	延岡市役所職員労働組合
熊 本	富山 弘徳	水俣市職員労働組合連合会
鹿児島	福永 哲二	鹿児島市職員労働組合
沖 縄	喜納 博乃	北中城村職員労働組合

【経過報告】現業労働者の取り組み

1. 諸会議

(1) 2025年度全国幹事会

① 第1回全国幹事会

8月24日、東京・自治労会館にて対面・ウェブ併用で開催し、47県本部から傍聴を含め76人が参加した。幹事会では以下の事項について協議・確認した。

＜議 題＞

- ア 2024現業・公企統一闘争中間総括（案）
- イ 2024現業・公企統一闘争（第2次闘争）の推進（案）
- ウ 当面の闘争方針（案）
- エ 現業職場におけるジェンダー平等の推進にむけて
- オ 会計年度任用職員の処遇改善・組合加入にむけた取り組みについて
- カ 2025年度担い手育成連続講座について
- キ 現業評議会2025年度役員体制について
- ク 当面の日程・その他

【2025年度三役・常任幹事体制】

議 長	近畿地連	大阪府本部	大阪市従業員労働組合	川 口 篤 志
副 議 長	東北地連	岩手県本部	北上市職員労働組合	高 橋 雅 樹
副 議 長	北信地連	福井県本部	福井県庁職員組合	清 水 守
副 議 長	四国地連	高知県本部	高知市職員労働組合	黒 岩 千 賀
副 議 長	九州地連	福岡県本部	福岡市役所現業職員労働組合	梶 崎 宏 達
事務局長	近畿地連	大阪府本部	大阪市従業員労働組合	吉 村 秀 則
常任幹事	北海道地連	北海道本部	札幌市役所労働組合	渡 辺 智 之
常任幹事	関東甲地連	東京都本部	八王子市職員組合	笹 川 勝 宏
常任幹事	関東甲地連	東京都本部	東京清掃労働組合	萩 原 崇 氏
常任幹事	北信地連	長野県本部	宮田村職員労働組合	石 川 康 恵
常任幹事	東海地連	静岡県本部	静岡県職労連合・静岡県職員組合	金 子 裕 二
常任幹事	近畿地連	大阪府本部	泉北環境職員労働組合	和 田 剛 典
常任幹事	中国地連	広島県本部	呉市職員労働組合	延 岡 直 則

(2) 2025年度三役・常任幹事会

① 第1回三役・常任幹事会

8月24日、東京・自治労会館にて対面とウェブ併用で開催し、以下の事項について協議・確認した。

＜議 題＞

- ア 2025年度 三役・常任幹事の部会担当について
- イ 三役常任の連絡体制について
- ウ 次回の三役・常任幹事会について
- エ 部会幹事会の日程について
- オ 当面の日程・その他について

② 第2回三役・常任幹事会

9月5日、ウェブで開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- ア 2024現業・公企統一闘争の対応及びオルグ内容について
- イ 「2025年度自治労現業セミナー」の開催内容について
- ウ 2025年度第2回全国幹事会について
- エ 担い手育成連続講座について
- オ 自治労第5回現業政策集会について
- カ 会計年度任用職員の処遇改善・組合加入について
- キ 当面の日程・その他について

③ 第3回三役・常任幹事会

11月6日、ウェブで開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- ア 2024現業・公企統一闘争（第2次闘争）について
- イ 各部会幹事会について
- ウ 当面の闘争方針（案）について
- エ 担い手育成連続講座の役割分担について
- オ 第5回現業政策集会について
- カ 会計年度任用職員の処遇改善・組合加入について
- キ 当面の日程・その他について

④ 第4回三役・常任幹事会

11月22～23日、東京・自治労会館及びA P市ヶ谷で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- ア 2024現業・公企統一闘争総括（案）について
- イ 2025現業・公企統一闘争推進（案）について
- ウ 災害時に現業職員が力を発揮するための5つの提言（改訂版）について
- エ 政治闘争の推進について
- オ 第5回現業政策集会について
- カ 当面の日程・その他について

（3）部会幹事会等

① 第1回部会長会議

9月30日、ウェブで開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- ア 担当副議長・常任幹事と各部会幹事体制について
- イ 第5回現業政策集会・現業フェアについて
- ウ 各部会の課題と今後の対応について
- エ その他

② 第1回部会幹事会

各部会幹事会を以下の日程で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<日程・場所>

ア	第1回県職現業部会幹事会	10月4日	対面・ウェブ併用
イ	第1回清掃部会幹事会	10月6日	対面・ウェブ併用
ウ	第1回学校用務員部会幹事会	10月13日	対面・ウェブ併用
エ	第1回学校給食部会幹事会	10月14日	対面・ウェブ併用
オ	第1回一般現業部会幹事会	10月20日	対面・ウェブ併用

<議 題>

- a 現業労働者を取り巻く情勢と課題
- b この間の取り組み報告について
- c 2024現業・公企統一闘争中間総括および2024現業・公企統一闘争（第2次争）の推進
- d 各地連報告について
- e 2025年度第2次政府予算要請行動について
- f 労働安全衛生の推進について
- g 災害時に現業職員が力を発揮するための5つの提言について
- h 現業職場におけるジェンダー平等の推進にむけて
- i 地連報告書項目について
- j 現業組織集会運営委員の選出および内容について
- k 各職種における課題について
- l 当面の日程およびその他

③ 第2回部会幹事会

清掃・学校用務員・学校給食の各部会は以下の日程・場所で開催し、以下の事項について協議・確認した。

ア	第2回清掃部会幹事会	11月27日	ウェブ
イ	第2回学校用務員部会幹事会	11月28日	ウェブ
ウ	第2回学校給食部会幹事会	12月2日	ウェブ

<議 題>

- a 第5回現業政策集会に伴う現業フェアの内容について
- b 職種別ウェブ学習会と各職種における課題について
- c 当面の日程およびその他

2. 2024現業・公企統一闘争

（1）2024現業・公企統一闘争本部会議

① 第6回現業・公企統一闘争本部会議

9月9日、書面により以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- ア 2024現業・公企統一闘争（第2次闘争）県本部オルグについて
- イ 次回日程について

② 第7回現業・公企統一闘争本部会議

10月17日、対面・ウェブ併用で開催し、以下の事項について協議・確認した。

＜議 題＞

ア 2024現業・公企統一闘争（第2次闘争）の取り組み状況

イ ヤマ場の待機態勢について

ウ 次回の会議について

3. 諸集会・セミナー

（1）職場改善にむけた学習会5 ～地域事情に応じた公共サービスの提供を～

9月25日、ウェブで開催し、約230人が参加した。学習会では、多くの自治体において安易な民間委託が提案されている実情を踏まえ、今後の取り組み提起や委託提案を撤回させた事例などの報告を行った。取り組み事例では、神奈川県本部・自治労座間市職の矢作彰啓委員長より、学校給食調理場の委託撤回にむけた取り組みについて報告を受けた。

（2）2025年度現業セミナー

11月23日、東京・AP市ヶ谷にて対面とウェブ併用で開催し、312人（対面108人、ウェブ204人）が参加した。今回のセミナーは、現業職員だからこそ対応できる業務を考え、地域や住民から必要とされる現業職場を再確認し、今後の人員確保や安易な民間委託阻止などのさまざまな取り組みに繋げていくことを目的に開催した。

セミナーでは、「住民が必要としている自治体政策について」をテーマに東洋経済新報社コラムニストの風間直樹さんから講演を受けた後、単組報告①として「東京都児童福祉関連職場の例から見る給食調理の直営維持・再直営化の提言」をテーマに東京都本部・自治労東京都庁職員労働組合の縄田大輔さんから、単組報告②として「仙台市 清掃分野の人員確保の成果報告」をテーマに宮城県本部・仙台市で働く労働組合連合会の早坂正憲さんからそれぞれ報告を受けた。

4. 省庁要請行動

（1）厚生労働省要請行動

2025年度政府予算にかかる取り組みとして、11月13日に厚生労働省へ要請行動を実施した。

（2）こども家庭庁要請行動

2025年度政府予算にかかる取り組みとして、11月18日にこども家庭庁へ要請行動を実施した。

（3）国土交通省要請行動

2025年度政府予算にかかる取り組みとして、11月20日に国土交通省へ要請行動を実施した。

（４）環境省要請行動

2025年度政府予算にかかる取り組みとして、11月26日に環境省へ要請行動を実施した。

※ （１）～（４）の要請行動の具体的な内容は別紙参照のこと。

５．審議会

（１）中央環境審議会循環型社会部会

木村副委員長が委員として第57回に出席し、意見反映を行った（９月19日）。

（２）自動車リサイクル専門委員会

木村副委員長が委員として第59回に出席し、意見反映を行った（11月14日）。

６．その他

（１）現業職員の2024年度新規採用調査結果について

※ 新規採用者数は別紙参照のこと。

2025年度予算 第2次省庁要請行動

厚生労働省要請行動

第2次要請行動 2024年11月13日

自治労参加者：天本敬久 一般現業部会幹事、濱田歩美 同幹事、吉村秀則 事務局長

厚生労働省参加者：老健局、社会・援護局（社会）、医政局、保険局、労働基準局、
医薬産業振興・医療情報、健康・生活衛生局

【介護職場関連】

(1)介護予防・日常生活支援総合事業における栄養改善指導をはじめとした食にかかわる予算を充実させること。また、地域包括支援センターに専門調理師等を配置するなど、施策の充実をはかること。

①＜厚生労働省＞第2次要請 【介護職場関連】項目1回答の概要

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、自治体が地域の実情に応じた多様なサービス、活動の充実などにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、地域の高齢者に対する効果的かつ効率的な支援等を行うことを目的としている。そのため、事業内容や事業費は自治体が定めることとされており、栄養改善指導をはじめとした食に関わる事業に対し、どの程度の予算を確保するかは自治体の裁量である。厚生労働省においては、介護予防、高齢者支援の取り組みにつながる活動の奨励、普及をはかることを目的に、介護予防・高齢者生活支援分野において「健康寿命をのぼそう！アワード」の事業において、優れた取り組みなどを行っている企業、団体、自治体への表彰を行っている。栄養の活動を中心とした介護予防の取り組みも紹介されており、こうした好事例を横展開することにより、自治体における栄養改善に関する取り組みを推進していく。

高齢者の「食えること」を支えることは、フレイル予防につながるなど、介護予防という観点から、重要であると認識している。地域包括支援センターは、ケアマネジメント等の個々の高齢者の生活支援や、総合的な相談支援、地域ネットワークを構築する、などの取り組みを行う機関であるため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種を配置することとしており、これら以外の職員の配置については、自治体が地域実情に応じて判断すること、とされている。従って、専門調理師等の配置は必須とはしていないが、自治体によっては高齢者の見守りと一体的に行う配食サービスと地域包括支援センターが連携し地域の高齢者の食を支える取り組みを行うなど、高齢者の食に関する専門的な知識を持つ方が活動しているケースもある。引き続き、総合事業や地域包括支援センターの施策充実に努めていく。

②＜自治労＞第2次要請 【介護職場関連】項目1追加要請1

論点となっている2040年を見据えている中、今後は高齢者が増え、介護従事者が減

っていくという状況は加速していく。そういった状況下において、地域包括支援センターはさらに機能的にならなければならないと考えている。厚生労働省も「口からものを食べるのは重要」という認識を持っていることは理解したが、重要なのは担い手の問題である。それに応じた職種を地域包括支援センターに必置とし、対策を充実させていただきたい。「必置の三職種以外は、自治体が地域実情に応じて判断するもの」と考えだが、地域によって財政基盤は異なり、財政基盤が強い自治体の方が高齢化も進んでいる上に、介護従事者の人材確保が困難という実情がある。地域包括支援センターの新しい機能性を再検討し、2040年にむけ、さらに高齢者ケアを充実させる役目と理解したうえで施策を充実させていただきたい。また、地域包括支援センターは事業団や委託による運営が増えているため、そういった状況を踏まえ、今後取り組んでいただきたい。

(2)介護現場の離職防止と人材確保の観点から、新たに一本化された処遇改善加算の確実な取得などにむけて必要な周知・助言を行うこと。また、請求手続きの簡素化など、事業所がスムーズに新加算を取得できるよう配慮するとともに、さらなる処遇改善にむけた対応を強化すること。

①＜厚生労働省＞第2次要請 【介護職場関連】項目2回答の概要

処遇改善加算等の加算については、今まで事務運搬が複雑であるという声をいただいていたが、今般の改定により加算を一本化するとともに、その関連する書類の簡素化を行ったところである。その後、ホームページ上に記入方法などを示す動画を掲載するなど、より分かりやすい周知の方法について励んできたところである。今後もホームページに掲載している加算取得にかかる支援ツールの充実や個別相談事業により多くの方が参加していただくなど、様式の簡素化をはじめとした取得支援に引き続き取り組んでいく。

②＜自治労＞第2次要請 【介護職場関連】項目2追加要請1

介護現場の離職防止と人材確保の観点を踏まえた上で処遇改善加算等に取り組み、その方法についてさまざま模索されていると思うが、2023年度は介護職場の離職者数が入職者数を上回る事態となった。このままでは2040年に不足すると試算されている介護職員数問題が加速していくのでは、と懸念される。これに対し、処遇改善はもとより、「魅力ある介護現場の発信」を国として担うべきと考える。介護福祉士の養成施設は減少の一途を辿っており、さらに介護福祉士を希望する人材も減ってきている。これは現行の介護職員に対する処遇改善だけでなく、幼少期から教育の点で取り組む必要がある時代となっているのではないかと考える。例えば小学校の授業の一環として介護課題を取り入れるなど、これからの介護問題は日本全体の問題である、という意識付けも必要だと考える。

処遇改善について自治体では事院勧告のもと賃金が決定される背景はあるが、他職

種との賃金の上り幅とは2倍ほどの剥離がある。介護報酬自体も見直しの範囲としなければ、今後の介護業界全体として持ち堪えられなくなってしまう懸念もある。これらを総括して、今後の対応について検討していただきたい。

(3) 今後の感染症等の蔓延に備えるとともに、予測される高齢者人口の増加などを踏まえ、次世代の介護の担い手を養成するための予算の確保・充実など、必要な施策を早急に講じること。また、海外から介護を担う労働者を受け入れるにあたっては、適切な処遇を含めた安全・安心な労働環境を整えること。

①<厚生労働省>第2次要請 【介護職場関連】項目3回答の概要

介護福祉士には、専門的な知識やスキルを十分に発揮したうえで介護職のリーダーとして活躍されることが求められており、介護福祉士を養成する施設入学者の確保は重要であると認識している。それに関し、在学生の学費に関する支援として、返済免除用件付きの就学資金の貸し付けを実施しており、2025年度概算要求においては貸付原資として約41億円を計上している。

将来に渡り必要な介護サービスを安心して受けられるよう、担い手を確保することは喫緊の課題である。そのため、処遇改善等の総合的な人材確保対策を進めている一方、外国人介護人材の活用も重要な対策のひとつであり、外国人介護人材が安心して就労できるよう取り組みを進める必要があると考えている。

外国人介護人材の受け入れ環境の整備として、介護事業者に対し、外国人職員と円滑に働くための講習会への参加や、外国人職員の生活支援やメンタルヘルスケア等にかかる経費の助成、母国語で対応できる相談窓口を設置し、介護業務の悩みに対する相談支援、労働法令の遵守などに関する周知を実施している。また関係団体と連携し、特定技能外国人が就労する介護事業者に対して巡回訪問を行い、事業所職員や外国人本人との面談等も実施している。また、2025年度概算要求においては、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労定着を支援する目的で、受け入れ事業所などに対し外国人介護人材の活躍に資するツールの導入等を助成する新規事業や、相談窓口の設置、巡回訪問を実施する事業について予算の拡充を財政当局へ要求しており、外国人介護人材が安心して業務に従事できるよう、環境の整備に努めている。引き続き、さまざまな取り組みを通じて外国人介護人材の権利保護や生活面での安心確保に取り組んでいく。

②<自治労>第2次要請 【介護職場関連】項目3追加要請1

新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ感染症）については、感染症そのものが無くなったわけではなく、依然として警戒は必要である。65歳以上の高齢者に関しては補助制度により、ほぼ無償でコロナワクチンの接種を受けることができる一方で、介護・医療従事者には適用される補助制度はなく、接種する場合は1万数千円の自己負担が必要である。またインフルエンザワクチンに対しては補助があり数千円程度の

負担でワクチンを接種することができるが、コロナワクチンはそうではない。介護・医療のサービスを必要とする住民がコロナ感染症に罹患する発端として、介護・医療従事者がサービス提供時に感染させてしまうケースも見られ、さらにサービスを提供する施設でパンデミックが起きてしまう一因にもなり得る。

コロナ感染症が5類へ移行したとはいえ、病状の併発に伴い高齢者が死亡しているケースは依然として多くある。コロナワクチンが潤沢にある現状においてワクチンで対策ができる際は、介護・医療従事者がコロナ感染症を予防できる体制を作れるよう、国の補助を要望する。

また、コロナ感染症の5類移行に際し、罹患時の取り扱いが不明瞭であるため現場課題となっている。有給消化なのか否か、そしてその待機日数などは現場で判断している。今後の新たなパンデミックに備える観点から、コロナ感染症流行時の経験を踏まえ、具体的な取り扱い等、対応に関する発信を検討していただきたい。

また、人材確保に関し過疎地では深刻な問題となっている。自治体の直営でない介護サービスの提供形態が増えているが、社会福祉法人や一般企業は利益が見込まれない場合は、過疎地の介護事業を受けることはない。そうした現状を踏まえた際、再公営化による自治体直営での介護サービスの提供についても検討が必要ではないかと考える。外国人介護人材の就労に関する取り組みが必要であるが、まずは国内で介護の将来を担う人材を育て、その人材を以て、外国人介護人材を迎え入れる、といった現実的なフューチャーデザインをお願いしたい。

【病院職場関連】

(4) 看護補助者の人員確保と定着にむけ、正規雇用化や処遇改善、労働環境改善を行うよう助言すること。
--

①＜厚生労働省＞第2次要請 【病院職場関連】項目4回答の概要

厚生労働省では、看護補助者の確保や就労継続支援を推進し、具体的には、2020年度より「医療専門職支援人材確保・定着支援事業」において、業務に必要な知識、技術の習得にむけた研修プログラムの開発や、看護補助者の活用に関する好事例の情報発信などを実施している。また「地域医療介護総合確保基金」を活用した、病院管理者等を対象とした看護補助者の活用に関する研修の実施等にかかる財政支援を行っているほか、2023年度補正予算事業において、看護補助者の確保、定着に困難が生じている病院等において、看護補助者の確保、定着のための取り組みを総合的に推進し、病院の人材マネジメント力の向上を支援することを目的とした、看護補助者の確保、定着支援事業を実施している。

処遇改善については実施済みであるが、2023年に閣議決定された「2024年度の医療・介護・障害福祉サービス等報酬の同時改定での対応を見据えつつ、喫緊の課題に対応するため、看護補助者の人材確保にむけて賃上げに必要な財政措置を早急に講ずるこ

と」とされた旨を踏まえ、2024年2月から5月まで病院等で勤務する看護補助者を対象に、月額平均6,000円程度の収入を引き上げるため「看護補助者処遇改善事業補助金」によって支援を実施してきたところである。今後は補助金の実績検証や、申請された医療機関の意見を踏まえて必要な対応を進めていき、看護補助者の確保、定着に引き続き取り組んでいく。

②＜自治労＞第2次要請 【病院職場関連】項目4追加要請1

看護補助者の人員確保や定着に関し、医師から看護師、看護師から看護補助者というように、タスクシェア、タスクシフトが進んでいる状況のもとで看護補助者の役割が見直されている中、現状は定着しない。日本看護協会調査では8割近くが「看護補助者の定数確保が最も困難である」との結果となり、タスクシェア、タスクシフトについても業務を担う先が派遣職員や有期雇用者であり、定着が進まない状況である。これは業務内容と処遇面が見合っていないことが原因のひとつであると考えている。「魅力ある職場」としての発信は必要であると感じている。正規職員では定着率が高い調査結果があるため、診療報酬の改定にある看護補助体制充実加算の取得などにより、人材確保と定着にむけたさらなる支援をお願いしたい。

また、2024年2月から5月にかけて処遇改善事業等が実施されたが、範囲が限定されたことにより処遇改善が行われなかった、また実施されたものの制限を理由に、半額に減額されたなどの事案を聞き及んでいる。現場や各事業所等が柔軟に対応でき、確実に給与に反映される使いやすい事業や制度となるよう、今後、処遇改善を行う際には工夫をはかっていただきたい。

③＜厚生労働省＞第2次要請 【病院職場関連】項目4追加要請1に対する回答

看護補助者の確保が難しいという点は、都道府県ナースセンターからも同様の意見をいただいている。従来、中央ナースセンターへ均等補助という形で看護職員の確保を進めてきたが、今後、看護職員の業務がさらに増大していくことを加味すると、看護補助者へのタスクシェア、タスクシフトは非常に重要である。これを踏まえ、看護補助者の人材確保について、2025年度予算における拡充を検討していきたい。

また、看護補助者の処遇改善補助金については、ご意見をいただいたように文面上の制限によって、全額でなく半額支給や支給なしとの実態を聞いており、今後、11月頃から県が自治体に交付申請状況を確認していくため、柔軟に、確実に対応できるように指導していきたい。

(5)2024年診療報酬改定で措置された、医療機関で働く職員の賃上げについて、公立病院においても実施されるよう助言すること。
--

①＜厚生労働省＞第2次要請 【病院職場関連】項目5回答の概要

2024年度診療報酬改定においては、医療機関で働く職員の賃上げの措置として、看護職種等の医療関係職種の賃上げのために、ベースアップ評価料を新設した。

また、ベースアップ評価料の対象職種とならない40歳以下の医師・歯科医師や事務職員等の賃上げに資する措置として外来初診料、再診料、入院基本料の引き上げも併せて実施している。

ベースアップ評価料については特設ページを設け、届け出方法やベースアップの考え方などを周知している。公立病院は人事院勧告に基づき、条例に準拠して賃上げがされているものと承知しているが、厚生労働省では複数に渡る事務連絡を以て、ベースアップ評価料による診療報酬の収入は、人事院勧告による賃上げ分にも充てることができる、という解釈を示しているとともに、今回の人事院勧告では一部地域手当、配偶者手当が引き下げとなったが、それらに対してもベースアップ評価料を算定して充てて良い、といった解釈を示している。このような加算措置が医療機関で働く職員に最大限に活用され、医療現場での確実な賃上げとされることが重要であると認識しており、今後も医療機関における賃上げ等の状況については、フォローアップの仕組みも検討し、適切に把握していきたい。

②<自治労>第2次要請 【病院職場関連】項目5追加要請1

ベースアップ評価料に関して特設ページを設け、届け出方法や考え方の周知など、一定の対応をいただいているとともに、医療現場での確実な賃上げとされることが重要であるとの認識は感謝する。ただし「医療機関で働く職員」については、看護補助者だけでなく、治療食を提供している調理部門についても、チーム医療に関わる重要な部門であるため、あわせて改善がはかれるよう要請する。

また、診療報酬改定は必ずしも働いている職員に還元されていないという課題もあるため、しっかり反映されているかどうかの精査もお願いしたい。

(6)感染症指定病院をはじめ、すべての医療従事者の労働安全衛生を確保するよう助言すること。

①<厚生労働省>第2次要請 【病院職場関連】項目6回答の概要

2023年5月8日より、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ感染症）の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更され、以後のコロナ感染症対策は個人の選択を尊重し、国民の自主的な取り組みをベースとした対応を求めている。一方、医療現場における感染拡大を防ぐ観点から院内の労働安全衛生の確保が重要であり、感染対策として、時差通勤や昼休みの時差取得、感染した場合の休業制度、休業による手当等の取り決めを事前に労使間で話し合い、共有しておくこと等が考えられる。厚生労働省では、ホームページにおいて、5類感染症移行後の対応を含め、Q&Aとして継続した情報発信を行っている。このような取り組みを通じて、引き続き医療従事者の労働安全衛生の確保に努めていく。

②<自治労>第2次要請 【病院職場関連】項目6追加要請1

介護職場と同様に病院職場も慢性的な人員不足の状況である。他職種では、働き方

改革により一定の改善がされたが、病院・介護職場では十分に取り組みが進んでいないと実感している。マイコプラズマ肺炎や、インフルエンザの流行も控えている中で、新興感染症への対策として、日常からの休暇の取りやすさなどをはじめとした、心身の健康を守ることができる働きやすい環境づくりは必須である。

コロナ禍でも経験したが、医療・介護従事者が感染して休まなければいけない状況であっても、それをカバーできない状況である。十分な人材確保ができないことは医療の質の低下にもつながる。患者の安全を守るという観点から、配置基準を満たすだけでなく、安心して良質な医療が提供できるよう、労働安全衛生の観点を踏まえ患者と職員、双方の安全が守られる職場環境が必要であると考えます。引き続いて助言、指導などを要請する。

(7)新たな感染症危機に対応できるよう必要物品の確保を行うとともに、患者・医療従事者双方の安全・安心が守られる体制の整備や現場実態に即した予算確保を行うこと。

①＜厚生労働省＞第2次要請 【病院職場関連】項目7回答の概要

新興感染症への対応については、2024年4月に施行された改正感染症法等により、自治体が医療機関等と協議を行い、病床確保や発熱外来などに関する協定を締結する仕組みを法定化している。同改正法において、新たに医療措置協定の内容の一つとして医療機関における个人防护具の備蓄を位置付けたところである。また、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が本年見直され、2024年7月2日に閣議決定された。見直し後の政府行動計画については、物資の章を新設し、準備期、初動期、対応期の3つの時期に分け、それぞれの時期で国や自治体等が行うことを明記するなど、新たな新興感染症が生じた場合に、个人防护具が不足することがないように見直しが行われた。

患者や医療従事者の安全・安心について、今後、新興感染症蔓延時に対応いただくため、病床確保などに関する医療措置協定を自治体と協定した医療機関に対して、感染症に基づき個室の整備、病棟の増員を行うための改修工事を行う場合に、財政支援を実施している。

②＜自治労＞第2次要請 【病院職場関連】項目7追加要請1

コロナ感染症の位置付けが2類から5類に変更となり、発生当初と比べると防護具も充足、確保されている状況である。3つの時期に合わせた行動計画等を示されたが、今後、未知の感染症が発生する可能性もあり、引き続き必要物品の確保にむけた取り組みをお願いしたい。

また現場では、位置付け変更に見合った業務の住み分けはなされておらず、現場の混乱は残っている。例として現場でコロナ患者に対応する際には、従前通りのPPEが必要であるなど、2類から5類になったものの、手当だけ無くなり労力は変わらない

いという実態が続いているため、変更に見合った基準や計画を示して頂きたい。インフルエンザと同じであるというのであれば、コロナ患者へのPPEの対応も同じ基準にすべきと考える。

また、濃厚接触者の扱いがなくなったため、家族が罹患した際は特別休暇でなく有給消化で対応せざるを得ないが、そもそも有給を取得しにくいといった課題もある。患者、職員双方の安全・安心が守られるよう、現場の実態に見合った助言などをお願いする。

【保健所関連】

(8)感染症の感染拡大時の検体搬送体制強化にむけ、体制維持にむけた人員確保と専用車両購入や車両整備に対する予算を確保すること。

①＜厚生労働省＞第2次要請 【保健所関連】項目8回答の概要

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次の感染症危機にも備え、平時のうちから計画的に体制整備を進めていくことが重要であると考えている。このため、2022年12月に成立した、改正感染症法に基づく予防計画の実行性を高めるために、各保健所において、有事の際の人員体制の構築や業務効率化の取り組み等を盛り込んだ「健康危機対処計画」を作成して頂くこととしている。この中で、検体搬送の仕組みの整備についても、保健所や地方衛生研究所等が関係機関と調整の上、整備して頂くことをお願いしている。

人員の確保については、保健所の恒常的な人員体制強化をはかるため、これまで感染症対応業務に従事する保健師を、2021年度から2年間で約900人増員する地方財政措置を行ってきた。また、2023年度においても平時のうちから感染症危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師をさらに約450人増員するとともに、保健師以外の事務職員等を約150人増員する措置を講じている。さらに2024年度は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために、統括保健師などの総合的なマネジメントを担う保健師の役割の重要性を鑑みて、地方交付税措置について都道府県標準団体の本庁および保健所の課長措置数を各1人増加する等の見直しを行っている。

次の感染症危機に備え、平時から検体搬送も含めた体制の強化は大変重要であると考えているため、引き続き聞き取りを行いながら必要な支援を検討していく。

②＜自治労＞第2次要請 【保健所関連】項目8追加要請1

次の感染症危機に備えた、平時からの体制強化も重要であるが、災害時においても感染症の観点において、自治体と保健所の連携が必要となる。引き続き、体制の維持と人員確保の強化、ならびに災害時に備えた機能強化をお願いする。

【学校用務職場関連】

(9) 学校教育法施行規則第65条の「学校用務員が学校の環境整備その他の用務に従事する」に基づき、学校用務員が環境整備を行うにあたり労働安全衛生法上の研修受講が必要な機材を使用することが多いことから、関係省庁に対し学校用務員の安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。

①＜厚生労働省＞第2次要請 【学校用務職場関連】項目9回答の概要

学校用務員については、一般的に労働安全衛生法令の適用を受けており、学校用務員の安全と健康を確保することは重要であると認識している。学校用務員の業務は、学校という特定の環境下で作業が行われるものであり、個々の作業については工具等を用いた作業も含まれている。これによる労働災害を防止するためには、労働安全衛生法令に基づく、雇い入れ時教育などにおいて、業務に応じた必要な教育が行われるよう、労働安全衛生管理体制が整備、維持されることが重要である。

労働安全衛生法令において、労働者が使用する際に講習の修了などを求める機械等については、その遵守がなされていない場合、各労働基準監督署において、事案の把握後、必要に応じて適切に指導等が実施されている。

厚生労働省では都道府県労働局、各労働基準監督署を通じて、労働安全衛生法令の周知に努めている。要望を踏まえ、必要に応じて各関係省庁に対し要望の内容について協議させていただく。

②＜自治労＞第2次要請 【学校用務職場関連】項目9追加要請1

厚生労働省としては、基本的に労働安全衛生法に基づいて対応を求める姿勢であることは理解している。加えて、学校現場は文科省や教育委員会管轄であるが、現場実態として、特別教育の徹底がなされていないなどの現状も見受けられる。また、学校用務員の業務は多岐に渡るため、個別に細かな徹底は容易ではないと思われるが、労働安全衛生の観点から、徹底した遵守がなされていない実態を加味し、厚生労働省として可能な対応をお願いする。

(10) 近年の記録的高温が続く中においても、学校用務員は屋外において業務を行う必要がある。屋内外の業務を問わず熱中症対策は健康と命に係わることを踏まえ、関係省庁と連携し取り組み事例の共有などを周知するとともに、熱中症対策をはじめ現場実態に応じた予算措置を行うこと。

①＜厚生労働省＞第2次要請 【学校用務職場関連】項目10回答の概要

厚生労働省においては「職場における熱中症予防基本対策要綱」を策定するとともに、基本的な熱中症予防対策や、熱中症発症時の応急措置等の適切な実施を広く呼び掛けるキャンペーンを毎年5～9月に実施するなど、職場における熱中症予防対策を推進している。また、職場における熱中症予防対策の周知事業として、専用のサイトを設置・運営しており、当サイトにおいて「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」や

教育動画を公開し、周知普及に努めているところである。

これらの取り組みに関しては予算措置を講じているところだが、今後も必要な予算を確保し、熱中症対策推進会議において関係省庁と連携しつつ、必要な取り組みを進めていきたい。

②＜自治労＞第2次要請 【学校用務職場関連】項目10 追加要請1

熱中症に関しては、記録的な猛暑が頻発する昨今は重要な課題である。厚生労働省より「猛暑の環境下における作業の自重」を求めているとしても、実際の学校現場では「作業しない」選択は困難である。取り組んでいる周知普及については、厚生労働省だけでは、通知含めて各現場まで届かないと思われるため、関係省庁含めた連携による取り組みをお願いしたい。また、毎年5から9月にキャンペーンにも取り組まれているとのことだが、とくに今年に見られたように、毎年同じ時期に同じ気候という実態ではないため、状況に見合った周知啓発をお願いする。

2024年 11月 13日

厚生労働大臣

福岡 資麿 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 石 上 千 博

2025年度政府予算編成に関する要請書

日頃より、厚生労働行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

いま日本は人口減少や超高齢化に対応するための社会的な変革を迫られています。その困難に直面する一方、経済状況や労働価値に見合った十分な賃金がすべての労働者に確保されておらず、日本の活力に大きな影を落としています。もはや、次世代を担う若者たちにとっては、明るい未来を展望することさえ難しい状況です。

こうした中、地域社会において日々、安心して暮らしていくためには、持続可能な社会保障制度を確立することが何より重要です。2024年度政府予算における社会保障関係費は37兆7,193億円となり、過去最大の規模となりましたが、2025年度政府予算においても、引き続き、地域における医療や保健体制の充実、社会福祉施策の強化、これらに携わる地域公共サービス労働者の待遇改善など、かつてない高まりを見せる社会保障に対する市民の期待やニーズに応える必要があります。

つきましては、2025年度の政府予算編成にむけて、以下の通り要請します。

記

【介護職場関連】

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業における栄養改善指導をはじめとした食にかかわる予算を充実させること。また、地域包括支援センターに専門調理師等を配置するなど、施策の充実をはかること。
- (2) 介護現場の離職防止と人材確保の観点から、新たに一本化された処遇改善加算の確実な取得などにむけて必要な周知・助言を行うこと。また、請求手続きの簡素化など、事業所がスムーズに新加算を取得できるよう配慮するとともに、さらなる処遇改善にむけた対応を強化すること。
- (3) 今後の感染症等の蔓延に備えるとともに、予測される高齢者人口の増加などを踏まえ、次世代の介護の担い手を養成するための予算の確保・充実など、必要な施策を早急に講じること。また、海外から介護を担う労働者を受け入れるにあたっては、適切な処遇を含めた安全・安心な労働環境を整えること。

【病院職場関連】

- (4) 看護補助者の人員確保と定着にむけ、正規雇用化や処遇改善、労働環境改善を行うよう助言すること。
- (5) 2024年診療報酬改定で措置された、医療機関で働く職員の賃上げについて、公立病院においても実施されるよう助言すること。
- (6) 感染症指定病院をはじめ、すべての医療従事者の労働安全衛生を確保するよう助言すること。
- (7) 新たな感染症危機に対応できるよう必要物品の確保を行うとともに、患者・医療従事者双方の安全・安心が守られる体制の整備や現場実態に即した予算確保を行うこと。

【保健所関連】

- (8) 感染症の感染拡大時の検体搬送体制強化にむけ、体制維持にむけた人員確保と専用車両購入や車両整備に対する予算を確保すること。

【学校用務職場関連】

(9) 学校教育法施行規則第65条の「学校用務員が学校の環境整備その他の用務に従事する」に基づき、学校用務員が環境整備を行うにあたり労働安全衛生法上の研修受講が必要な機材を使用することが多いことから、関係省庁に対し学校用務員の安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。

(10) 近年の記録的高温が続く中においても、学校用務員は屋外において業務を行う必要がある。屋内外の業務を問わず熱中症対策は健康と命に係わることを踏まえ、関係省庁と連携し取り組み事例の共有などを周知するとともに、熱中症対策をはじめ現場実態に応じた予算措置を行うこと。

以上

2025年度予算 第2次省庁要請行動

こども家庭庁要請行動

第2次要請行動 2024年11月18日

自治労参加者：正本堅士 一般現業部会幹事、吉村秀則 事務局長

こども家庭庁参加者：成育局 保育政策課、同 公定価格担当室

(1) 保育所調理員は、施設の老朽化や現代の調理業務に適していない設備の中で食事提供するとともに、様々な個々食を適切かつ迅速に対応している。また乳幼児期の子どもに必要な知育・徳育・体育の基礎となる職員間連携による「食育」の実践や、様々な感染症への対応など、その業務内容は複雑・高度化している。このような状況を踏まえ、給食調理員の明確な職員配置基準を設け、その改善を図ること。また、同様の理由から「保育体制強化事業」の保育に係る周辺業務に調理補助業務を加え、現場の体制強化をはかること。

①＜こども家庭庁＞第2次要請 項目1回答の概要

児童福祉施設の設備運営基準においては、外部搬入をする場合を除いて、調理員は基本的に配置必須であるが、法令上で具体的な配置数を定めていない。この点に関しては施設の規模や児童数などの事情に応じて柔軟に配置されていると認識している。

「保育体制強化事業」については、保育士の負担軽減をはかり保育士の働きやすい職場環境の整備を目的としている。そのため保育支援者は、給食の配膳・後片付け、保育設備の消毒・清掃等の業務に携わることとなっている。基本的には保育士の負担軽減が最優先となるため、その点をご理解の上で活用しながら取り組んでいきたい。

②＜自治労＞第2次要請 項目1追加要請1

今年度の第1次要請においても調理員の公定価格の基本分単価を「30人以下で調理員1人、120人以上で3人」といったように、緩和を進めることはできないか、と要請させていただいた。配置基準が定められた当時と異なり、アレルギー対応以外にも、離乳食の段階的な対応など、実態は変わってきている。0歳児に留まらず1歳児にも離乳食提供が必要とされる場合や、幅広い宗教食の提供、医療的ケア児および児童発達支援センターとの並行通園児への携帯食の提供、加えて「こども誰でも通園制度」の開始など、保育だけでなく調理分野においても業務が増加してきている。その中で、当時に定められた配置基準は少ないと捉えており、再考をお願いしたい。

③＜こども家庭庁＞第２次要請 項目１追加要請１に対する回答

現状の配置基準は公定価格上で「子ども40人以下で１人、40人以上150人以下で２人、それ以上で３人」であるが、ご指摘の通り宗教食などの対応業務が増えているのだと認識している。その上で食育に関しては栄養管理加算を拡充した通り、今後でも取り組んでいきたいと考えている。また今後、保育所が多様な子どもの受け皿になるという観点からも、宗教に関する対応等は、食事の提供に限った課題ではないため、しっかりとした検討を行っていく。現行では、ICT活用として翻訳機の導入にかかる補助を行っているが、宗教食の点も含め、食育に関することも検討に入れていきたい。

④＜自治労＞第２次要請 項目１追加要請２

今回、保育士の配置基準が70数年ぶりに見直され、実態に合わせる形になった。そういった中で調理を担う公立保育所の職員から、同じく70数年見直されていない調理員から配置基準の見直しを要望する声が多く出ている。現状を調査し、公定価格と実態の不一致がないか確認の上、配置基準の見直しの検討をお願いする。

⑤＜こども家庭庁＞第２次要請 項目１追加要請２に対する回答

保育調理員からの見直しの声大きいという意見も踏まえ、今回の保育士の配置基準見直しの際に「子ども・子育て支援分科会」では、「しっかりと検証してください」との意見もいただいているが定性的・定量的な検証は難しい側面があるとも感じている。今回いただいた意見も踏まえると、引き続き検討を行っていく必要があると考えている。

(２) 「保育環境改善等事業」の対象事業に老朽化する公立保育所調理室の施設整備を可能とする項目を追加すること。

①＜こども家庭庁＞第２次要請 項目２回答の概要

公立保育所の整備については、調理室も含めて地方交付税化されているため、基本的には地方交付税で対応するものと考えている。なお、「保育環境改善等事業」において、保育の質の向上を目的とし、軽微な改修等に活用することは、これを特段妨げるものではない。

②＜自治労＞第２次要請 項目２追加要請１

公設の民営保育所は老朽化が進んできている。保育所自体の老朽化もさることながら、調理場は水やガス、熱を持つ機器を使用するため、老朽化が一層激しい状況である。給食提供施設では老朽化に伴う害虫発生などのケースも考えられ、さまざまな問題につながる。駆除費を確保し業者対応を行うこともあるが、本来は発生源に対する改修等の対策が必要であることから、調理場に対する改修予算を確保していただきたい。「保育環境改善等事業」は保育に特化しつつも調理室にも活用できるものと、今年度第１次要請でご回答いただいているが、実際に交付金が各自治体

から配分された際は、子どもたちが過ごす場所に予算が講じられ、調理場への予算配分は限りなく少ない実態である。調理室への活用について、通達などで強く周知する等の対応をお願いしたい。

(3) 医療的ケアが必要な児童の受け入れに関しては、トロミ食やミキサー食等、個々の状況に応じた対応が求められることから、調理部門においても、受け入れに応じた予算措置を行うこと。

あわせて、近年では医療的ケア児の対象ではないものの、児童発達支援センターと保育所間で並行通園を行う事案が増え、障害児童への食事配慮も増加していることから、必要な予算措置を行うこと。

①<こども家庭庁>第2次要請 項目3回答の概要

「医療的ケア児保育支援事業」において、医療的ケア児を受け入れるために掛かる費用を補助している。トロミ食やミキサー食等の個々の状況に応じた対応が求められる場合に当該事業を活用いただけるため、そのようにご対応をお願いしたい。

児童発達支援センターと保育所間で併設については、2022年に省令改正が行われたが、併設によって調理員の増員が必要であるとは現時点で考えていないが、調査研究の中で、どのような子どもの交流が行われているか、実態把握を行っているところであるため、実態を踏まえて必要な支援があれば検討していきたい。

②<自治労>第2次要請 項目3追加要請1

医療的ケア児同様の扱いではなくとも、公立保育所に並行通園されている障害児の子どももいる。療育センターのような専門調理施設では、専用機材でトロミをつけた食材提供等の対応が行えるが、公立保育所では専門のスキルを持った人材も専用機材もないため、並行通園児に対して同等の対応ができない。通常使用する機材でどうにか対応しているが、療育センターに従事する専門調理師の視点で見ると、いつか事故案件になるという見解もされている。こういった事態を防ぐためにも、人員確保や機材更新の予算措置をお願いしたい。

あわせて実態把握を行っているとのことで、現場意見を踏まえ、今後の検討をお願いしたい。

③<こども家庭庁>第2次要請 項目3追加要請1に対する回答

児童発達支援センターと保育所が併設されている所に対し調査しているため、併設されていない公立保育所に並行通園している子どもの案件は調査対象に含まれない。要請された件は、人員対応というより、提供の仕方で改善が可能と捉えたが、ガイドライン等に基づいて対応を行っているのか確認したい。医療的ケア児に至らないことは、健常児でアレルギー対応が必要という扱いと同様で、ガイドライン等を参考にしながら提供する必要があると考える。

④<自治労>第2次要請 項目3追加要請1に対する回答への要請

医療的ケア児と、前述の並行通園をする子どもへの食事提供にあたって必要な対応は似ており、口での咀嚼消化ができないため、療育センターで提供しているレベルと同等のキザミ食の提供が必要である。看護を要する医療的ケア児と全く同じということではないが、離乳食提供とは明らかに異なる対応が必要な携帯食を提供するにすれば、とても人員と予算が足りていないという現場実態がある。

(4) 物価高騰により現場では食材費が逼迫していることから、必要な予算措置を早急に求めるとともに、少子化対策を踏まえ、給食費無償化にむけ予算措置を講ずること。

①<こども家庭庁>第1次要請 項目4回答の概要

保育所等における給食費の無償化については、園が給食を提供しない場合の保護者負担の関係や、在宅子育てをする世帯とのバランス、追加的財源が必要となる等の課題があり、「こども未来戦略」には盛り込まれていない。

物価高騰については重点交付金等で自治体が補助を行っているため、高騰に際して必要となる場合には、自治体に相談いただき対応をお願いしたい。

②<自治労>第2次要請 項目4追加要請1

依然として物価高騰が続いているため、引き続き実態を見ながら予算編成をお願いする。

(5) 安全・安心な保育提供場の確保にむけ、用務員や事務員の要員配置を児童福祉施設最低基準33条の職員配置に加えるとともに、要員確保を可能とする予算措置を講ずること。

①<こども家庭庁>第2次要請 項目5回答の概要

用務員や事務員の配置については、特段、法令上で具体的な基準などは設けていないが、安全・安心な保育提供のための環境確保は重要である。配置について最低基準に組み込むことは現時点で検討していないが、業務負担の軽減にむけ、保育補助者の配置やICT化の取り組みなどを進め、安全・安心な保育環境の確保にむけて取り組んでいく。

②<自治労>第2次要請 項目5追加要請1

用務員について、全国の自治体で一定数配置されているが会計年度任用職員やシルバー人材センターからの派遣により業務対応していることが多い。正規職員の配置の際は、用務員としての業務である衛生管理業務等を担いながら、主任やフリー保育士同様に保育所内の保育や事務の運営補助を行うなど、保育士の人材不足の補填として活用されている部分がある。正規職員でない場合は、派遣会社との契約により業務内容が固定されるために柔軟な対応ができない。

保育士の配置基準の見直しは、業務負担が増加した等の検証を踏まえ実施したと認識であるが、実態では負担軽減に追い付いていないという声も聞こえている。そうした観点からも含め、用務員を最低基準の職員配置に加えていただくよう、検討を要請する。また、保育所の安全・安心の観点を理解されているのであれば、用務員の活用による保育士の負担軽減事例の発信など、自治体にとって有益な取り組みにつながる対応をお願いしたい。

③＜自治労＞第2次要請 項目5追加要請1に対する回答

こども家庭庁のホームページには、「保育分野の業務負担軽減、業務の再構築のためのガイドライン」という保育士の負担軽減に参考にできるガイドラインが掲載されている。また、これを基に複数の保育施設の取り組みを纏めた「業務改善実施にむけた事例集」も同じく掲載しているため、こういったものを活用し業務負担軽減につなげていただければと考える。

【公立保育所の全国的な委託状況について】

＜自治労＞第2次要請 その他1

全国的に保育士の人員が不足する一方、公立保育所では委託や廃止統合が進んでいる。あわせて保育調理を担う調理員が加速度的に減少している。調理において保育所運営に最低限必要な調理員数が不足した場合、調理の外部委託が進むと考えられるが、全国的な委託状況について把握しているかお聞きしたい。

＜こども家庭庁＞第2次要請 その他1に対する回答の概要

基礎データとして把握しておくべき数値であると認識しており、データはあると思われるため、追って確認する。

2024年 11月 18日

こども家庭庁長官
渡辺 由美子 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石 上 千 博

2025年度政府予算編成に関する要請書

日頃より、こどもに関する行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

いま日本は人口減少や超高齢化に対応するための社会的な変革を迫られています。

す。その困難に直面する一方、労働者にとっては経済状況や労働の価値に見合った十分な賃金が確保されておらず、日本の活力に大きな影を落としています。もはや、次世代を担う若者たちにとっては、明るい未来を展望することさえ難しい状況です。

こうした中、地域の子ども子育て支援では、すべての子どもたちが最善の利益を受けることができる総合的な支援のあり方を追求していかなければなりません。そのためにも、調理員を含む保育スタッフには保育所内だけではなく、地域活動団体やNPO等の広範な人々との連携による、地域すべての乳幼児の「食育」や「食支援」の取り組みが求められます。

つきましては、2025年度の政府予算編成にむけて、以下の通り要請します。

記

(1) 保育所調理員は、施設の老朽化や現代の調理業務に適していない設備の中で食事提供するとともに、様々な個々食を適切かつ迅速に対応している。また乳幼児期の子どもに必要な知育・徳育・体育の基礎となる職員間連携による「食育」の実践や、様々な感染症への対応など、その業務内容は複雑・高度化している。このような状況を踏まえ、給食調理員の明確な職員配置基準を設け、その改善を図ること。また、同様の理由から「保育体制強化事業」の保育に係る周辺業務に調理補助業務を加え、現場の体制強化をはかること。

(2) 「保育環境改善等事業」の対象事業に老朽化する公立保育所調理室の施設整備を可能とする項目を追加すること。

(3) 医療的ケアが必要な児童の受け入れに関しては、トロミ食やミキサー食等、個々の状況に応じた対応が求められることから、調理部門においても、受け入れに応じた予算措置を行うこと。

あわせて、近年では医療的ケア児の対象ではないものの、児童発達支援センターと保育所間で並行通園を行う事案が増え、障害児童への食事配慮も増加していることから、必要な予算措置を行うこと。

(4) 物価高騰により現場では食材費が逼迫していることから、必要な予算措置を早急に求めるとともに、少子化対策を踏まえ、給食費無償化にむけ予算措置を講ずること。

(5) 安全・安心な保育提供場の確保にむけ、用務員や事務員の要員配置を児童福

社施設最低基準33条の職員配置に加えるとともに、要員確保を可能とする予算措置を講ずること。

以上

2025年度 第2次予算要請行動

国土交通省要請行動

第2次要請行動 2024年11月20日

自治労参加者：仲摩剛征 県職現業部会幹事、赤津誠二 一般現業部会幹事、吉村秀則 事務局長

国土交通省参加者：道路局 環境安全・防災課、同 道路防災対策室、同 道路交通安全対策室、道路局 国道・技術課 道路メンテナンス企画室、水管理・国土保全局治水課、大臣官房 社会資本整備総合交付金等総合調整室

1. 頻発化・激甚化している自然災害において、従来の道路・河川管理業務だけでは対応が困難となることが危惧されることから、住民の生命と財産、生活の安全・安心の確保、防災・減災対策や災害時・災害後の復旧に関して実情にあわせた新たな国庫支援制度の創設も含め、必要な取り組みを行うこと。また、道路施設や河川管理施設の老朽化対策を講じる必要があるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、国として必要な支援を行うとともに、道路法第42条を踏まえた必要な予算措置をはかること。

①<国土交通省>第2次要請 項目1回答の概要

近年の気候変動の影響もあり、水災害の激甚化と頻発化がある中で、これまで通り堤防整備や河道掘削等の事前防災対策を引き続き加速させていく。また公表している「流域治水プロジェクト」では、河道掘削なり堤防整備や川の整備だけではなく、流域全体が一体となって、あらゆる関係者が共同して対策を行っていくことが、これからの気候変動を踏まえて重要としており、流域治水についても推進している。

また、それらの取り組みに資するために2021年度に個別事業補助として「特定都市河川浸水被害対策推進事業」を創設した。この事業では特定都市河川に指定されるにあたり「流域水害対策計画」を策定することになるが、策定に対する支援が可能となっている。あわせて流域治水を推進するための制度拡充等も進めている。

加えて河川管理施設の老朽化対策として、施設の更新とか応急的な改良などについては、2022年度に「河川メンテナンス事業」を個別補助事業として創設し、老朽化対策等が計画的に実施できるよう重点的に支援を強化している。

今年度も激甚化・頻発化する大雨に対し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用しながら自治体への支援を重点的に行ってきたい。

地方が管理する道路の防災・減災対策、老朽化対策については、社会資本整備総合交付金や道路の中で個別補助制度等を活用し、それぞれ地域の要望に応じて支援を行っている。2020年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、防災・老朽化対策について項目を入れている。その中では、定期点検などにより確認された修繕が必要などの対策を集中的に実施するなど、早期の予防、保全により道路メンテナンスにできるように取り組んでいる。2025年度が最終年度となるが、厳しい財政状況の中で引き続き地域の要望に応じて支援できるように必要な予算確保に努めたい。

②<自治労>第2次要請 項目1追加要請1

社会資本整備総合交付金については、日常的に行う道路維持作業等は対象外という見解だったと思う。先ほど予算増額で要求しているとのことだったが、果たして使いやすいものとなっているのか危惧するところである。予算措置はされるものの、民間も公務職場も

人員不足の状況の中で、技術職員が現場作業をせざるを得ないといった自治体現場もある。交付金が確保されるものの、現場体制の状況により効果的に対応できない実態があることを認識していただきたい。自治体における道路維持管理に関しては、直営も視野に入れた体制強化が必要と考える。有事の際の対応はもとより、自治体責任による住民へのサービスが十分に提供できないのではと危惧する。国土交通省として自治体の道路行政体制の実態についても把握すべきと考える。

また、自治体で管理している河川の維持については、1級河川と比較すると堤防の除草や施設の水準など十分な維持管理に必要な予算が確保できていない実態がある。大雨などでは本流から支流への逆流による氾濫などがあり、小規模河川の維持管理も重要であるため、引き続き、予算確保・拡充をお願いしたい。

③<国土交通省>第2次要請 項目1追加要請1に対する回答

社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金については、各都道府県や地方公共団体が作成する整備計画や要望などに基づく概算要求に対し、夏と冬の年に二回、配分している。自治体によっては準備が整わない時に予算がきたことは例としてあるのかもしれない。

④<自治労>第2次要請 項目1追加要請2

予算の流れは理解した。現場視点にはなるが、自治体現場の現状を知っていただきたいと思い発言した。現業職員の減少に伴い、技術職員に負担がかかっていること、また民間事業者の能力を発揮しきれていない現状などを踏まえ、自治体における道路維持行政の在り方について今一度考える必要があるのではないかと。人員に関しては管轄外と認識しているが、関係省庁と連携していただき、自治体の現状把握に努めていただきたい。

2. 頻発する豪雪を踏まえ、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」第6条に規定する費用の補助を見直すとともに、豪雪時において地方自治体の負担が増大しないよう、除雪補助の確実及び臨時特例措置などにより必要な予算を確保すること。また、除雪オペレーターの担い手確保・育成やICT活用による除排雪の省力化、効率化、コスト縮減に対する支援の充実などに対し財政支援をはかること。

①<国土交通省>第2次要請 項目2回答の概要

国土交通省では、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(雪寒法)」に基づいて地方公共団体における幹線道路などに、除雪などの実施費用に対して支援を行っている。また全国的に降雪が著しい場合には、臨時特例措置として追加的な支援を行っている。

除雪オペレーターの担い手不足対策として、熟練オペレーター不在でも除雪ができるように、除雪機械の作業装置自動化やAIによる交通障害の自動検知などの実証を進めている。必要な予算の確保に努めるとともに、地域からいただく要望に対して適切に支援が行えるよう取り組んでいく。

②<自治労>第2次要請 項目2追加要請1

この間、降雪状況を鑑み、予算措置をしていることに感謝する。今年度も地域によっては一晩での降雪が60cmを超えるなど、除雪に関しては、急な対応が求められる。とくに自治体が管理する道路は、住民生活に直結する道路であるため、国道・県道はもとより、主要な生活道路に対しての予算確保と柔軟な交付をお願いしたい。

3. 公共インフラ・公共施設に関しては国内・地域経済や産業を支え、国民・住民の生活の基盤となり安全性の確保が社会的要請であることから、社会資本整備総合交付金、防

災・安全対策交付金、道路除雪費等の交付金制度の拡充、対象の拡大、交付金交付率の引き上げを行うこと。また、交付金については、住民・道路利用者の安全・安心を迅速かつ適切に確保するため、実情に応じ、より柔軟性を持った活用ができるよう対応すること。

①<国土交通省>第2次要請 項目3回答の概要

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金等については、地方公共団体にとって自由度が高く、地域経済や産業の基盤となる社会資本整備や地域における総合的な防災・減災対策等の強化に対する重要な支援策であるとともに、安定的・持続的な確保が極めて重要であると認識している。2025年度概算要求においては約1兆6,000億円要求している。

厳しい財政状況の中ではあるが、引き続き地域の実情に応じた様々なニーズによりの確に対応できるように、両交付金の予算確保等に全力を尽くしていく。

②<自治労>第2次要請 項目3追加要請1

この間の物価高、人件費の高騰は、道路の維持管理についても大きな影響を及ぼしている。とくに請負工事などでは材料費、労務費ともに高騰し、昨年と同額の予算であったとしても、修繕できる面積が縮小し、適切な維持管理が困難な状況となっている。国土交通省におかれても十分な予算確保に努めていると思うが、現場実態に追いついていないのが現状である。本来、補修しなければならない施設や施工方法を変更し、必要最低限の補修などにより維持管理しているため、自治体要望に即した予算確保をお願いしたい。

4. 国土強靱化計画をより実効性のあるものとするため、防災・安全交付金を拡充するとともに「全国道路構造物マップ～損傷マップ～」にある道路構造物の定期点検・修繕に重点をおいた予算配分を行うこと。また、早期措置・緊急措置の構造物は早急に修繕対策を講じることにより、適切な時期に維持補修を行うため予防保全の拡充をおこなうこと。

①<国土交通省>第2次要請 項目4回答の概要

道路の橋梁については、定期点検を実施して修繕が必要であると判明した約7万橋のうち、実際に修繕が完了した橋梁は約7割にとどまっている。国土交通省としては、インフラの長寿命化をはかるための計画的な維持・管理の方針や予防保全の取り組み、新技術開発・導入等によるトータルコストの縮減・平準化をはかっている。

とくに橋梁の修繕・点検は、点検結果を踏まえて策定される長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ集中的な支援を行うために、「道路メンテナンス事業補助制度」により支援を行っている。加えて、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、予防保全型インフラメンテナンスの転換にむけた老朽化対策への転換にむけた老朽化対策が盛り込まれており、この予算を活用し、修繕や更新が必要な橋梁等の道路施設の対策を集中的に実施することとしている。

また、インフラの現状や老朽化対策の必要性について、国民むけに分かりやすくお知らせするために、「全国道路施設点検データベース～損傷マップ～」にて、各施設の措置状況や修繕対策を公開している。国土交通省としては、地域からの要望を踏まえて必要な予算の確保や支援とともに、できる限り効率的なインフラの維持管理・更新に取り組んでいきたい。

5. 災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化はもとより、第一次緊急輸送ネットワーク・第二次緊急輸送ネットワークの確保にむけ、迅速で円滑な災害対応が可能になる予算を確保すること。

①<国土交通省>第2次要請 項目5回答の概要

緊急輸送道路の耐震化やネットワーク自体の構築については、個別補助制度や防災・安全交付金等を活用し、地域の要望に応じた支援を行っている。

なお、国土強靱化地域計画に基づき、災害時の地域輸送を支える道路の整備や防災・減災に資する事業のうち、早期の効果発現が見込める事業については、防災・安全交付金の中でも重点配分対象として財政支援を行っている。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等の構築にむけ、さらなる加速化・深化をはかるため重点的・集中的な対策を講じている。厳しい財政状況の中ではあるが、引き続き必要な予算の確保に努めたい。

②<自治労>第2次要請 項目5追加要請1

災害時における緊急輸送道路の役割は非常に重要であることは、能登半島地震で明らかになった一方、道路の損傷した際は復旧・復興に大きな影響を及ぼすことも明らかになった。能登半島地震では道路損傷で使用できないため港などを活用し対応したが、山間部の地域などでは、緊急輸送道路の損傷は致命傷に繋がることが容易に想像できる。限られた財源の中で、新たな整備は困難であると考えるが、既存施設の適切な維持管理にむけた予算確保をお願いしたい。

6. 道路施設の維持管理を適正に行ううえで管理者である自治体職員は現場で迅速かつ的確な判断が必要とされているとともに、道路法第42条、また地域の実情に応じ道路が持つ役割を適切に果たすため、道路行政に対する体制強化にむけ、関係する省庁と連携し、必要な予算を確保すること。

①<国土交通省>第2次要請 項目6回答の概要

道路管理者は道路法第42条に基づき、「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」とされており、各道路管理者において必要な体制を確保し、維持管理や修繕を実施する必要がある。一方、とくに小規模市町村においては、技術職員が少ない、もしくはいない場合もあることから、この認識を「道路メンテナンス年報」等で公表・共有している。

道路局としては引き続き、橋梁等の道路施設の点検に関し地方公共団体の職員を対象とした研修の実施や、点検業務の効率化がはかられるよう新技術の導入を自治体に促しているところである。

②<自治労>第2次要請 項目6追加要請1

自治体における道路維持に関わる除草業務では、これまで地域ボランティアによって実施されていた事例が多くあったが、ボランティアを担っていた地元住民の高齢化により除草が出来なくなり、自治体で対応することが多くなっている。

また近年多発する大雨による被害に対し、住民要望は多様化しており、例えば排水に関わる側溝清掃に関しては、非常に軽度な案件であっても丁寧に対応しなければ住民要望に応えきれないのが現状である。さらに道路冠水による通行止めに関して、注意喚起の看板設置のみならず、現地に職員を配置し住民対応や現場対応を行っている。こうした対応は、刻々と変化する現場状況を的確に判断し、状況に応じてその場で決断し実行することが道路管理者としての責務であり、最善策と考える。自治体の道路管理を担う現業職員は減少し、地方の自治体では逼迫した状態で業務を遂行していることから、住民の安全・安心の確保を第一に考えた道路管理体制の拡充が必要と考える。

この間の要請行動にて意見として申し上げてきた自治体における道路行政に対する体制

強化についてである。自治体現場では現業職員をはじめ、技術職員も慢性的な人員不足となっており、1人の負担がこれまで以上に大きくなっている。また最近では、地域によって民間事業者が撤退し、遠方の民間事業者に頼らざるを得ない状況になっている。今後、労働人口が減少し、民間事業者も小規模の工事で利益が確保できない地域には参入しない可能性があることから、適切な道路維持管理ができる体制強化にむけ、関係省庁と連携し、各自治体に対し働きかけていただきたい。

③<国土交通省>第2次要請 項目6追加要請1に対する回答

自治体の道路行政体制が脆弱な状況になっていることについては、この間の要請でもご意見として承っている。実際に職員数が減少していることもこの間の調査などで把握している。自治体の人員確保については管轄外であるが、自治体間の連携などスケールメリットを活かした取り組みなど、管轄内の制度内で対応できることは対応し、情報発信に努めていく。また、自治体職員で担うべき業務と民間事業者で担う業務については難しい判断であるが、検討会などで事例などを集約し、好事例を共有していきたいと考えている。

7. 道路の区画線や道路標示は交通の案内誘導、指示を与える重要な役割を担っているものの、交通による摩耗や除雪作業による剥離などにより、舗装と比較し劣化進行が速いことから、適切な管理にむけた予算確保すること。

①<国土交通省>第2次要請 項目7回答の概要

道路の区画線や道路標示については安全円滑な運行のために、国土交通省としても重要な役割を担っており、適切な維持管理が必要なものと思っている。国土交通省の直轄事業については、維持修繕予算を増加させて道路の維持管理を推進しているところ。

また、地方における区画線等の維持修繕については、舗装の打ち換えに伴う引き直しについては、社会資本整備総合交付金による支援が可能となっている。今後も区画線等の交通安全施設の整備および維持管理に必要な予算の確保に努めていく。

②<自治労>第2次要請 項目7追加要請1

区画線や道路標示の維持管理は利用者にとって極めて重要であり、雨天時などでは摩擦や剥離で目視できないことは、重大な事故に繋がる恐れがある。自治体現場では、舗装の損傷による修繕に予算が割り当てられ、区画線のみの特化した予算を確保している事例は少ないため、限られた予算で適切な道路維持管理を進めていくためにも、予算確保をお願いしたい。

国土交通大臣
中 野 洋 昌 様

2024年11月20日

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石 上 千 博

2025年度政府予算編成に関する要請書

日ごろから、貴職におかれましては、国土交通行政の推進に日夜ご尽力されていることに対し、心より敬意を表します。

さて、自治労では地域公共交通網の確立と安全・安心の確保など、国土交通行政等に

関する問題解決にむけた施策の充実が必要と認識しています。

つきましては、2025年度予算編成にむけた作業が進められている段階にあたり、下記の課題について、予算措置をはじめとする積極的な対応を要請します。

記

1. 頻発化・激甚化している自然災害において、従来の道路・河川管理業務だけでは対応が困難となることが危惧されることから、住民の生命と財産、生活の安全・安心の確保、防災・減災対策や災害時・災害後の復旧に関して実情にあわせた新たな国庫支援制度の創設も含め、必要な取り組みを行うこと。また、道路施設や河川管理施設の老朽化対策を講じる必要があるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、国として必要な支援を行うとともに、道路法第42条を踏まえた必要な予算措置をはかること。
2. 頻発する豪雪を踏まえ、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」第6条に規定する費用の補助を見直すとともに、豪雪時において地方自治体の負担が増大しないよう、除雪補助の確実及び臨時特例措置などにより必要な予算を確保すること。また、除雪オペレーターの担い手確保・育成やICT活用による除排雪の省力化、効率化、コスト縮減に対する支援の充実などに対し財政支援をはかること。
3. 公共インフラ・公共施設に関しては国内・地域経済や産業を支え、国民・住民の生活の基盤となり安全性の確保が社会的要請であることから、社会資本整備総合交付金、防災・安全対策交付金、道路除雪費等の交付金制度の拡充、対象の拡大、交付金交付率の引き上げを行うこと。また、交付金については、住民・道路利用者の安全・安心を迅速かつ適切に確保するため、実情に応じ、より柔軟性を持った活用ができるよう対応すること。
4. 国土強靱化計画をより実効性のあるものとするため、防災・安全交付金を拡充するとともに「全国道路構造物マップ～損傷マップ～」にある道路構造物の定期点検・修繕に重点をおいた予算配分を行うこと。また、早期措置・緊急措置の構造物は早急に修繕対策を講じることはもとより、適切な時期に維持補修を行うため予防保全の拡充をおこなうこと。
5. 災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化はもとより、第一次緊急輸送ネットワーク・第二次緊急輸送ネットワークの確保にむけ、迅速で円滑な災害対応が可能になる予算を確保すること。
6. 道路施設の維持管理を適正に行ううえで管理者である自治体職員は現場で迅速かつ的確な判断が必要とされているとともに、道路法第42条、また地域の実情に応じ道路が持つ役割を適切に果たすため、道路行政に対する体制強化にむけ、関係する省庁と連携し、必要な予算を確保すること。
7. 道路の区画線や道路標示は交通の案内誘導、指示を与える重要な役割を担っているものの、交通による摩耗や除雪作業による剥離などにより、舗装と比較し劣化進行が速いことから、適切な管理にむけた予算確保すること。

以上

2025年度予算 第2次省庁要請行動

環境省要請行動

第2次要請行動 2024年11月26日

自治労参加者：中川純 清掃部会長、西村好勝・松本真実・勝山司 同幹事、吉村秀則 事務局長

環境省参加者：環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室、同 廃棄物適正処理推進課、同 総務課 資源循環ビジネス推進室、同 容器包装・プラスチック資源循環室

1. 大規模災害の発生時において、迅速な復旧・復興にむけ、指示命令系統の整備や自治体への予算措置を行うとともに、災害廃棄物支援ネットワーク（D.Waste-Net）の活用と支援員の増員が進むよう自治体への周知の拡大を行うこと。

①＜環境省＞第2次要請 項目1回答の概要

災害が発生した場合は、環境省職員や地方環境事務所職員が現地に行き、災害廃棄物処理に関する助言を行い、災害廃棄物処理に係る費用については「災害等廃棄物処理事業費補助金」により財政支援を行っている。災害廃棄物支援ネットワーク（D.Waste-Net）に関しては、平時から研修等を実施し情報交換会等を開催して意見交換を行うとともに、能登半島地震では発災時に現地調査や各種被災自治体のサポート支援を行っている。能登半島地震を受けて、環境省としても検証を行い、各地の災害対応に制度的・体制的の面を含め、変えていこう、反映していこうと考えている。検証の場で公費解体が遅いと指摘をいただいているが、例えば所有者や共有者にどのような人がいるのかを調べるため行政書士や司法書士の活用など、Waste-Netのメンバー見直しも含めて検証できればと考えている。

②＜自治労＞第2次要請 項目1追加要請1

9月に発生した能登半島での豪雨災害では、近隣自治体の清掃職員が派遣要請を受け早急に災害対応に従事し、以前から1月に発生した地震においても派遣要請のもと対応している。一方、多くの自治体では合理化の提案を受けており、その結果、派遣要請を受けても対応できない、また受援体制も十分に整わない、などの対応について課題を抱えている。頻発する災害を踏まえ、迅速に対応できる直営が必要ではないかと考える。

③＜環境省＞第2次要請 項目1追加要請1に対する回答

直営の必要性についてはこれまでも意見をいただいている。一方、過去の総務省国会答弁についても理解している。環境省としては廃棄物行政としての対応に限られるが、現在、防災庁の創設などが予測されることから、今後の動向を注視していく。

発災時に現地で対応できる体制が整えられているかが重要である。能登半島地震ではブロック単位の支援だけでなく、全国的な支援の在り方が必要となったことを踏まえ、平時からの体制が構築できているのかも含め、引き続き、全都清や清掃事業連合会とも意見交換をしていきたい。

④<自治労>第2次要請 項目1追加要請2

能登半島地震の災害対応についての回答の中で公費解体業務の遅れが指摘されているとお聞きした。能登地方は1月の地震で地盤が緩んでいる中、9月の豪雨災害により、業務が遂行できない状態となった。被災地で対応する職員の安全確保を最優先にするべきであり、ある程度の遅れはやむを得ないことを発信者に伝えるべきではないかと考える。

⑤<環境省>第2次要請 項目1追加要請2に対する回答

公費解体について事務手続きのあり方を見直している。また、豪雨被害にあった地域は手続きを止め優先すべきリソースの措置に向けて対応をしている。また、D. Waste-Netを活用して職員の安全確保の重要性は認識している。

2. 災害ごみの仮置き場については、未選定の自治体が存在し、能登半島地震では災害ごみの受け入れに支障をきたしたことから、災害発生時に迅速に対応できるよう、選定にむけた支援や予算措置を行うこと。

①<環境省>第2次要請 項目2回答の概要

2023年4月に環境省が策定した「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」の中では仮置き場候補地の選定のチェックリストを示しており、仮置場を選定する際の重要なチェックポイントを自治体に周知している。また、地域ブロック協議会や自治体研修において、仮置場としての選定ポイントとして国有地や都道府県用地など被災自治体だけに頼らないかたちで用地を見つけるようなこともサポートしている。

平時から仮置き場を準備しておくことは大切である。「仮置場整備ビレッジ」という指標を国土強靱化年次計画の中でもっており、2025年まで90%の目標を掲げている。まず、その達成をめざして、仮置き場の選定に多くの自治体に立っていただくような各施策を展開できればと思っている。

また、国有地や都道府県用地を選定するにあたっては、地元財務局等の協力も必要になるので、関係機関と連携していきたい。

3. 災害廃棄物処理の対応等については広域的な処理が求められていることから、廃棄物処理を柔軟に対応できるよう、国段階での分別区分の均一化をめざすこと。また、広域処理にあたっては、運搬コストや距離等を考慮するとともに、最終処分地をブロック単位に設け、災害廃棄物も受け入れられる中間処理施設や一時保管場所も含めた総合廃棄物処理施設を自治体が設置できる予算措置を行うこと。

①<環境省>第2次要請 項目3回答の概要

中間処理施設、最終処分場等の処理能力によって分別区分が決まるため、分別区分の均一化は難しい。平時から準備できることは、廃棄物処理施設等をどのような基準で受け入れが可能なのか、また能登半島地震でも多くの自治体に協力いただいたことから、平時から準備していくことでスムーズにいったのではないかとと思うので平時から準備を進めたい。

また、廃棄物処理施設の被災については、復旧工事費用は「廃棄物処理施設整備交付金」で対応できるので活用していただきたい。

②＜自治労＞第２次要請 項目３追加要請１

最終処分場について処分場は閉鎖しているが、放出水が出続けているため、未だに処理対応しており、自治体財政を圧迫している。また処理に伴う設備や機材が老朽化し、適正な更新が困難であるため、予算の拡充をお願いしたい。

③＜環境省＞第２次要請 項目３追加要請１に対する回答

ご意見をいただいた古い最終処分場については難しい問題と認識している。新しい処分場では施設や設備が整っており、処理水は、２年間保有水が基準を下回っていれば対応できるが、処理水の機器にも負担が掛かることは認識している。自治体での処理は、自治体の予算内で対応して頂くことになる。

4. 災害廃棄物処理に従事する災害派遣職員については、感染症に対する検査体制、感染防止対策の整備やメンタルヘルス対策、産業医との面談、各自治体へ災害派遣職員に対する労働安全衛生体制の確立のための助言を行うとともに、必要な予算措置を行うこと。あわせて災害派遣職員が迅速に現地で対応できるよう、宿泊の確保などの支援を行うこと。

①＜環境省＞第２次要請 項目４回答の概要

環境省職員やD. Waste-Net、人材バンクの自治体の廃棄物処理経験者を派遣させていただくとか、今回交付窓口で多く活躍していただいたが、普段廃棄物を受理していない自治体職員を含めて現地で廃棄物処理の事務的な手続き等を支援していただくこともしている。大規模の地震にかかわらず、発生するところなので、一番は安全に健康に行っていただくことが支援の大前提と思っている。

能登半島地震では石川県が積極的に取り組み、労働安全衛生局等と協力しメンタルヘルス対策としては、解体工事業者とか産業廃棄物業者が出席する会議の場においても周知を行った。適宜必要な部局と連携しながら、支援者についても健康・安全に支援にあたっていただくようサポートしていきたい。

また、支援時の経費については、総務省が所管となるが特別交付税の対象となり一部は負担できる。

②＜自治労＞第２次要請 項目４追加要請１

東日本大震災派遣時は非常に重要であったと認識している。浸水時の災害派遣と地震災害派遣では状況が異なると考えるが、必要な措置を講じていただきたい。

③＜環境省＞第２次要請 項目４追加要請１に対する回答

１つの自治体においても中長期派遣と短期派遣を行っており、心理的負担を軽減させるため、総務省とも議論している。職種は異なっても同じ自治体で派遣される際などは、何かできないか検討したい。

5. 自然災害が頻発し、災害廃棄物の適切かつ迅速な対応が求められていることから、廃棄物処理法や災害対策基本法に基づいた自治体としての役割を果たすため、

廃棄物行政に対する体制強化にむけ、必要な予算を確保するため、関係する省庁と連携すること。

①<環境省>第2次要請 項目5回答の概要

能登半島地震の検証はこれから行っていく。行っていく中でどのようなところを
実際、体制を構築していくのか、何を変えていくのかはこれからになるが、抜本的
に変わらないといけない部分もあると想定している。

これまで数年は3億円程度の予算要求であったが、2025年度当初予算要求では13
億円まで増額した。

災害廃棄物対応に関しては、内閣府の「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対
応検討ワーキンググループ」で特に工事解体について指摘され、さらにブラッシュ
アップしていくべきとのことなので、必要な予算を措置し対応していきたい。

②<自治労>第2次要請 項目5追加要請1

予算の大幅な増額について、どのような概要・目的で増額したのか、現時点でお
伝えできる詳細な内容について教えて頂きたい。

③<環境省>第2次要請 項目5追加要請1に対する回答

増額の要因は能登半島地震の検証として、現時点は公費解体が大きな課題であっ
たが、発災当初は簡易トイレやし尿収集などのし尿処理も大きな課題であった。さ
らに広域処理ではブロック間で対応していたが、より広域な対応が必要となったた
め、これらの課題を事前に計画をブラッシュアップしていく必要があると考える。
これらの課題を検証し、今後、新たなデジタルツールの開発や制度の策定、また体
制そのものを変化させていくのかも含めて、予算を増額している。

災害廃棄物処理計画の策定を自治体に促しており、現在、都道府県で100%、自治
体では約80%で策定済みとなっている。今夏に閣議決定された第5次循環基本計画
では、自治体での策定を100%として目標を明記しているが、残りの20%の課題では、
マンパワーの不足、廃棄物処理体制の構築などの要因がある。そのため、処理計画
の策定にあたっては、簡素化も含めて、計画を立てるよう自治体に促している。平
時からの都道府県、自治体との連携を環境省としても課題として認識し、予算を要
求している。

6.「循環型社会形成推進交付金制度」については、焼却工場における長寿命化・延
命化などの補強工事や、高効率発電にむけた施設整備の促進と施設の整備費・建設
費の高騰を踏まえ、交付金を増額するとともに、電力自由化による広域的な廃棄物
発電のネットワーク構築が必要となっているため、市町村が最大限活用できる交付
基準に緩和すること。

また、循環型社会形成推進交付金の活用時における廃棄物処理の有料化の検討要
件については、自治体による有料化以外のごみ減量施策の検討の阻害になるととも
に、地域住民のごみ減量への意識醸成にも繋がらないことなどから、検討要件を廃
止すること。

①<環境省>第2次要請 項目6回答の概要

昨今の施設整備建設費の高騰やダイオキシン問題により建替え更新時期が重なっ

ているため、交付金の需要が高まっていることは承知しており、予算確保は非常に重要と思っている。これまでの予算が1,000億円だったものが、2023年度補正予算と2024年当初予算を合計すると約1,500億円とかなり増額させている。

廃棄物発電ネットワーク化については、自営線であるとか、蓄電池とかも補助対象になっているので活用をお願いしたい。

また、有料化の検討とあるが、3Rを推進する中で廃棄物を焼却するだけでなく発生抑制も重要であり、発生させない一つのツールが有料化であると考え。まずは、しっかり検討していただいて、あくまで手段であるので有料化にするのか、それ以外の方法で進めていただくか検討する中で考えていただきたいと思う。

②<自治労>第2次要請 項目6追加要請1

循環型社会形成推進交付金については、年々認定条件が厳しくなっていると認識している。ごみ量の減少の推進をはかるには、ある程度条件を課せることは必要と考えている。しかし、清掃事業を一貫して行っている自治体は、認定要件の適合にむけて取り組みやすい環境であるが、一部事務組合などと連携する自治体においては各々の自治体の実情に沿った認定条件を出す必要があると考える。

③<環境省>第2次要請 項目6追加要請1に対する回答

交付金については、複数の市町村が連携しているところに関しては、施策が一致しないなど難しい状況であることは理解をしている。環境省としても、認定要件を厳しくするだけではなく、期間を延長するなどの措置をはかっている。要件にむけて実施している自治体には手厚く対応していきたい。

④<自治労>第2次要請 項目6追加要請2

「循環型社会形成推進交付金」について、この間、年間予算が1,000億から1,500億円で推移をしている。制度の概略は若干変わるものの、約30年前のこの制度の前身では、最終予算として4,000億円前後は確保されていたものと記憶している。近年は焼却工場の更新が必要な自治体が増加している中で、30年前の三分の一の予算では更新できる自治体が限られる。さらに「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」など新たな処理施設の増設も求められていることから、予算の増加は喫緊の課題であると考え。

7. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づいた排出・回収・リサイクルに係るルートの構築がされるよう、各自治体に指導・助言を行うとともに、リサイクル設備や中継施設の整備などプラスチック廃棄物の回収体制構築や新たな運営に係る費用の全額について国が補助すること。

あわせて市民全体のプラスチック資源循環の意識醸成のため、啓発施策を行うとともに、自治体においても環境教育などに取り組むために必要な予算措置を行うこと。

①<環境省>第2次要請 項目7回答の概要

各自治体への指導・助言として、普段から質問等については各地方事務所と本省の方で各自治体とは電話やメールでやり取りし、今年是全国8ヵ所で自治体や事業

者むけに現場に赴いてセミナーを実施した。その土地で実績のある自治体や事業者を招き、講演や意見交換会、名刺交換等を行う事業を行った。

設備の補助やプラスチック回収体制の構築に関わる費用では、自治体にむけの設備について「循環型社会形成推進交付金」から費用の3分の1を補助している。それとは別に「製品プラ」で収集から商品化するまでにかかった費用について半分補助する制度がある。事業者にむけについては、「プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素型のための高度化設備等導入促進事業」の中で企業の規模に応じて3分の1か2分の1を補助している。

啓発や環境教育については、プラスチック資源循環促進に関することで特設サイトを設け、こちらで動画の公開や現在わかりやすい新たな動画を制作している。今後拡大していくためにも予算確保に努めてきたい。

8. 家庭用小型家電および小型電気電子機器等のリサイクル制度がすべての自治体の実施にむけ、分別収集の体制構築や保管施設等の整備などの費用が自治体となっていることから、回収体制の整備や住民啓発のための支援、予算措置を行うこと。

①<環境省>第2次要請 項目8回答の概要

小型家電については、一部の品目において資源有効利用促進法によりリサイクルの取り組みが行われている。この取り組みをいかながら、安定的・継続的にリサイクルが行われるよう制度的に担保するとともに、取り組みが全国に広がっていくために促進型の制度の中で支援を積極的に行っているところ。

具体的な取り組みとして、過年度においては効率的な回収を実施している市町村の優良事例の横展開を行っている。消費者の啓発というところでは、小型家電リサイクル制度の認知度向上にむけた普及啓発に関する検討会やモデル事業を実施してきた。

今後の取り組みとして、近年小中学校に配備されたギガ端末の処分が2024年度から順次開始されており、自治体の廃棄物所管部局・環境局を通じて教育委員会への適切な処理方法の周知を進めていこうと検討している。

また、2025年度までに小型家電リサイクル法基本法の改定を行うとしているので、小型家電リサイクル小委員会において効果的・効率的な回収の体制整備や、住民啓発を含めて、今後の制度のあり方について議論を進めていきたい。

9. 不法投棄や違法回収業者への排出を削減するため、リサイクル料金の前払い方式について引き続き検討すること。

また、違法回収業者などへの自治体への取り締まり権限の付与や警察との連携を速やかに行えるよう法体系を含めた体制の整備等の対策を講じるとともに、義務外品の回収体制の構築にむけ、拡大生産者責任の徹底をはかること。

①<環境省>第2次要請 項目9回答の概要

リサイクル料金の前払い方式については、経済産業省と環境省の合同審議会でもとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」で、

「制度の変更は実施すべきではないが、技術的、実務的な検討を国が引き続き行うこと」とされている。これを受け、料金制度に関する技術的・実務的な検討を進めていくことにしている。

違法回収業者対策については、2022年度、2023年度に検討会を開催して違法回収業者の実態把握調査を踏まえ対策について議論しており、家電リサイクルにおける回収率向上のための市区町村・都道府県における取り組み方法の紹介事例集として、自治体での違法業者への取り締まりや積極的な家電リサイクル法の周知・広報の方法について、全国の自治体に展開する際を取りまとめて、今年度全国の自治体に展開した。回収体制の構築について、国としても引き続き回収体制の構築の把握と市区町村の取り組みの支援について検討していきたい。

②<自治労>第2次要請 項目9追加要請1

リサイクル料金については、申請手続きをはじめ、住民への対応など現場での対応が負担となるため、後払いを検討していただきたい。

③<環境省>第2次要請 項目9追加要請1に対する回答

リサイクル料金の後払いについては、資金管理や現在、購入済みの家電への対応について課題があるが、審議会で結論付けしていないため、今後の情勢などを踏まえ、引き続き、検討課題として審議会の中でも協議していく。

10. 廃棄物収集時におけるリチウムイオン電池による火災事故防止のため、すべての自治体でリチウムイオン電池の適切な回収・リサイクルルートへの誘導が行えるよう、早急に国としての指針を定めるとともに、自治体の処理ルートの構築のための予算措置を行うこと。

また、製造事業者等の義務的な回収システムの確立にむけ、関係省庁と連携を図ること。

①<環境省>第2次要請 項目10回答の概要

環境省としては、自治体へのヒアリング調査業務や自治体の処理体制など、どのように自治体が回収するのが適切なのか、事例として収集しており市区町村に好事例として周知している。

今年度については、具体的にどういう回収区分に集めて、どのようにリサイクルに回した方が良いのかなど自治体の取り組みを紹介していたが、環境省として指針を定めて自治体に周知することの検討を進めている。

また、処理ルートの構築のための予算措置については、直接準備することはできないが、実証事業の中で市区町村が連携するかたちで効率的に回収体制の構築する事業を実施しており、市区町村が契約することでかかっていた費用を県にとりまとめていただくことにより、コストを削減し市区町村の処理費用がかからないように事業を進めている。

製造事業者等の義務的な回収システムについては、経済産業省と一緒に事業的な回収にむけた検討を進めている。

②<自治労>第2次要請 項目10追加要請1

リチウムイオン電池の混入により、施設で火災が発生し、大きな被害が出た経緯がある。そのため、現在では、収集されたごみを確認し、リチウムイオン電池が混入していないか、チェックしている。一部事務組合では、自治体により分別が異なるため、施設での分別となることから、人員と予算が必要であることを認識していただきたい。

リチウムイオン電池について、環境省として独自に指針を出すと伺った。これまでの全国的な被害を見れば、非常に期待をしている。また有効的な自治体の取り組み事例についても今後も紹介していただきたい。例として、リチウムイオン電池が原因と見られる火災を防止するため、町田市バイオエネルギーセンターでは、燃やせないごみに混入するリチウムイオン電池などの検知に関する実証実験が行われている。仮に処理施設で火災が発生すると数億円単位の被害となる。費用対効果を踏まえれば有効な施策となると考える。

③<環境省>第2次要請 項目10追加要請1に対する回答

リチウムイオン電池の回収については、メーカーと比較し、自治体に負担が多いと認識している。メーカーの団体での回収率は数%であり、要望書に記載されている通り、製造者側への対応について経済産業省と検討している。

町田市には、我々も視察に行き報告を受けた。コンベアで運ばれる廃棄物をスキャンし、すべての蓄電池の形を読み取り、膨大なデータを活用して認知するシステムであった。来年度以降も試験稼働して、実用化にむけて検証している。環境省としても情報の収集に努め、各自治体と共有化をはかっていく。

11. ごみ出し支援の需要が増加しているため、すべての自治体でごみ出し支援（ふれあい収集など）が行えるよう、技術的助言を行っていくとともに制度導入のための予算措置を拡充すること。

①<環境省>第2次要請 項目11回答の概要

ごみ出し支援については、どのように制度設計によって魅力的に運用できるかということで、「高齢者ごみ出し支援制度導入の手引き」を2021年3月に策定するなど措置を行っている。体制確保については、市区町村が責任を有するところであるが、手引きとかガイドラインを策定して技術的・助言を行っていききたい。

ごみ出し支援制度については、ごみ出し支援を行う市町村に対しては特別交付税の措置があるので活用していただきたい。

【スプリングマットについて】

<自治労>第2次要請 その他1

スプリングマットの処理については、破碎機への投入は、施設の故障に繋がることから、職員が手作業で解体し、資源ごみとその他として対応を行っているため、労力も費用もかかる。今後、環境省としての考え方や指針などがあれば、伺いたい。

<環境省>第2次要請 その他1に対する回答

スプリングマットについては、広域認定制度の対象品目として「家具インテリア

リサイクル&リニュー協議会」が立ち上がり、製造事業者の回収にむけ、現在、申請中で準備を進めている。早ければ、来年4月から関東近辺からの実施を予定しており、メーカーでの回収となる。

2024年11月26日

環 境 大 臣
浅 尾 慶 一 郎 様

全 日 本 自 治 団 体 労 働 組 合
中 央 執 行 委 員 長 石 上 千 博

2025年度政府予算編成に関する要請書

日頃から、環境・廃棄物行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

大量生産・大量消費型の社会により天然資源の枯渇、地球温暖化など地球規模での環境が大きな課題となる中、課題解決にむけ循環型社会の構築が求められています。わが国においては「改正地球温暖化対策推進法」や「プラスチック資源循環促進法」が成立し、持続可能な資源循環型社会の実現に向けた取り組みが進められてきています。

このような中、国内では、集中豪雨や台風・豪雪など気候変動が起因とされる災害が毎年のように発生しており、これまで以上の防災・減災対策や万全な災害廃棄物処理体制、さらには、天然資源の消費抑制など、環境への負荷をできる限り低減する取り組みの強化が求められています。

これらの取り組みを主体的に進めていくため、各自治体には大きな責務が課せられていますが、自治体の財政難も深刻な状況にあり、人的・財政的にも盤石な状況とは言えません。

つきましては、2025年度予算編成にむけた作業が進められている段階にあたり、以下の課題についての検討と積極的な対応を要請いたします。

記

1. 大規模災害の発生時において、迅速な復旧・復興にむけ、指示命令系統の整備や自治体への予算措置を行うとともに、災害廃棄物支援ネットワーク（D. Waste-Net）の活用と支援員の増員が進むよう自治体への周知の拡大を行うこと。
2. 災害ごみの仮置き場については、未選定の自治体が存在し、能登半島地震では災害ごみの受け入れに支障をきたしたことから、災害発生時に迅速に対応できるよう、選定にむけた支援や予算措置を行うこと。
3. 災害廃棄物処理の対応等については広域的な処理が求められていることから、廃棄物処理を柔軟に対応できるよう、国段階での分別区分の均一化をめざすこと。また、広域処理にあたっては、運搬コストや距離等を考慮するとともに、最終処分地をブロック単位に設け、災害廃棄物も受け入れられる中間処理施設や一時保管場所も含めた総合廃棄物処理施設を自治体が設置できる予算措置を行うこと。

4. 災害廃棄物処理に従事する災害派遣職員については、感染症に対する検査体制、感染防止対策の整備やメンタルヘルス対策、産業医との面談、各自治体へ災害派遣職員に対する労働安全衛生体制の確立のための助言を行うとともに、必要な予算措置を行うこと。あわせて災害派遣職員が迅速に現地で対応できるよう、宿泊の確保などの支援を行うこと。
5. 自然災害が頻発し、災害廃棄物の適切かつ迅速な対応が求められていることから、廃棄物処理法や災害対策基本法に基づいた自治体としての役割を果たすため、廃棄物行政に対する体制強化にむけ、必要な予算を確保するため、関係する省庁と連携すること。
6. 「循環型社会形成推進交付金制度」については、焼却工場における長寿命化・延命化などの補強工事や、高効率発電にむけた施設整備の促進と施設の整備費・建設費の高騰を踏まえ、交付金を増額するとともに、電力自由化による広域的な廃棄物発電のネットワーク構築が必要となっているため、市町村が最大限活用できる交付基準に緩和すること。
また、循環型社会形成推進交付金の活用時における廃棄物処理の有料化の検討要件については、自治体による有料化以外のごみ減量施策の検討の阻害になるとともに、地域住民のごみ減量への意識醸成にも繋がらないことなどから、検討要件を廃止すること。
7. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づいた排出・回収・リサイクルに係るルートの構築がされるよう、各自治体に指導・助言を行うとともに、リサイクル設備や中継施設の整備などプラスチック廃棄物の回収体制構築や新たな運営に係る費用の全額について国が補助すること。
あわせて市民全体のプラスチック資源循環の意識醸成のため、啓発施策を行うとともに、自治体においても環境教育などに取り組むために必要な予算措置を行うこと。
8. 家庭用小型家電および小型電気電子機器等のリサイクル制度がすべての自治体の実施にむけ、分別収集の体制構築や保管施設等の整備などの費用が自治体となっていることから、回収体制の整備や住民啓発のための支援、予算措置を行うこと。
9. 不法投棄や違法回収業者への排出を削減するため、リサイクル料金の前払い方式について引き続き検討すること。
また、違法回収業者などへの自治体への取り締まり権限の付与や警察との連携を速やかに行えるよう法体系を含めた体制の整備等の対策を講じるとともに、義務外品の回収体制の構築にむけ、拡大生産者責任の徹底をはかること。
10. 廃棄物収集時におけるリチウムイオン電池による火災事故防止のため、すべての自治体でリチウムイオン電池の適切な回収・リサイクルルートへの誘導が行えるよう、早急に国としての指針を定めるとともに、自治体の処理ルートの構築のための予算措置を行うこと。
また、製造事業者等の義務的な回収システムの確立にむけ、関係省庁と連携を図ること。

11. ごみ出し支援の需要が増加しているため、すべての自治体でごみ出し支援（ふれあい収集など）が行えるよう、技術的助言を行っていくとともに制度導入のための予算措置を拡充すること。

以上

【経過報告】

現業職員の 2024 年度新規採用調査結果について

1. 現業職員の新規採用者数の推移について

自治労現業評議会では、現業職員の新規採用と組合加入、退職の状況について、毎年6月1日を基準日（前年度の6月2日～本年度の6月1日の期間の採用状況）として調査を実施しています。現業職員の新規採用者数は、この間の集中改革プランやトップランナー方式などの政策により、退職不補充や現業職場の民間委託が拡大した結果、減少し続けていましたが、2018年度を境に増加傾向へと転じています。（表①参照）

要因としては、人員確保の取り組みの強化を目的に現業・公企統一闘争を通年闘争として展開して以降、第1次闘争から各単組で粘り強い交渉を積み重ねてきたことが挙げられます。しかし、未だに退職者数に見合う新規採用者数に至っていないことから、引き続き、人員確保にむけた取り組みを強化していく必要があります。

表①【総務省定員管理調査結果と自治労における現業職員新規採用者数の比較】

年 度	現業職員数 (総務省定員管理調査)	現業職員削減数	現業新規採用数 (自治労調査)
2015 年度	126,282 人	6,685 人	475 人
2016 年度	121,001 人	5,281 人	508 人
2017 年度	116,242 人	4,759 人	479 人
2018 年度	108,165 人	8,077 人	567 人
2019 年度	103,563 人	4,602 人	619 人
2020 年度	101,109 人	2,454 人	732 人
2021 年度	97,171 人	3,938 人	775 人
2022 年度	93,244 人	3,927 人	815 人
2023 年度	90,225 人	3,019 人	961 人
2024 年度	25 年 4 月 1 日公表		959 人

2. 新規採用者の組合加入について

自治労における新規採用者の組合加入の取り組みについては、組織の最重要課題として位置づけ、取り組みを進めていますが、各県本部・各単組によって状況が異なっています。単組では、町村の単組では高い組織率を維持していますが、県職や政令市などの単組では組合加入率が低く、組合員の減少傾向に歯止めがかかっていません。

特に最近では新規採用者の組織率が 80%を下回ると急激に組織率が低下し、新規採用者のみならず、組織全体の組織率にも大きな影響を及ぼしています。

一方、現業評議会では、100%の組合加入を達成している単組もありますが、新規採用があるものの、全く組合加入がない、半数以下の単組も存在します。競合単組やこの間の経過など、単組により要因はさまざまですが、現評運動の継承にむけ、新規採用者の組合加入の取り組みを強化していかなければなりません。（表②参照）

特に現業職場では、数十年ぶりの新規採用の事例があり、職場によっては世代間ギャップや組合加入にむけたノウハウがないなど、取り組むにあたり、効果的な取り組みに至っていない事案も見受けられます。現業職場の多くが事業所などに配置されているため、組合加入の取り組みにあたっては、役員1人に任せるのではなく、先輩と一緒に作業する組合員など職場全体で取り組むことが重要です。特に現業業務の特性として、常に一緒に行動するため、新規採用者との会話が取りやすいことから、日常の業務を通じてコミュニケーションを構築していくことが求められます。

現業職員の新規採用は、職場の活性化に繋がるとともに、現場課題の解決にむけ必要な現評運動の継承にも直結するため、人員確保の取り組みはもとより、新規採用者の組合加入の取り組みについても職場・評議会全体で取り組みを進めていく必要があります。

※2024 年度新規採用者数(2023 年 6 月 2 日～2024 年 6 月 1 日)は別紙参照

表②【自治労における現業職員新規採用者数と組合加入数】

年度	新規採用者数	組合加入数（組合加入率）
2015 年度	475 人	446 人（93.8%）
2016 年度	508 人	455 人（89.5%）
2017 年度	479 人	384 人（80.1%）
2018 年度	567 人	463 人（81.6%）
2019 年度	619 人	—
2020 年度	732 人	—
2021 年度	775 人	643 人（82.9%）
2022 年度	815 人	710 人（87.1%）
2023 年度	961 人	834 人（86.7%）
2024 年度	959 人	742 人（77.4%）

全国【現業評議会2024年度新規採用者数(2023年6月2日～2024年6月1日)】

	① 清掃 関係	② 清掃 工場 (施設 関係)	③ 学 校 給 食 調 理 員	④ 学 校 用 務 員	⑤ 自 動 車 運 転 士	⑥ 道 路 関 係	⑦ 公 園 関 係	⑧ 土 木 関 係 (道 路 公 園 両 方 担 当)	⑨ 施 設 調 理 員	⑩ 電 話 交 換 機 操 作 員	⑪ 病 院 用 務 員	⑫ 守 衛	⑬ 農 林 関 係	⑭ 畜 産 関 係	⑮ 動 物 愛 護	⑯ ダ ム	⑰ 港 湾 関 係	⑱ 保 育 調 理 員	⑲ 保 育 用 務 員	⑳ 学 校 事 務	㉑ 介 護 関 係	㉒ 看 護 補 助	㉓ 渡 船 ・ 船 舶 関 係	㉔ 動 物 園	㉕ 職 種 非 限 定	そ の 他 1 ～ 3 計	㉖ そ の 他 1	㉗ そ の 他 2	㉘ そ の 他 3	新 規 採 用 者 合 計
職種別計	366	50	104	62	23	35	14	41	3	2	0	4	13	18	3	3	5	65	3	0	16	14	10	6	12	87	72	14	1	959
北海道	14	6	2	8	1			3																		11	11			45
青森													1	2									1							4
岩手				4	4																									8
宮城				1										2	2								2		1					8
秋田	1			3	1									2													3	2	1	10
山形			1	2		1																			3	1	1			8
福島																		6							3	5	5			11
新潟					2								2	3		3	6							2		1	1			19
群馬	1	1	1	2			1	1							1			1												9
栃木	2				1								3																	6
茨城							1																							1
埼玉	9		5		1	2	3		1									2								1	1			24
東京	89	8		2	2	1		4				2						2									1	1		110
千葉		1	4	1	1	1	1											1												10
神奈川	104	3	18	22	3	3		10				1						8	1			1				2	2			176
山梨																										2	2			2
長野			6			1															2	2		1	7					19
富山	6		1	2	3	3											3									2	2			20
石川		2											2	1																5
福井			3																											3
静岡																														0
愛知	22	1	10	4																										37
岐阜	16		3		1													2				2				4	3	1		28
三重	4		10	2		1		3										5						1	5	5				33
滋賀																														0
京都	14	6																	1											21
奈良	2												1	2	1															6
和歌山	2	1	9	2		6	2			1								3								5	1	3	1	31
大阪	24	9				8	4	10		1							5							1		5		5		67
兵庫	12	3	1			1	1	2	2									2				6		1		10	10			41
岡山	7		2	2														2												13
広島	3			4														5												12
鳥取			2			1												4												7
島根			1	1														1												3
山口	5		1															2												8
香川	2		6															2								6	3	3		16
徳島	10	2	1			1												1				1				4	4			20
愛媛			3					8					2									2	3			3	3			21
高知	3		3	1	1													4				5								18
福岡														7										4						11
佐賀		4	1			1																	3			1	1			10
長崎	5		1		1	4							1					1					3			5	5			21
大分	5	3	4				1											3								9	8	1		25
宮崎	2																													2
熊本																						1				2	2			3
鹿児島																														0
沖縄	2		5																											7
合計	366	50	104	62	23	35	14	41	3	2	0	4	13	18	3	3	5	65	3	0	16	14	10	6	12	87	72	14	1	959

【第1号議案】

2024現業・公企統一闘争総括（案）

1. 闘争の基本的な考えとスローガン

住民が安全で安心な生活に必要な公共サービスを提供するため、人員確保を中心にあらゆる課題解決にむけた取り組み強化、あわせて地域実情に応じた質の高い公共サービスの提供体制の維持・拡充にむけ取り組みます。

「笑顔が集う地域をめざし、自治体現場力による質の高い公共サービスの確立」

2. 闘争の日程

	第1次闘争	第2次闘争
職場点検・職場オルグ	2月～4月	—
職場討議・要求書作成	4月19日～5月21日	—
要求書提出ゾーン	5月21日～6月6日	9月24日～10月4日
住民アピールゾーン	2月～5月	9月2日～10月4日
回答指定基準日	6月7日	10月4日
交渉強化ゾーン	6月7日～6月20日	10月4日～10月17日
全国統一闘争基準日	6月21日	10月18日
協約締結強化月間	7月	11月

3. 闘争における重点課題

【現業・公企職員が配置されている単組】

- ① 住民から必要とされる現業・公企職場の直営堅持
- ② 質の高い公共サービスの確立にむけた新規採用
- ③ 労働災害撲滅にむけた労働安全衛生の確立
- ④ 誰もが安心して働き続けられる職場の確立
- ⑤ 暫定再任用職員などを含めた技能労務職員の賃金改善の取り組み強化
- ⑥ 現場の声を反映した政策実現
- ⑦ 災害対応や感染症などに対する危機管理体制の強化
- ⑧ コンセッション方式導入や安易な事業統合の阻止
- ⑨ 会計年度任用職員の処遇改善
- ⑩ 事前協議制の確立、およびすべての労使合意事項に対する協約の締結

【現業・公企職員が配置されていない単組】

- ① 安定的な提供にむけた業務委託後のサービス水準などの検証とチェック体制の確立
- ② 委託労働者の公正労働の実現

- ③ 委託事業者や受託企業に対する労働安全衛生体制の指導強化
- ④ 災害対応や感染症などに対する危機管理体制の強化

4. 闘争の戦術配置

闘争指令については、統一基準日である6月21日（第1次闘争）、10月18日（第2次闘争）に1時間ストライキを配置するよう全県本部、全単組に闘争指令を発出しました。あわせて、本部日程以外で統一基準日を設定する県本部については、県本部からの要請に基づき闘争指令の発出を行いました。

5. 闘争の経過

（1）第1次闘争

- ① 本部は2023年12月13日、2024現業・公企統一闘争本部を立ち上げ、この闘争を自治体現場力回復闘争として位置づけ、質の高い公共サービスの確立に必要な人員確保と賃金・労働条件の改善をめざす取り組みをスタートさせました。
- ② 本部は2月に開催した第2回拡大闘争委員会において、統一基準日に1時間ストライキを配置するよう全県本部、全単組に闘争指令を発出することを確認しました。
- ③ 2024現業・公企統一闘争では、各自治体が次年度の採用計画や予算編成をたてる段階から人員確保、さらに協約締結の取り組みを強化し、全単組・全組合員が結集する統一闘争をめざすこととしました。
- ④ 春闘オルグにあわせて本部中執による現業・公企統一闘争のオルグを実施し、第1次闘争の結集にむけ、各県本部における取り組み状況や闘争体制の点検・指導、さらに第1次闘争で取り組めていない単組への具体的対応などの聞き取りを行い、第1次闘争の推進をはかってきました。
- ⑤ 闘争を進めるにあたり、特に第1次闘争での取り組み強化を目的とした「2024現業・公企統一闘争推進ポスター」を第1次闘争期に配布するとともに、取り組む意義や闘争の進め方などを解説した動画を周知し、各県本部・単組における闘争の促進をはかってきました。
- ⑥ 県本部・単組が取り組みやすい体制を構築するため、現業職員・公営企業職員が配置されている、配置されていない、それぞれの実情に応じた「2024現業・公企統一闘争の手引き」を作成し、取り組みの前進をはかりました。現業評議会では単組実情に応じた取り組みとなるよう、手引きの概要版を作成しました。
- ⑦ 現業評議会では、各単組における闘争の推進を目的に、総務省交渉を4月16日に実施しました。総務省交渉では各自治体における新規採用に対する自治体判断の尊重、自治体現業職場における民間委託推進を慎むことや「再公営化」に対する自治体判断の尊重、賃金センサスをはじめとした現業差別賃金の撤廃と自治体の労使合意事項を尊重することなどについて要請しました。あわせて、総務省要請行動を踏まえた組織内・政策協力

議員に要請行動を実施しました。

- ⑧ 現業評議会では、第1次闘争の結集にむけ、単組の取り組み事例の共有化と取り組みの認識一致をはかるため、5月に決起集会を開催するとともに、具体的な取り組みの進め方についてウェブ学習会を実施し、取り組みの強化をはかってきました。あわせて、県本部評議会オルグを実施し、闘争の促進をはかってきました
- ⑨ 公営企業評議会は、4月に行われた統一地方選挙の時期と重なり、第1次闘争の取り組みが遅れつつありました。そのため、幹事会など取り組みに向けての確認や各県本部の状況の聞き取りなどを通じて、闘争の推進をはかってきました。
- ⑩ 本部・県本部・単組のさらなる連携や県本部における取り組み強化をはかるため、各県本部が設定した統一基準日までに、各単組における要求書提出・交渉実施状況、および単組交渉の重点課題を調査しました。

(2) 第2次闘争

- ① 現業評議会では、全国幹事会議を開催し、2024現業・公企統一闘争の中間総括、ならびに第2次闘争の推進にむけた議論を行ってきました。
公営企業評議会では、組織集会の分科会で第1次闘争の取り組みの情報共有、第2次闘争への結集に向けての確認、全国幹事会や各部会合同幹事会で2023現業・公企統一闘争の中間総括と第2次闘争の推進にむけて公企評三役・常任幹事が県本部公企評へのオルグを行い状況の聞き取りと助言を行ってきました。
- ② 確定闘争オルグにあわせて本部中執による現業・公企統一闘争のオルグを行いました。オルグでは、各県本部における取り組み状況や闘争体制の点検・指導、さらには第1次闘争で取り組めなかった単組への具体的対応などの聞き取りを行い、県本部一体となる第2次闘争の推進をはかりました。
- ③ 現業・公企評議会において、各県本部現業・公企評議会の取り組み状況や評議会が主体性を持った取り組みとなるよう、各県本部現業・公企評に対するオルグを実施し、闘争の推進に取り組んできました。
- ④ 第1次闘争の集約結果では、協約締結が十分な取り組みに至っていないことはもとより、規約の点検・整備が不十分な単組が多く見受けられたことから、現業評議会では9月にウェブ学習会を実施し、交渉サイクルの確立にむけた取り組みを提起するとともに、民間委託提案を阻止した取り組み事例の共有をはかりました。
- ⑤ 現業・公企職場に対する住民・地域の理解や支持が重要であることから、現業・公企職員が提供している地域実情に応じた公共サービスの取り組み事例などを周知していくことを目的に、全県本部・全単組での住民アピール行動を提起しました。現業評議会では、各県本部・単組がチラシづくりに活用できる情宣物を本部で作成するとともに、業務内容を理解してもらうために、各職場のユーチューブ動画を周知しました。
- ⑥ 本部が設定した統一基準日はもとより、本部日程以外で統一基準日を設定した県本部

についても、同様に待機態勢を取りました。その際、全国の交渉状況がリアルタイムで全国に伝わるよう「現評ニュース」を発信し、取り組みの促進をはかりました。

（３）闘争本部会議

2024現業・公企統一闘争本部では下記の内容について協議し、取り組みを提起してきました。

第１回（2023年12月13日）

- ① 2024現業・公企統一闘争の推進（案）
- ② 2024現業・公企統一闘争の重点課題に対する獲得指標（案）
および基本要求モデル（案）

第２回（持ち回り）

- ① 2024現業・公企統一闘争オルグの実施について

第３回（持ち回り）

- ① 2024現業・公企統一闘争（第１次闘争）の推進について

第４回（2024年6月20日）

- ① 2024現業・公企統一闘争（第1次闘争）の取り組み状況
- ② ヤマ場の待機態勢について
- ② 「自治体現場力による質の高い公共サービスを実現する集会」について

第５回（2024年7月26日）

- ① 2024現業・公企統一闘争中間総括（案）について
- ② 2024現業・公企統一闘争（第２次闘争）の推進

第６回（持ち回り）

- ① 2024現業・公企統一闘争（第２次闘争）県本部オルグについて

第７回（2024年10月17日）

- ① 2024現業・公企統一闘争（第2次闘争）の取り組み状況
- ② ヤマ場の待機態勢について

第８回（2024年12月11日）

- ① 2024現業・公企統一闘争総括（案）について

6. 各県本部・単組における取り組み状況（12月2日時点）

（１）要求書の作成・提出状況および交渉実施状況

		2023 現業・公企統一闘争			2024 現業・公企統一闘争			備考
		県本部	単組	実施率	県本部	単組	実施率	
要 求 書 提 出	要求書提出単組	47	794	45.0%	47	700	39.7%	第1次・第2次、 または両方で提出
	第1次闘争	46	509	28.8%	46	521	29.5%	
	第2次闘争	47	741	42.0%	45	687	38.9%	※741単組うち404単組は、提出済の要求書に第2次闘争で追加、または第2次闘争で初めて要求書を提出した単組
	第1・第2次闘争双方	46	456	25.8%	45	508	28.8%	
	職場点検・職場討議に基づく要求書作成(第2次闘争)	47	500	63.0%	47	405	57.9%	※要求書を提出した単組を分母とした実施率
交 渉 実 施	交渉実施単組総数	47	681	38.6%	47	649	36.8%	第1次・第2次、 または両方で交渉
	第1次闘争	46	420	23.8%	46	482	27.3%	
	第2次闘争	47	610	34.6%	45	604	34.2%	
	第1・第2次闘争双方	46	349	19.8%	47	437	24.8%	

※対象単組は自治体単組＋臨時・非常勤単組＋一部事務組合の1,765単組

（２）各単組における統一基準日の取り組み状況

具体的行動	2023年 第1次闘争	2024年 第1次闘争	2023年 第2次闘争	2024年 第2次闘争
1時間ストライキ	—	—	—	—
29分食い込み集会	7 単組	5 単組	2 0 単組	1 9 単組
時間外集会	5 2 単組	3 3 単組	1 5 5 単組	1 2 1 単組
ビラ配布など	4 5 単組	6 6 単組	1 2 4 単組	1 1 8 単組
その他	1 8 単組	1 7 単組	5 1 単組	3 0 単組

（３）労使合意事項に対する協約の締結状況

2023年第1次闘争	2024年第1次闘争	2023年第2次闘争	2024年第2次闘争
1 5 7 単組	1 4 5 単組	2 6 5 単組	1 9 8 単組

（４）住民に対するアピール行動の実施状況

2023現業・公企統一闘争	2024現業・公企統一闘争
13県本部 4 8 単組	13県本部 4 9 単組

7. 重点課題の獲得指標に対する成果

【現業・公企職員が直営で配置されている単組】

（１）住民から必要とされる現業・公企職場の直営堅持

【第１次闘争】204単組で交渉が行われ、95単組で成果があった。

【第２次闘争】407単組で交渉が行われ、219単組で成果があった。

【第２次闘争の特徴的な成果】

- 環境事業所のごみ収集業務委託提案を退け、キャリア選択制度の導入を確認。
- 退職者が出た際は新規採用を行うことを確認。
- 給食施設による食の安全は公で責任を持つべきと前首長の発言により直営堅持を維持することを確認。
- 直営を維持すること書面で確認。 など

（２）質の高い公共サービスの確立にむけた新規採用

【第１次闘争】235単組で交渉が行われ、85単組で成果があった。

【第２次闘争】442単組で交渉が行われ、151単組で成果があった。

【第２次闘争の特徴的な成果】

- 退職者の補充は正規職員での採用を確認。
- 技能職採用試験を継続で実施させることを確認。
- 年度途中での欠員補充をすることを確認。
- 局の独自採用枠を継続し、必要な人材を確保すると確認書を交わしている。
- 学校用務員職場では、リーダー制の技術の継承の観点を踏まえ採用を確認。
- 継続した清掃職場の新規採用と３０年振りとなる給食調理員の新規採用を確認。
- 年3回の採用試験実施し、人員を確保することを確認。 など

（３）労働災害撲滅にむけた労働安全衛生の確立

【第１次闘争】199単組で交渉が行われ、91単組で成果があった。

【第２次闘争】386単組で交渉が行われ、210単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 用務員室の冷暖房設備の設置を確認。
- 毎月、労働安全委員会を開催し、職場巡視を行うことを確認。
- 清掃職場による空調服の導入の予算化を確認。
- 特別教育などの必要な費用は公費負担することを確認。
- メンタルヘルス対策として職場復帰プログラムを新たに制定することを確認。
- 猛暑対策として、暑さ対策物品の一部支給することを確認。 など

(4) 誰もが安心して働き続けられる職場の確立

【第1次闘争】210単組で交渉が行われ、81単組で成果があった。

【第2次闘争】372単組で交渉が行われ、158単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- エイジフレンドリーガイドラインに基づき、61歳を対象とした巡回健康相談の実施を確認。
- 学校給食では十分な人数配置と代替職員の確保を確認。
- 高齢者に配慮した職場環境の整備について衛生委員会で検討することを確認。
- 毎月の安全衛生委員会を開催し、委員を増加し、幅広くフォローできる体制を確立した。 など

(5) 暫定再任用職員などを含めた技能労務職員の賃金改善の取り組み強化

【第1次闘争】171単組で交渉が行われ、37単組で成果があった。

【第2次闘争】339単組で交渉が行われ、81単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 4級運用について調理員リーダーを設置（係長級：4級）との考えを引き出す。
- 保育調理員について、2025年4月から初任給基準改善と必要な在職者調整の実施について確認書にて締結。
- 4級職の増設することを確認。
- 暫定再任用制度を運用することを確認。
- 5級運用の改善を確認。 など

（６）現場の声を反映した政策実現

【第１次闘争】167単組で交渉が行われ、40単組で成果があった。

【第２次闘争】282単組で交渉が行われ、56単組で成果があった。

【第２次闘争の特徴的な成果】

- 職位整備で係長級の枠を増やしたことを確認。
- 地産地消、農作業体験、親子料理教室などの食育推進事業の取り組みを確認。
- 現業PT委員会を設置し、当局と現業職場の現状を共有する体制を整備することを確認。
- 廃棄物回収経路の見直しが実施され、ごみ運搬作業が軽減された。 など

（７）災害対応や感染症などに対する危機管理体制の強化

【第１次闘争】172単組で交渉が行われ、57単組で成果があった。

【第２次闘争】327単組で交渉が行われ、116単組で成果があった。

【第２次闘争の特徴的な成果】

- 総合防災訓練などで現業職員の参加を確認。
- 破傷風やB型肝炎の予防接種の実施を確認。
- 労使締結の「緊急時・災害時のワークルール」を適正に運用し、災害等の対応を行う職員の労働安全衛生を確保することを確認。
- 災害物資拠点に民間協定を結ぶとともに新たな動員区分を設定したことを確認。
- 清掃部門での破傷風・B型肝炎の予防接種の実施を確認。 など

（８）コンセッション方式導入や安易な事業統合の阻止

【第１次闘争】106単組で交渉が行われ、24単組で成果があった。

【第２次闘争】261単組で交渉が行われ、52単組で成果があった。

【第２次闘争の特徴的な成果】

- 事前に労使協議することを確認。
- コンセッション方式の導入は行わないことの確認。
- 導入前には必ず労使合意をすることを確認。 など

（９）会計年度任用職員の処遇改善

【第１次闘争】183単組で交渉が行われ、85単組で成果があった。

【第２次闘争】335単組で交渉が行われ、151単組で成果があった。

【第２次闘争の特徴的な成果】

- 不妊治療にかかる特別休暇６日を正規職員と同じ12日に増やすことを確認。
- 感染症における病気休暇の有給化を確認。
- 病院局の会計年度任用職員の賃金改善を確認。
- 正規職員のみを対象の手当を会計年度任用職員にまで拡充することを確認。 など

（10）事前協議制の確立、およびすべての労使合意事項に対する協約の締結

【第１次闘争】209単組で交渉が行われ、109単組で成果があった。

【第２次闘争】366単組で交渉が行われ、186単組で成果があった。

【第２次闘争の特徴的な成果】

- 労使合意事項については協約を締結。
- 業務形態見直しについては、労使協議を行うよう確認書を交わしている。
- 事前協議を行うことの確認書締結。 など

【現業・公企職員が直営で配置されていない単組】

（１）安定的な提供にむけた業務委託後のサービス水準などの検証とチェック体制の確立

【第２次闘争】123単組で交渉が行われ、24単組で成果があった。

【第２次闘争の特徴的な成果】

- 民間事業者の状況を踏まえ、市として責任の重要性を共有し質の確保にむけて改善に取り組むことを確認。
- 当局と検証の場を設けて意見交換を実施。
- 民間委託により安定的なサービス提供が困難と判断した時は再公営化も視野にいれていると回答。 など

（２）委託労働者の公正労働の実現

【第２次闘争】113単組で交渉が行われ、12単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 公共サービス基本法に基づきモニタリングを実施。
- 委託後も必要に応じて検証を行い、問題があれば対策・是正を行うことを確認。
など

(3) 委託事業者や受託企業に対する労働安全衛生体制の指導強化

【第2次闘争】110単組で交渉が行われ、15単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 安全衛生の徹底を再確認することを確認
- 労働条件や委託業務の水準については、責任の範囲内において指導や管理に努める
ことを確認。 など

(4) 災害対応や感染症などに対する危機管理体制の強化

【第2次闘争】140単組で交渉が行われ、29単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 災害対応(応援)について、派遣職員の装備・資材はリスト化・ストックしたうえで、都度見直しを行っている。
- 委託先と協議し、緊急対応についてマニュアル化を行った。
- 職員が感染した場合、人員に対する応援体制を確認。 など

8. 闘争の成果

(1) 人員確保について

人員確保にむけ、取り組む時期と目的を明確にした上で通年闘争として現業・公企統一闘争の取り組みを進めてきました。第1次闘争では各自治体が人員計画や予算編成を行う前段で交渉を強化することにより、現業職員の新規採用者数については、2018年度から増加傾向となっています。2024年度においては前年度から若干、下回るものの多くの現業職員の新規採用があり、2023現業・公企統一闘争の取り組みが反映された成果です。

2024現業・公企統一闘争では単組が粘り強く交渉を積み重ねてきた結果、継続した新規採用をはじめ、30年ぶりの新規採用を確認したとの報告がありました。継続した新規採用を勝ち取っている単組では、新規採用者数は採用数の増減がみられるものの、これまで採用がなかった単組が採用を勝ちとる単組が増えてきていることから、第1次闘争期から取り組むことで、人員確保が勝ち取れることを全体で共有し、取り組みを強化していかなけれ

ばなりません。

【自治労現業職場における新規採用者の推移（自治労調査）】

年度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
新規採用	479人	567人	619人	732人	775人	815人	961人	959人

（２）職場点検・職場オルグに基づく要求書提出と独自要求

職場課題の解決にむけた取り組みを進めるにあたり、現業・公企統一闘争では現業・公企職員が配置されている単組、配置されていない単組それぞれの重点課題を設定し、モデル要求案を作成しました。これらを活用し春闘期から徹底した職場点検・職場オルグに基づく要求書の作成を提起し、単組では職場点検・職場オルグが実施されています。その結果、職場点検・職場オルグに基づき明らかになった職場課題を独自要求として盛り込み、交渉を積み重ねてきた単組においては、モデル要求案では勝ち取れない、さまざまな成果が報告されています。

改めて全組合員が参加する統一闘争を確立するため、組合員一人ひとりの思いを要求書に反映させる取り組みを引き続き強化していくことが必要です。組合員の不満や困りごとを解決することにより、組合への期待感と求心力が高まり、それらを背景にさらなる人員確保と職場環境改善にむけた取り組みを展開していかなければなりません。

【独自要求の特徴的な成果】

- 特殊勤務手当として除雪車乗務手当の新設を確認。
- 業務に必要な中型自動車第1種運転免許の取得費用を公費から支出することを確認。
- 保育園の建替えに伴い、調理員専用トイレを設置。
- 業務に必要な消耗品費の増額を確認。
- 給食センターの給食配送において委託から会計年度任用職員で実施することを確認。 など

（３）「公共」の役割を再認識し、自治体現場力の回復にむけた取り組み

少子・高齢化や労働人口の減少などの社会情勢の変化により、「公共」が果たす役割が高まり、自治体職員でしか対応できない業務が求められています。そのため2024方針では、民間委託導入後に課題が生じている際は、「再公営化」にむけた取り組みを提起するとともに、民間委託の導入阻止や委託から直営に戻った取り組み事例について発信してきました。「再公営化」の提起により各県本部・各単組は、委託導入済みの業務についての検証

の契機となり、取り組みを始める単組が見受けられました。あわせて、手引きや各種集会で委託導入阻止にむけた取り組みを提起したことにより、達成が困難な課題ではなく、取り組むことで課題解決することができるとの認識を持ち、組合員の意識醸成の1つとなりました。

特定の時期に限らず、いつでも委託提案がされることを想定した上で「職の確立」の取り組みなど事前の対策を強化するとともに、既に導入されている民間委託事業の費用対効果をはじめ、サービスの質や提供体制を検証し、自治体現場力を回復していかなければなりません。人件費や物価が高騰し委託事業者を取り巻く状況が大きく変化している今こそ、安易な民間委託提案を阻止するとともに、課題が生じている際は「再公営化」するなど、公共サービスの提供体制や役割を見直しにむけ、各単組の取り組み事例を共有し更なる運動の展開が求められています。

（４）住民アピール行動の取り組み

現業・公企統一闘争では業務内容を多くの住民に周知・理解してもらうために、住民アピール行動を提起しています。近年の住民アピール行動の取り組みは、コロナ禍の影響により十分な取り組みに至っていませんでしたが、徐々に県本部や単組で取り組みが戻りつつあります。

以前に取り組んでいた単組では、これまでの取り組みに加え新たな職種の業務内容を盛り込み実践している事例や、新たに取り組みを始めた県本部評議会もあります。住民が私たちの業務内容の必要性・重要性を認識することは、職場の処遇改善に対する取り組みに好影響をもたらすことから、多くの事例を発信し更なる取り組みの拡大を図っていかなければなりません。

９．闘争における課題

（１）はじめに

現業・公企職場をはじめ、地域公共サービスの提供現場では、人員不足など多くの課題を抱えつつ、業務を担っています。とくに現業職場では強硬な合理化提案が示され、多くの自治体では民間委託が拡大しています。また新規採用を勝ち取るものの、採用条件として賃金抑制が行われるなど、新たな課題も生じています。現業・公企職場に限らず、すべての職場課題を解決し、「質の高い公共サービスの確立」にむけ、以下の取り組み対する課題にむき合い、通年闘争としての現業・公企統一闘争に取り組む必要があります。

（２）すべての単組が結集する統一闘争

闘争の最重要課題である現業・公企職場の人員確保では、現業職員の新規採用者が増加傾向であるとともに、採用には至らないものの、あきらめずに取り組むことで組織強化に

つながった事例もあり、通年闘争としての取り組んだことにより一定の成果が出てきています。しかし、すべての単組・県本部が結集する産別統一闘争に至っていません。

【現業・公企評が設置されている単組】

現業・公企評が設置されている単組では、評議会独自で交渉サイクルを確立し取り組んでいる単組がある一方で、評議会は存在するが取り組みが停滞している単組もあり、取り組みが二極化となっています。とくに現業・公企職員が少人数の単組では、取り組みが後退している事例が多いですが、課題解決にむけては、自ら行動に取り組まなければ解決しないことを再確認した上で、組合員の声を反映した要求書を提出し、交渉を行っていかねばなりません。あわせて現業・公企職場で働く会計年度任用職員は、正規職員と同様の関係法令が適用されることを踏まえ、正規職員だけでなく、会計年度任用職員と一緒に取り組むことが重要です。

単組評議会では、本部が作成した要求モデルや解説を記した手引き、また統一闘争の意義や取り組み方を説明した動画など実情に応じた情宣物を活用し、取り組みの第一歩である要求書の提出にむけた取り組みを強化していかなければなりません。あわせて、評議会では保障されている労働協約締結権が評議会のみならず、単組にも影響を及ぼすことから、単組では現業・公企現場の課題を盛り込んだ要求書を作成し、交渉するなど、単組・評議会が一体となった取り組みが求められます。

【現業・公企職員が配置されている単組（評議会未結成単組）】

現業・公企職員は労働組合法が適用され、労働二権が保障されていますが、評議会（労働組合）を結成しなければそれらの権利を活用することはできません。労働組合法に明記されている規約を作成の上、評議会を結成することにより、労働二権が保障され労働協約の締結が可能となります。労組法適用の評議会は当局による一方的な合理化攻撃に対し労働委員会への救済申し立てを行うなど、対抗することができます。そのため現業・公企組合員のみならず単組全体にとっても大きな優位性となり組織強化に繋がることから、未結成単組における評議会結成にむけ、県本部・単組は積極的に取り組みを進めていくことが必要です。

さらに評議会結成は、単組内での職場課題の情報共有や解決につながるとともに、現場役員の選出により単組の組織強化や人材育成が図られることから、取り組みを強化することが重要です。

【現業・公企職員が配置されていない単組】

現業・公企職員が配置されていない単組では、現業・公企職員が担う清掃や給食、水道供給など業務が民間委託として民間事業者から提供されています。今後、地域によって実態はことなりますが、法律や制度があるものの、民間事業者の撤退により公共サービスの提供者がなくなり、必要な公共サービスの提供ができない地域や自治体が生じる可能性があります。自治体は、提供体制の形態に関わらず、自治体責任のもとで質の高い公共サー

ビスを安定的に提供していかなければなりません。委託業者の破産申請などにより公共サービスの提供が停止し、多くの住民や利用者に大きな影響を及ぼしたことから、自治体は委託導入後であっても提供体制の実態把握とサービスの水準を確認し、質の高い公共サービスの提供にむけ、積極的に関与していかなければなりません。あわせて、学校給食における委託業者の倒産による給食停止などの実態を踏まえ、必要に応じて再公営化による安定的な公共サービスを提供していかなければなりません。

持続可能な地域の実現にむけ、医療や福祉現場など自治体現場をはじめ、公共サービスに携わるすべての労働者の処遇改善にむけ、現業・公企統一闘争を通じて取り組みを推進していくことが求められます。本部が作成した手引きや動画を活用し、学習会や機関会議を通じて「質の高い公共サービスの提供にむけた闘争」との闘争目的を再認識するとともに、すべての単組が取り組む闘争であることの認識の一致をはかる必要があります。

【県本部】

現業・公企統一闘争の取り組みについては、中執オルグや集約結果から単組の要求書提出・交渉日をはじめ、どのような課題で交渉が難航しているのか、など県本部が単組状況を十分に把握しておらず、「単組まかせ」となっている実態があります。改めて県本部は、統一闘争の再構築にむけ、各単組における現状と課題、それらを解決するための要求書の項目、交渉日程や交渉状況を把握していかなければなりません。その上で県本部は設定した基準日はもとより、単組が交渉する際には待機態勢を維持し、安易に妥結することのないよう、交渉状況を把握の上、単組に適切なアドバイスをするなど、きめ細やかな単組支援が必要です。あわせて、交渉したものの十分な成果を勝ち取れていない単組も多く存在することから、今闘争で成果を勝ち取れずとも、次年度闘争へと繋げるための回答を引き出すための支援など、単組実情に応じた取り組みが求められます。

県本部は「統一闘争」の意義を各単組に再周知させるとともに、こうした取り組みの積み重ねが県本部・単組の連携強化となり、強いては組織強化へとつながること、さらにすべての単組が結集する闘争の起点であることを再認識し、取り組む必要があります。

（３）要求書提出

要求書の未提出単組が取り組まなかった要因の多くは、現業職員が配置されていない、評議会活動が無いことが理由に挙げられています。現業職員が配置されていない単組では、闘争の取り組みを通じて民間委託導入後の検証や分析し、安定的な質の高い公共サービスの確立にむけ取り組むことが重要です。また評議会活動の停滞を理由に取り組んでいない単組では、単組と連携し職場課題を単組要求書に盛り込むなど、すべての組合員の声を集めた取り組みを実践していかなければなりません。評議会の解散や現業職員の未配置は、評議会が保有している労働二権が失われることになり、単組として労働協約の締結ができなくなることを認識しなければなりません。

単組・県本部は現業・公企統一闘争が当該職員だけが取り組む闘争との認識を改め、公

共サービスに携わる労働者の処遇改善と質の高い公共サービスの確立にむけた闘争であることを再確認することが必要です。労働組合の基本活動は組合員の賃金・勤務労働条件の改善であることから、すべての組合員の要望を把握した上で要求書を提出し、交渉をしていく取り組みを強化しなければなりません。

（４）交渉実施

取り組みができていない単組では「要求－交渉－妥結－協約締結」のサイクルが確立されつつある一方、全体的には各単組の取り組みについて二極化しています。実態としては、当局に要求書を提出するものの、書面回答が示された後、交渉をせずに単組判断のみで妥結に至っている事例も見受けられます。回答内容が県本部判断のもと妥結基準に到達していれば問題ありませんが、そのような事案は極めて稀です。当局が示した回答は決定事項ではなく、回答が示されてから妥結基準の到達まで交渉を積み重ねていくことが重要であることを再認識していかなければなりません。

現場課題を解決するためには、自ら声をあげていくしか手法はありません。単組や評議会によって、組合員数や現業・公企職員の有無など実情は異なりますが、多くの単組や評議会では交渉し成果を勝ち取っていることから、今後は取り組み事例の共有を積極的に進めるとともに、評議会に保障されている労働協約締結権を最大限に活用した闘争体制の構築にむけた取り組みの強化が必要です。

（５）第１次闘争・第２次闘争への結集

【第１次闘争】

第１次闘争では現業職員の新規採用者の増加など成果の共有化をはかり、全県本部・全単組の結集にむけた取り組みを推進してきましたが、実態としてはすべての県本部・単組での取り組みに至っていません。

改めて第１次闘争の重点課題は地域実情に応じた公共サービスの提供に必要な人員確保であることを認識し、取り組む時期と意義を理解した上で人員確保闘争とも連動し進めていくことが求められます。通常業務をはじめ、災害時や感染症拡大によって明らかになった公共サービスの提供体制の脆弱さを解決するためにも、春闘期で実施した職場点検や人員確保チェックリストを踏まえ、第１次闘争期の取り組みを強化していく必要があります。

【第２次闘争】

従来から10月に取り組みを進めてきた第２次闘争において、各県本部・各単組では一定、取り組みの周知が浸透していますが、一方で確定闘争として取り組んでいる単組も多く存在します。現業・公企統一闘争の第２次闘争は、現業・公企評に保障されている労働協約締結権を活用し、「質の高い公共サービスの確立」にむけた取り組みです。確定闘争として現業・公企統一闘争に取り組んだ場合、賃金課題が中心となり、各現場での課題について十分な交渉時間の確保ができなくなる恐れがあります。取り組む目的や課題が異なる統

一闘争であるため、現業・公企統一闘争、確定闘争としてそれぞれで取り組むことが重要です。

（６）基準日への結集意義

基準日への結集実態としては、本部が設定した基準日はもとより、県本部が設定した基準日にすら、結集できていません。そのため、取り組みの十分な情報共有ができず、統一闘争の意義が発揮できない可能性があります。また、基準日の戦術行使は、前進回答を引き出すための1つの手法であり、ヤマ場における県本部・本部待機態勢は、交渉の妥結基準を判断し、戦術行使の有無を確認する重要な役割を果たしています。実態では、戦術配置は行うものの待機態勢を取らない、さらに他の統一闘争では待機態勢はとるが現業・公企統一闘争ではとらない、などの県本部があることから、闘争の再構築をしていかなければなりません。

賃金・勤務労働条件の改善にむけては、統一闘争が交渉を優位に進めるための有効な手段であることを再認識した上で県内単組の交渉状況を共有することが必要です。その上で、各県本部が設置した闘争本部を通じて、各単組に統一闘争の意義について認識の一致をはかるとともに、闘争の推進にむけたオルグを実施するなど、全単組・全組合員が結集する統一闘争を構築していかななくてはなりません。

（７）単組における評議会との連携

産別統一闘争を推進する上で、評議会と単組との連携が必要不可欠です。しかし、単組によっては現業・公企職場に対する理解不足や課題の共有化がはかられず、さらには役員の経験不足などを理由に十分な取り組みに至っていません。さらに評議会が未結成の単組ではより一層、現業・公企職場の実態や課題について把握ができないため、単組内での取り組みに至っていません。改めて単組では、評議会の結成をはじめ、現業・公企評役員の単組役員への参画など組合活動へ意見を反映させることが必要です。

また県本部では、果たすべき基本的な役割を確認し、単組との日常的な相談対応、単組オルグなどを通じて、単組の賃金水準や労働条件を把握するとともに、情報共有をはかり、産別統一闘争の推進にむけた取り組みを強化していかなければなりません。そのため、本部・県本部は現業・公企労働者が持つ権利や課題などを取り入れた学習会の開催をはじめ、現業評議会と公企評議会の連携はもとより、青年部・女性部などを含めた各評議会との連携、本部・県本部・単組が一体となった統一闘争の推進が求められます。

（８）協約締結権を活用した統一闘争

産別統一闘争として取り組むにあたり、労働協約締結権等の権利を持つ現業・公企労働者が運動の先頭に立ち、権利を最大限活用した交渉を行うことにより、統一闘争の底上げをめざす必要があります。評議会に保障されている労働二権は単組にも影響を及ぼすこと

から、妥結事項を書面化することで労働協約となり、当局に対し労使合意事項を確実に履行させることができることを認識する必要があります。

しかし単組によっては、交渉で妥結したものの、労働組合側の認識不足もあり、組合側から協約締結を求めておらず、さらに賃金労働条件や事前協議の協約などの基本協約すら締結できていない単組が見受けられます。改めて協約締結の重要性を理解し、基本協約の締結状況の点検・整備をはじめ、労使合意に至った事項をすべて協約化（書面化）する取り組みを強化しなければなりません。

県本部	現業・公企評議会 有無		要求書提出 単組数		交渉 単組数		協約締結 単組数	
	現業	公企						
	2024	2024	2023	2024	2023	2024	2023	2024
北海道	0	0	65	0	26	0	20	0
青森	0	0	19	17	15	0	6	0
岩手	12	4	10	12	8	6	1	0
宮城	8	3	11	11	10	2	6	1
秋田	3	2	8	4	6	3	2	1
山形	0	0	27	35	25	28	8	3
福島	7	2	11	16	10	16	4	2
新潟	13	7	15	18	15	14	8	6
群馬	11	10	14	6	14	6	2	0
栃木	16	1	21	23	10	23	0	0
茨城	17	6	16	21	16	21	2	4
埼玉	14	6	8	8	5	4	2	0
東京都	28	2	26	19	19	17	9	14
千葉	7	0	6	8	6	8	4	1
神奈川	17	1	19	21	18	19	4	5
山梨	2	2	9	25	9	25	0	0
長野	9	4	13	14	13	11	8	5
富山	15	5	18	18	18	18	4	18
石川	0	0	8	0	8	0	1	0
福井	2	2	10	5	10	4	0	1
静岡	3	3	10	7	10	7	4	3
愛知	2	2	11	5	6	6	1	0
岐阜	9	6	10	12	7	10	1	1
三重	13	5	30	24	29	22	1	1
滋賀	6	2	4	9	4	9	0	0
京都	2	1	9	3	9	3	5	1
奈良	12	7	12	12	9	12	4	0
和歌山	5	2	3	5	3	4	3	1
大阪	11	6	23	29	18	27	8	9
兵庫	16	8	27	27	27	25	10	9
岡山	6	3	9	8	9	8	4	4
広島	16	6	14	18	13	17	9	8
鳥取	11	1	16	17	16	17	16	17
島根	18	16	23	24	16	24	16	23
山口	6	9	17	12	16	12	10	2
香川	9	0	9	9	9	9	3	3
徳島	9	4	14	13	7	13	1	0
愛媛	1	1	5	2	5	2	0	0
高知	10	1	9	10	6	8	3	1
福岡	40	19	46	48	43	48	34	37
佐賀	3	1	9	4	5	2	1	0
長崎	17	15	21	20	17	20	6	2
大分	12	5	20	19	19	15	19	12
宮崎	13	8	6	13	6	9	3	0
熊本	12	2	17	16	15	15	3	3
鹿児島	22	21	26	31	19	30	6	0
沖縄	7	1	7	9	6	5	3	0
合計	472	212	741	687	610	604	265	198

【第2号議案】

2025 現業・公企統一闘争の推進（案）

【闘争の基本的な考え方と目標】

1. 住民の安全で安心な生活に必要な公共サービスを提供するため、人員確保を中心にあらゆる課題解決にむけた取り組み強化し、質の高い公共サービスの提供体制の拡充にむけ取り組めます。その上で公共が果たすべき役割と提供形態を見直し、持続可能な地域にむけ、基本的な目標を「自治体現場力による質の高い公共サービスの確立」とします。

【闘争の具体的日程】

2. 取り組みの推進にむけて以下の日程で取り組めます。

	第1次闘争	第2次闘争
職場点検・職場オルグ	2月～4月	—
職場討議・要求書作成	4月18日～5月20日	—
要求書提出ゾーン	5月20日～6月5日	9月22日～10月2日
住民アピールゾーン	2月～5月	9月1日～10月3日
回答指定基準日	6月6日	10月3日
交渉強化ゾーン	6月6日～6月19日	10月3日～10月16日
全国統一闘争基準日	6月20日	10月17日
協約締結強化月間	7月	11月

【闘争の重点課題】

3. 現業・公企職場における諸課題を踏まえ、重点課題については、以下の通りとします。

【現業・公企職員が配置されている単組】

- ① 住民から必要とされる現業・公企職場の直営堅持
- ② 質の高い公共サービスの確立にむけた新規採用
- ③ 安定的な公共サービスの提供にむけた「再公営化」の取り組み
- ④ 労働災害撲滅にむけた労働安全衛生の確立
- ⑤ 誰もが安心して働き続けられる職場の確立
- ⑥ 暫定再任用職員などを含めた技能労務職員の賃金改善の取り組み強化
- ⑦ 現場の声を反映した政策実現
- ⑧ 災害対応や感染症などに対する危機管理体制の強化
- ⑨ コンセッション方式導入や安易な事業統合の阻止

- ⑩ 会計年度任用職員の処遇改善
- ⑪ 事前協議制の確立、およびすべての労使合意事項に対する協約の締結

【現業・公企職員が配置されていない単組】

- ① 「再公営化」にむけた業務委託後のサービス水準の検証とチェック体制の確立
- ② 委託労働者の公正労働の実現
- ③ 委託事業者や受託企業に対する労働安全衛生体制の指導強化
- ④ 災害対応や感染症などに対する危機管理体制の強化

【闘争本部体制】

4. 2025 現業・公企統一闘争本部体制は、以下の通りとします。

闘争本部長	担当副委員長
副闘争本部長	書記長
	現業評・公企評議会議長
事務局長	総合組織局長
事務局次長	現業評・公企評議会事務局長
闘争委員	関係する各局の中央執行委員

【闘争の戦術配置】

5. 戦術については、2月28日に開催予定の第2回拡大闘争委員会において、2025年ストライキ批准の成立と闘争指令権が確立した段階で具体的な戦術を確認します。

【第2次闘争における統一闘争の具体的な進め方】

6. 第1次闘争における本部・県本部・単組の取り組みについては、全ての単組が取り組む闘争にむけ以下の通りとします。

単組は現業・公企統一闘争が「質の高い公共サービスの確立」との位置付けのもと、すべての単組が取り組む闘争であることを再認識し、取り組みます。その上で、安定的な公共サービスの提供に必要な人員確保にむけ取り組みを強化します。あわせて公共の役割を鑑みて公共サービスの提供形態を見直し、委託導入されている業務は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などを踏まえ、適切に対応されているか確認するため、サービスの質などを検証・分析し、課題が生じている場合は再公営化にむけた取り組みを進めます。

県本部は、闘争委員会を設置した上で単組オルグや日常の連携を密にし、単組の取り組み状況を把握するとともに、単組交渉時は課題解決にむけ待機態体制をとるなど、単組の取り組み支援を強化します。

(1) 要求書作成にむけた職場点検・職場オルグ(2月～4月)

① 単組の取り組み

- ア 現業・公企評議会の未設置単組については、県本部と連携し、評議会結成にむけ取り組みます。
- イ 現業・公企評議会の設置単組については、評議会に保障されている労働二権の重要性を再認識し、単組と一体となって取り組みを進めます。
- ウ 現業・非現業が一体となった取り組みの推進にむけ、単組に闘争委員会を設置します。その上で、本部が作成した「取り組み手引き」や「動画」を活用し、現業・公企統一闘争の推進にむけた議論を行います。
- エ 本部が作成した職場チェックリストモデルを基本に、職場点検・職場オルグに取り組み、現業・公企職場における会計年度任用職員を含めた人員配置や組合員の要求などを的確に把握します。
- オ 委託業務については、委託導入後のサービス水準や委託費などの検証・分析のもと課題を洗い出すとともに、安定的なサービスの提供にむけ、課題が生じている際は再公営化にむけ取り組みを進めます。
- カ 職場点検・職場オルグで明らかになった課題や人事異動後などの4月の人員配置を把握し、要求をまとめます。その上で職場集会等を開催するなど、単組全体で今後1年間の要求について確認します。
- キ 本部が作成したチラシなどを活用し、住民アピール行動を積極的に取り組みます。
- ク 労働協約締結権を確固たるものとするため、本部が作成した資料を踏まえ、労働組合法に基づく評議会規約の点検・整備に取り組みます。

② 県本部の取り組み

- ア 県本部全体での闘争とするために、評議会の意見が反映される闘争委員会を設置します。闘争委員会は、すべての単組が結集できる基準日設定や現業・公企統一闘争に取り組む意義を明確にします。その上で、闘争委員会において全単組での闘争となるよう指導体制を確立します。
- イ 県本部役員と県本部評議会役員による計画的な単組オルグの実施や都市評・町村評などの各評議会との連携など、闘争体制の確立・強化および要求書作成支援を行います。
- ウ すべての単組での取り組み強化にむけた意思統一をはかるため、総決起集会などを開催します。
- エ 春闘の取り組みに合わせて公共サービスの重要性和拡充を訴えるアピール行動に取り組みます。
- オ 現業・公企評議会未設置単組に対しては評議会の結成支援を行います。特に地方公営企業法が適用される公営企業職員(水道・工業用水・公営電気・ガス・下水道職員は全部適用)が職員団体へ加入している場合については形式分離を行うよう結成支援を

行います。

カ 現業・公企評議会設置単組には、評議会の実情に応じた取り組み支援を行います。

キ 要求書が未提出、独自要求書の提出ができていない単組にはオルグだけでなく、日常から連携を密にし、単組実情に応じた取り組み支援を行います。

ク 労働協約締結権を確固たるものとするため、本部が作成した資料を踏まえ、単組における評議会規約を点検・把握し、不備がある場合には規約整備に対する指導を強化します。

③ 本部の取り組み

ア すべての単組が結集する統一闘争にむけて、取り組み趣旨や要求項目をわかりやすく解説した「2025 現業・公企統一闘争の手引き」を現業・公企職員が配置されている、配置されていない、の2種類を作成します。また現業評議会として取り組みポイントを記載した概要版を作成します。

イ 春闘オルグとあわせて中央執行委員による各県本部オルグを実施します。その中で、県本部闘争委員会での議論をより実効性のあるものとするため、単組に対する要求書提出、交渉実施に関する到達目標の設定を県本部に求めるなど、全単組での取り組みを追求します。

ウ 現業評議会において、要求書作成や交渉の進め方、また前年度の闘争における取り組み成果を共有するため、3月に学習会を開催します。

エ 現業評議会において、各県本部・各単組における交渉の前進を目的に、4月に総務省交渉ならびに議員要請行動を行います。

オ 公営企業評議会では公営企業労働者としての法適用や権利の理解、労働条件の改善や権利の拡大、事前協議や労使交渉による協約締結など、「公営企業労働者の権利Q&A（全面改訂版）」を活用した学習会を、地連や県本部と開催し、さらに7月予定の「2024 公営企業集会」で2024 現業・公企統一闘争の推進にむけた意思統一を行います。

（２）職場討議・要求書提出の実施（４月～５月）

① 単組の取り組み

ア 職場点検・職場オルグで明らかになった課題を要求内容に反映するため十分な職場討議を実施します。その上で、確認された事項について要求書を作成します。また、作成した要求書を組合員に報告するなど全組合員参加の統一闘争を追求します。

イ 職場討議で確認した要求内容について、単組状況に応じて要求書項目別の提出時期を明確にします。

ウ 要求書項目別の提出時期の確認後、第1次闘争で提出する項目について本部が設定した日程で要求書を提出します。

② 県本部の取り組み

ア 各県本部で設定した要求書提出・交渉実施に対する到達目標の達成にむけ、各単組での統一闘争の取り組み状況の点検・把握を行います。その上で、これまで取り組みができていない単組はもとより、前年度取り組みが行えていない単組に対しては、単組ごとの課題を設定した上で徹底したオルグを展開します。

イ 各都道府県の区・市町村課に対し、総務省からの指摘を理由とした採用や賃金の抑制に繋がる指導・助言を行わせないよう要請行動を実施します。

③ 本部の取り組み

ア 本部は取り組む目的と時期の周知徹底にむけ県本部・単組への準備を促すため、ポスターを作成し、配布します。

イ 現業評議会として、要求書提出や取り組み状況を把握するとともに、取り組みを促すため、評議会オルグを行います。

ウ 現業評議会では5月に現業・公企統一闘争決起集会を開催し、2025 現業・公企統一闘争の推進にむけた意思統一を行います。

（３）交渉強化ゾーン

① 単組の取り組み

ア 本部が作成した手引きや動画を参考に、すべての要求項目に対し、粘り強い交渉を展開します。

イ 交渉状況について県本部と交渉状況や妥結判断を共有し、安易に妥結することのないよう、県内が統一した取り組みとします。

ウ 妥結判断については、職場集会などを通じてすべての組合員に確認するなど単組一体となった取り組みとします。

② 県本部の取り組み

ア 県本部全体で取り組む体制を確立し、低位平準化を跳ね返すため単組の交渉状況を把握し、情報共有に努めるとともに、必要に応じて単組への交渉支援を行います。

イ 県本部が設定したヤマ場への結集を基本に、交渉状況の共有化をはかり、単組が安易に妥結することなく、県本部が統一したたたかいとなるよう取り組みを強化します。

ウ すべての単組の交渉実施にむけ、単組交渉時では待機態勢のもと、単組実情にあわせ交渉支援を行うとともに妥結基準の判断をします。

エ 事前調査を通じて本部と取り組み状況を報告し、情報共有に努めます。

③ 本部の取り組み

ア 第1次闘争のヤマ場（6月20日）に闘争本部会議を開催し、単組における要求書提出・交渉実施（予定も含む）状況を共有するなど、産別統一闘争としての取り組みを強化します。

イ 第1次闘争のヤマ場（6月20日）を基本にすべての単組が交渉を終了するまで待機

態勢を維持します。その上で、県本部からの情報提供、交渉に対する助言等、県本部・単組と一体となって取り組みます。なお、県本部において別途ヤマ場を設定する場合は県本部と協議の上対応します。

(4) 全国統一闘争基準日

① 単組の取り組み

ア 全組合員参加による統一行動を配置します。

イ 交渉内容や妥結内容、さらには今後の継続課題などについて、職場集会等を通じてすべての組合員に報告し情報を共有します。

② 県本部の取り組み

ア 単組における戦術行使、報告集会を支援します。

③ 本部の取り組み

ア 単組における戦術行使などが生じた場合には、闘争本部会議を開催し、本部全体で情報共有するなど、県本部・単組と一体となって取り組みを進めます。

イ 県本部・単組が報告集会で利用できるニュースを作成し、県本部にデータで配信します。

【第1次闘争終了後の点検・検証と第2次闘争にむけた取り組み】

7. 第1次闘争の点検・検証、さらには第2次闘争の取り組み推進にむけて本部・県本部・単組は以下の取り組みを行います。

(1) 単組の取り組み

① 交渉で妥結した内容や項目については、協約を締結します。

② 協約の内容また協約書を県本部に報告し、情報共有をはかります。

③ 継続協議となった項目などは、県本部と連携のもと、継続的に交渉を行います。

④ 第1次闘争の取り組み状況や成果についてウェブを活用し報告します。

⑤ 労働組合法に基づく単組（評議会）規約の点検を行い、不備がある場合は評議会定期大会（総会）において規約の改正を行います。

(2) 県本部の取り組み

① 各県本部で設定した要求書提出・交渉実施に対する到達目標について、各単組での取り組み状況を点検・把握します。

② 単組の協約書や妥結内容について、事後調査を行うなど、第1次闘争における取り組み状況を把握し、強化すべき視点を明確にするなど第2次闘争にむけて中間総括を行います。

③ 単組からの取り組み状況や成果に関する報告については内容を確認し、集約結果を本部に報告します。

④ 労使合意に至った事項について、協約書の提出を促すなど取り組み状況の点検を行

うとともに、すべての単組で協約が締結されるよう取り組みを強化します。

(3) 本部の取り組み

- ① 第1次闘争における取り組み状況を把握し、強化すべき課題や政府が策定する骨太方針への対応など第2次闘争の推進にむけて中間総括を行います。その上で、第1次闘争の中間総括に基づく追加方針を8月の定期大会で提起するなど第2次闘争の推進にむけ取り組みを強化します。
- ② 第1次闘争の取り組み状況を踏まえ、その内容と対応方針を自治労全体で確認するため「自治体現場力による質の高い公共サービスを実現する集会」を東京で開催します。
- ③ 「命の水」の大切さをアピールするため、8月1～7日に開催する「第40回自治労水週間」にむけて水の公共性を住民に訴える場として水週間の「1県本部1行動」の取り組みを行います。

2025 現業・公企統一闘争の重点課題と獲得指標

【現業・公企職員（会計年度任用職員を含む）が直営で配置されている単組】

① 住民から必要とされる現業・公企職場の直営堅持

公共としての役割を果たすため、将来にわたり住民ニーズに応じた安全・安心な公共サービスを提供にむけ、直営の必要性を労使で確認します。

あわせて、社会に必要不可欠な業務を担っていることを踏まえ、公共サービスの質の向上にむけ「職の確立」の取り組みを強化します。その上で、委託提案をしないことを確認します。

② 質の高い公共サービスの確立にむけた新規採用

地域実情に応じた公共サービスの確立にむけ、安全・安心な公共サービスを安定的に提供できる体制をはじめ、自然災害や感染症などの緊急時において迅速に対応できる体制を構築するとともに、定年引き上げに伴う新規採用抑制をさせず、退職者の補充、さらなる拡充にむけ現業・公企職員の新規採用を確認します。

③ 安定的な公共サービスの提供にむけた「再公営化」の取り組み

すでに委託を行っている業務については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などを踏まえた適切な対応を求めた上で、個人情報保護の保護や委託した

事務・事業に対する適切な評価・管理などの現状と課題を明らかにします。労働人口の減少など社会情勢の変化を踏まえ、安定的な提供にむけ、課題が生じている際は再公営化にむけ今後の運営形態について労使で協議します。

④ 労働災害撲滅にむけた労働安全衛生の確立

現業・公企職場をはじめすべての職場から、労働災害を撲滅するため、労働安全衛生の確立と労働災害一掃にむけた予算の確保などを当局責任で行うことを労使で確認します。その上で、安全衛生委員会の毎月定例開催を確認するなど、労使が一体となって労働災害ゼロをめざし取り組みます。さらに、同じ自治体で公共サービスを担っている委託先労働者が、安全に安心して働くことのできる職場環境の整備にむけて、安全衛生環境の点検などを行い、労働安全衛生法の遵守を当局と委託先企業に求めます。

⑤ 誰もが安心して働き続けられる職場の確立

誰もが安全で安心して働き続けられる職場環境にむけ、これまで培ってきた技術・技能・経験を活かした現場実態に応じた職務・職場を確立します。とくに高齢期の職員の業務内容などは、労働安全衛生法などを踏まえ、事業者責任を迫るとともに、労使一体で構築します。あわせて多様で柔軟な働き方が可能となる制度確立にむけ、高齢期の職員の働き方について労使で確認します。

⑥ 暫定再任用職員などを含めた技能労務職員の賃金改善の取り組み強化

多様化する住民ニーズや地域実情に応じた公共サービスの提供に必要な人員を確保するためには、初任給格付けの改善をはじめ、中途採用者の処遇改善を実施することが必要不可欠な状況となっています。このため各県本部・各単組では、技能労務職員の賃金抑制が続いている要因を明らかにし、現業・公企職員の賃金については労使合意が大前提のもと、職務の責任に応じた賃金改善を確認します。あわせて、定年前再任用短時間勤務職員や暫定再任用制度については、業務実態を踏まえ、業務量・責任に応じた賃金改善を行います。

⑦ 現場の声を反映した政策実現

少子・高齢化が加速し住民が求める公共サービスが多種・多様化する中、住民ニー

ズを的確に捉えた公共サービスを提供するためには、住民・利用者に一番身近で接している現業・公企職員の技術・技能・経験が必要不可欠であることを労使で確認します。その上で「ふれあい収集」や「学童保育への給食提供」などの事例を踏まえ、地域実情に応じた公共サービスの提供にむけ、現業・公企職員が培ってきた知識や経験が活かせる労使協議の場を設置します。

⑧ 災害対応や感染症対策など危機管理体制の強化

各地で自然災害が頻発する中、災害対応では、初動体制や復興支援において人員不足を理由としたさまざまな課題が発生し、住民の生命と財産を守ることが困難な状況となっています。改めて災害時では地域や施設を熟知した現業・公企職員が果たす役割が大きいことを労使で確認し、防災計画などにおいて現業・公企職員の役割を明確にすることを確認します。あわせて危機管理体制を構築するため、災害発生時における勤務・労働条件を事前に協議します。

感染症対策では、この間の対策を検証し、今後の感染拡大に備える危機管理体制を構築するとともに、感染症に関する勤務・労働条件を改善し、誰もが安心して働ける職場環境にむけ協議をします。

⑨ コンセッション方式導入や安易な事業統合の阻止

公企職場は、中長期的な経営基盤の強化方針・計画の検討状況の説明を求め、コンセッション方式を含むPPP/PFIの導入や事業統合、事業譲渡などを一方的に進めないよう労使で確認します。また、制度導入等は、地方自治体の判断によるとされていることから、住民へ事業の将来的な見通しや料金のあり方を丁寧に説明することとあわせて労使協議後に判断することを確認します。とくに、水道事業は、住民の生命と健康に直結する事業であるため、公共の福祉の観点からもコンセッション方式の導入に反対します。あわせて、上下水道で進められている広域化は、地域自治と職員の勤務・労働条件に関わる事項であることから、計画段階から労使協議の場を確保し、広域化を進める必要がある場合は、広域連携を優先的に検討することとし、安易な事業統合や経営の一体化を進めないよう労使で確認します。

⑩ 会計年度任用職員の処遇改善

会計年度任用職員の賃金・勤務労働条件は、正規職員と比較して抑制されていることから、均衡・権衡に基づいた処遇改善を勝ち取ります。とくに遡及改定などの前年

度からの積み残し課題については、春闘期から継続的に交渉を積み重ねるなど取り組みを強化します。あわせて、会計年度任用職員の課題抽出を通して、当事者である会計年度任用職員が直接、当局交渉に参加し自らの賃金・労働条件に対し思いを訴えかけられるよう組織化の取り組みを強化します。

① 事前協議の確立、およびすべての労使合意事項に対する協約の締結

現業・公企職員が持つ協約締結権を活用し、事前協議の協約など労働協約を締結します。その上で、今闘争で労使合意に至った事項についてはすべて協約を締結します。

【現業・公企職員（会計年度任用職員を含む）が直営で配置されていない単組】

① 「再公営化」にむけた業務委託後のサービス水準の検証とチェック体制の確立

現在、委託が行われている業務のサービス水準や委託費について検証を求め、適正な業務が行われているかについて評価・管理できる体制を確立します。委託業者によるサービスの提供が停止している事案も発生していることから、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、適切な対応を求めるとともに、委託導入後の課題を洗い出した上で安定的なサービス提供にむけ、課題が生じている際は再公営化にむけた議論をします。

② 委託労働者の公正労働の実現

質の高い公共サービスの確立にむけ、総合評価制度、あるいは最低制限価格制度等を行うとともに、公契約条例を制定するなど委託先労働者の賃金・労働条件を改善し、公正労働を実現します。

③ 業務委託受託企業に対する労働安全衛生体制の指導強化

すべての公共サービス職場から労働災害を一掃するため、毎月1回以上の安全衛生委員会の開催など各職場における労働安全衛生活動を点検します。その上で、委託事業者が法令を遵守していない状況であれば、当局責任のもと、是正を行うことを確認します。

④ 災害対応や感染症対策など危機管理体制の強化

災害時対応では、安定的な公共サービスの提供にむけ、事前に十分な協議を行い、発災時対応が迅速に行われることを確認します。あわせて、感染症対策では感染拡大時に業務に支障をきたすことのないよう、危機管理体制の強化にむけ、必要な改善を求めます。

2025 現業・公企統一闘争 基本要求モデル（案）

【現業・公企職員（会計年度任用職員を含む）が直営で配置されている単組】

1. 自治体責任による質の高い公共サービスを安定的に提供するため、現業・公企職場の直営を堅持すること。
2. 将来にわたり安全かつ質の高い公共サービスの安定的な提供にむけ、退職者の補充はもとより、定年引き上げに伴う採用を抑制することなく、計画的に現業・公企職員の新規採用を行うこと。
3. 委託業務では、委託後も責任が自治体にあることから、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、実態把握のもと問題点を明らかにするなど業務委託に対する検証を行うとともに、安定的な提供にむけ再公営化すること。
4. すべての労働災害・職業病を一掃するという強い決意を持って、労働安全衛生管理体制の充実・強化をはかり、現場実態に即した労働災害防止対策を講じること。労働安全衛生法を遵守し、すべての職場で労働安全衛生委員会を月1回以上開催するなど、労働災害撲滅にむけ、労使一体となった取り組みを推進すること。
5. 誰もが65歳まで安全で安心して働き続けられる職場環境の構築にむけ、自治体現場の実情に応じた制度運用の改善を行うこと。また、多様で柔軟な働き方の選択が可能となる制度を構築するとともに、再就職を希望する全職員の雇用を確保し、再任用制度の充実・改善を図ること。
6. 技能労務職員の賃金はその職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等、職務の内容と責任に応ずるものであることを踏まえ、「働きがい・やりがい」が持てる技能労務職員の賃金を改善すること。
7. 住民が必要とする公共サービスが多種・多様化する中、的確に住民ニーズを捉えた公共サービスを提供するためには、住民に身近で接している現業・公企職員の知識や経験が必要不可欠であることから、現業・公企職員が培ってきた技術・技能・経験が活かせる労使協議の場を設置すること。
8. 自然災害が頻発する中、住民の生命と財産を守ることが自治体の責任であることから、自治体現場力を活用した危機管理体制を確立すること。また、災害時における参集基準や勤務・労働条件について協議するとともに、あらゆる災害を想定した効果的な訓練や研修を行うこと。
9. 現業・公企職員が担っている業務は、住民に必要不可欠な社会基盤を支えていることから、感染症の感染防止対策を講じること。また、これまでの感染症対策を検証したうえで、事業が安定的に継続できる体制を構築するために必要な人員を配置するとともに、安心して働ける職場環境の整備をはかるなど、最大限の対策を講じること。
10. 現業・公企職場で働く会計年度任用職員は、正規職員と同様の労働関係法令が適用されることから、賃金・勤務労働条件の決定は労使合意が前提であり、十分な交

渉を行うこと。その上で、改正地方公務員法ならびに改正地方自治法の主旨を踏まえ、「同一労働・同一賃金」の認識のもと、会計年度任用職員の賃金水準の改善をはじめ、あらゆる処遇を改善するとともに正規職員化をはかること。

11. 職務上必要となった資格の取得費用については、労働安全衛生法第 59 条に基づき事業者が特別教育を行わなければならないことから、公費負担とすること。
12. 地方公営企業の中長期的な経営基盤の強化方針・計画の検討状況の説明を求めるとともに、コンセッション方式を含む P P P / P F I の導入や事業統合、事業譲渡などを一方的に進めず労使協議後に判断すること。また、住民へ事業の将来的な見通しや料金のあり方を丁寧に説明すること。とくに、水道事業へのコンセッション方式の導入はしないこと。あわせて、上下水道の広域化は、安易な事業統合や経営の一体化を進めないこと。
13. 経営形態の変更ならびに公営企業職場における「広域化」「官民連携」などの計画については、職員の賃金・労働条件の変更を伴う重要事項である。このことを踏まえ、これらの計画については 変更可能な時期の計画立案段階から十分な交渉期間を確保の上、事前協議・交渉を行うよう協約を締結すること。
14. 労働組合法第 6 条に基づき、労使合意された事項については、協約を締結すること。

【現業・公企職員（会計年度任用職員を含む）が直営で配置されていない単組】

1. 自治体責任による質の高い公共サービスを提供するため、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、現業・公企職場における民間委託の実態を点検し、業務委託後のサービス水準や事業の推進状況などの検証を行うとともに、今後の運営形態について労使による協議の場を設け、安定的な提供にむけ必要に応じて再公営化を行うこと。
2. 総合評価制度・最低制限価格制度等の入札改革を行うとともに、公契約条例を制定するなど、委託労働者の公正労働を実現すること。
3. すべての公共サービス職場における労働安全衛生体制の確立にむけ、業務委託受託企業などに労働安全衛生法の遵守状況を確認するとともに、改善が必要な場合には是正を求めるなど適切な措置を講じること。
4. 災害発生時の対応については、事前に十分に協議し、発災後の対応が迅速に行われるよう危機管理体制を確認すること。また感染症の感染拡大により、業務に支障をきたすことが無いよう、危機管理体制の強化をはかり、必要に応じて是正を求めること。

職種別要求モデル（案）

【清掃職場】

1. 「廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられる性格の事業とは位置付けられていない」との最高裁判決を踏まえ、自治体における清掃職場の運営を直営とするなど責任ある対応をはかること。
2. 清掃職場は、災害や事故が発生すると重篤な事案につながることから、労働安全衛生法を遵守した職場体制を確立することはもとより、環境省が定めている「清掃事業における安全衛生管理要綱」に基づき、労働安全衛生体制の強化をはかること。
3. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を受け、自治体での分別収集・再商品化の促進が求められることから、住民に丁寧な説明を行うとともに、実施にむけた十分な予算を確保すること。
4. 自治体責任による地域実情に応じた公共サービスの提供にむけ、「ふれあい収集」などごみ出し困難者の支援をはかること。

【給食職場】

1. 学校給食施設および設備の整備管理に係る衛生管理基準、ならびに労働安全衛生法第3条に基づき、食品の衛生管理を行うことはもとより、職員の健康管理を徹底する観点から、給食調理場に空調設備を設置すること。
2. ノロウイルスへの対策は、検査等により感染を未然に防ぐことが非常に重要であることから、調理従事者（以下、会計年度任用職員を含む）に対するノロウイルスの検便検査を行うこと。また、調理従事者およびその家族が感染性胃腸炎への感染および疑いがある場合、調理従事者が受検する高感度検査費用を全額公費で負担するとともに、適切な休暇制度を確立すること。
3. 子どもの貧困率の増加に伴い、食事回数が減っている子どもが存在し、子どもの生命に関わる大きな問題が生じている。学校の三期期間（春休み・夏休み・冬休み）においても同様の事態が発生していることを踏まえ、休校を想定した食事の提供体制、あるいは、学童保育に通う子どもたちへの食事提供体制の確立にむけて労働組合と協議すること。

【学校用務職場】

1. チェーンソーや刈払い機を使用する際、児童・生徒、または当該用務員等（会計年度任用職員、委託事業者を含む）の安全確保のために、労働安全衛生法第59条第

3項が定める特別教育を適切に受講させること。あわせて、法令改正がされた際は、遅滞なく対策を講じるとともに、必要な予算を確保すること。

2. 高所や脚立からの転落事故が発生していることから、適切な安全装具（ヘルメット、安全帯等）を貸与すること。あわせて、労働者の安全を確保するためアスベストについても適切な対応をはかること。

3. 有機溶剤等材料の保管や児童・生徒が触ると危険な工具を使って作業するために、用務員等が管理する施錠付き作業室を確保すること。

4. 学校施設を適切に維持管理するにあたり、さまざまな廃棄物が排出されることから、法令順守のもとで適正に処分できる予算を確保すること。

【第3号議案】 当面の闘争方針（案）

各部門・横断組織の取り組み

【現業労働者の取り組み】

1. 本部は現業評議会運動の活性化と次代の評議会運動の担う人材育成を目的とした「担い手育成連続講座」を開設し、第1回を3月1日～2日に神戸市で開催します。
2. 県本部・単組は現業職場における組織拡大にむけ、加入説明会や学習会などへの参加呼びかけを通じて、新規採用者や未加入者の組合加入に積極的に取り組みます。あわせて組合員のくらしと生活の安心をサポートするため、じちろう共済への加入促進をはかります。
3. すべての県本部現業評議会において会計年度任用職員の組織化推進方針を確立します。その上で本部現業評議会が作成した事例集を活用し、三役・常任幹事による地連幹事会等を通じて課題や進捗状況を共有化するなど、現業評議会における組織化の推進に取り組みます。
4. 本部は少子・高齢化社会をはじめ、社会状況の変化により多様化する住民ニーズへの対応や自治体現場力による質の高い公共サービスの確立にむけ、「第5回現業政策集会」を4月19日～20日にかけて東京で開催します。
5. 頻発する自然災害時における災害ごみの課題をはじめ、循環型社会形成推進基本計画に示されている自治体の役割を支障なく推進していくため、清掃部会を通じて各自治体現場における課題を整理し、課題解決にむけ環境省と意見交換を行うとともに、国会対策を強化します。
6. 各部会の幹事会を2月に開催し、2026年度政府予算にかかる要請行動にむけて、課題整理を行います。
7. 本部は、職場課題の解決をめざした単組取り組み事例を共有し、要求書の提出や交渉の実施をはじめとした統一闘争の重要性の理解を深めるために3月にウェブ学習会を開催します。

【第4号議案】

災害時に現業職員が力を発揮するための5つの提言（改定版） について

【主旨】

現業職員は、住民が安全で安心した生活を送る上で不可欠な公共サービスを担っており、日常はもとより、災害時や緊急時においても重要な役割を果たしています。そうした中、東日本大震災では広範囲にわたり甚大な被害を及ぼしたため、これまでの災害対応などを踏まえ、「災害時に現業職員が力を発揮するための5つの提言」を策定し、2012年8月に開催した全国幹事会で確認しました。以降、さまざまな災害が発生するとともに、コロナ禍などの感染症拡大などを経験するとともに、社会情勢も変化したため、改訂版を作成し、今後の取り組みに繋げていきます。

一方、5つの提言については、項目によって、現業職員として今後の業務を確立していく上でめざすべき方向性なども加味されており、目標達成までに時間を要することも予測されます。そうしたことから、首長や議会に対し、5つの提言内容について活用しつつ、頻発する自然災害に対する現場からの取り組みの強化が求められています。今回の改訂版の作成にあたり、部会での議論を通じて、新たに「提言を踏まえた現場からの取り組みについて」を取りまとめました。

今後、各県本部・各単組ではこれらを活用し、現場実態を踏まえた災害対応の重要性・必要性について協議し、災害時に現場力が発揮できる対策を講じていくことが重要です。こうした取り組みを通じて、現業職場が担っている公共サービスの必要性を当局に認識させるとともに、現業職場の維持・拡充にむけた取り組みを強化していかなければなりません。

災害時に現業職員が力を発揮するための5つの提言 (改訂版)

自治労本部現業評議会

【はじめに】

自治体職員は住民の生命と財産と生活を守る責務があり、とりわけ現業職員は、地域実情に応じた公共サービスを安定的に提供し、住民生活に欠かすことのできない社会基盤を支えている。こうした業務は、平時はもとより災害時や感染症拡大時等においても例外ではなく、むしろ平時以外こそ、住民は安定的な公共サービスの提供を強く求めている。そのため、日常からさまざまな事案を想定した対策を講じることや、緊急時・非常時に迅速に対応できるよう体制を強化することなど、災害が発生する前からの準備が必要である。

東日本大震災では、これまでの地震災害に想定されていた事象とは大きく異なり、広範囲にわたる揺れによる被害だけでなく、津波による被害、さらに原子力発電所の放射能漏れなど、さまざまな事案が発生した。発災から 13 年が経過したものの、復興にむけてはいまだ道半ばであり、他地域への転出による過疎化の加速、放射能漏れによる帰還困難地域の設定、津波防災の考え方を前提とした都市構造の再編など、地域コミュニティを震災前と同様に戻すことは困難であるとされており、さらには「ALPS 処理水」の海洋放出など新たな課題も生じている。

東日本大震災での経験を踏まえ、現業評議会では、「災害時の対応指針策定委員会」の設置のもと、今後の取り組むにむけ「災害時に現業職員が力を発揮するための 5 つの提言」についてとりまとめ、2012 年 8 月の全国幹事会において確認した。

しかしその後、熊本地震をはじめ、各地での風水害や豪雪による被害、さらに新型コロナウイルス感染症拡大など、さまざまな災害や緊急事態が起こるとともに、自治体や社会を取り巻く情勢も大きく変化したため、新たな想定を盛り込んだ「災害時に現業職員が力を発揮するための 5 つの提言」が求められている。さらに 2024 年 1 月に発生した能登半島地震では、発災日や地理的な制約などの課題も見えたことから、三役常任幹事会や各部会幹事会での議論を通じて、これまでの取り組みで改善した点や克服していない課題などを検証し、今後の取り組み強化に繋げることを目的に改訂版を作成した。

現業職場を取り巻く状況は、政府が推し進めてきた合理化政策により、退職不補充による現業職員の削減や民間委託導入に伴う直営現場の減少など厳しい実態があるものの、現業職員の新規採用者数は近年増加傾向であり、民間委託から再び自治体直営に戻った事例も見られる。非常時や緊急時に住民の安全・安心な生活のための公共サービスを提供していくためには、現場を熟知し迅速に対応できる現業職員の役割を明確化し、危機管理体制を強化していくことが重要である。多くの現業職場では安易な民間委託が拡大しているが、災害対応における自治体の役割の観点からも、現業職場の必要性や「再公営化」を強く自治体に要請していくことが重要である。

自治体では業務継続計画が策定されているが、職員数の減少に伴い災害時対応に関するさまざまな課題が指摘されていることから、限りある人員と資機材の中でより実効性のある対策を講じるため、平時から現状と課題を分析することが必要不可欠である。各自治体では、災害が頻発する中で「防災・減災・縮災」と「復旧・復興」にむけた取り組みを強化していかなければならない。

ぜひこの提言を参考に、それぞれの職場で災害時に発揮する機能の可能性と、そのために平時に整えておくべきことについて、考えていただきたい。そして、それが地域住民を守るための「自治体現場力」の回復につながることを、強く期待する。

2024 年 12 月
自治労本部現業評議会

提 言1. ー① 自治体による自立的な行政支援 ー制度の整備ー

被災自治体では、被害状況を踏まえた迅速な行政支援の受け入れが可能となる仕組みを整える。

災害協定や支援要請の有無に関わらず、大規模災害時には行政支援の準備に入り、場合によっては実際の支援を行う制度上の仕組みを整える。

- 補 足
- ・自治体間での災害協定は、速やかな災害対応支援に繋がる一方、被災状況により協定を結んでいる自治体に頼ることもできない事態も想定される。
 - ・甚大な被害を受けた自治体では、早急に被災状況を把握できないため、効果的な災害派遣の受け入れが困難である。そのため、あらゆる被害を想定したシミュレーションを行い、円滑な受け入れ態勢を整えておくことが必要である。

解 説

発災時は、被害状況を把握し、必要とする行政支援を的確に捉えることが極めて重要である。しかし、発災直後は被害状況により職員参集が困難であるとともに、通信機能の障害により情報が錯綜するなど、現場の混乱も想定される。そのため、より実効性のある震災訓練などを充実させ、会計年度任用職員も含めたすべての職員の災害対応における意識醸成をはかり、職員が果たすべき役割を理解した中で、報告・連絡・相談ができる体制を整えていくことが重要である。その上で迅速な初動対応にむけ、被災自治体では被害調査の充実と業務内容を考慮した職員派遣が重要である。

これらの取り組みを進めていくため、各自治体で業務継続計画が策定されているが、この間の発災時では十分に機能していない事例も見られる。そのため、より実効性のあるものにむけ、必要に応じて改正していくとともに、現場実態に即した事業所ごとの「災害マニュアル」の策定など、よりきめ細やかな対策を講じることが重要である。

一方、行政支援を行う自治体については、災害により役所機能が壊滅状態に陥り、支援要請すら行えない状況を想定し、支援要請がないために支援の必要がない、と安易に判断することなく支援準備を整える必要がある。また、災害協定があるものの、一部からの自治体支援では効果的な対応に至らない事も予測される。さらに、これまでの自治体慣例にとらわれ十分な支援を求めず、復旧・復興が遅れる事例も見られる。そうしたことから、支援にあたる自治体は被災自治体からの支援要請を待つのではなく、災害発生が判明した段階で支援体制を構築し、状況に応じて感染症対策を踏まえ、支援要請に備えるべきである。被災自治体での支援サポートなどの即座の活動開始にむけ、災害対応の知識を持ち合わせた職員を中心とした先遣隊派遣が可能な体制構築が求められる。これらを可能とするためには、自治体間での連携はもとより、より広域な対応が求められることから、都道府県による調整機能が必要不可欠である。

災害時においても住民の生命・財産を守る役割を果たすためには、日常からの対策や体制構築は自治体の基本的な任務と位置づけ、災害時には自動的にその活動を行う仕組みが必要であり、そのための制度を整えなければならない。

提 言1. ー② 自治体による自立的な支援 ー緊急派遣チームの整備ー

自己完結できる自治体の派遣チームを整え、災害時では即座に被災地に入ることを可能にする。

- 補 足
- ・災害時の職員派遣は、一定程度の復旧が進んでからではなく、災害直後に現地入りすることにより、災害対応とその後の復興を効果的なものにできる。
 - ・自治体で各現場を担当する複数の職種を組み合わせることにより、自立的に行動が可能なチームを作ることができる。

解 説

発災直後では、電気・水道・ガスなどのインフラが使用できない状況も想定される。支援活動を行う際は、現地のインフラに頼らず自己完結が必要であることから、発災直後では、現地で支援活動が行える派遣チームが限られている。自治体として自己完結できる派遣チームの結成は非常に困難であるが、その一方で発災直後から現地入りが可能となれば、復旧・復興にむけた取り組みが効果的になるため、あらゆる派遣チームとの連携にむけ、模索していくことが求められる。あわせて近隣自治体に限定、また被災状況によって左右されるが、短期間での行政支援などを視野に入れた緊急派遣チームについて検討していくことも求められる。その際、短期間の制約となり、事前に現地との十分な情報共有を図ることが必要であるが、被災自治体にとって極めて重要な支援となることは明らかである。複数の職種を派遣することで、さまざまな視点・技術を持ち合わせた派遣チームを結成することが可能であり、膨大な業務で対応に追われる中で見落とししやすい項目についても適切に拾い上げることができる。

あわせて、災害時は迅速で効果的な対応を行うことが大前提であるが、この間の災害対応では、現地の必要性と支援内容(物資・人員)に齟齬が生じ、非効率や無駄が発生している事例も見られるため、こうした事象を発生させない対策を平時から整えておかなければならない。

とくに発災直後に派遣される際は、当初に予定されている業務以外の支援活動を行うことも予測され、慣れない環境下で緊張も加わる業務が継続することから、派遣前の備えと派遣後の対応（メンタルヘルス対策など）を十分に講じるとともに、休息や諸手当といった災害派遣に伴う勤務労働条件などを事前に協議しておくことが重要である。また、感染症拡大時では事前に検査を実施するなど、可能な限り被災地で感染症を拡大させない取り組みが重要であり、派遣先においても必要な感染対策を講じつつ、業務を行うことが求められる。

提 言2. 市町村での相互支援を調整する都道府県機能の充実・強化

基礎自治体による自立的な支援に都道府県が調整を加えることで、支援活動を一層効果的なものとすることができる。

- 補 足
- ・自治体として相互に支援可能な体制を整えておくとともに、効果的な支援を行うために自治体連携が可能となる調整機能が必要である。
 - ・発災直後では被災状況が不明確であるため、各自治体からの派遣チームと被災自治体間の調整を行い、支援地域などを都道府県が配置することにより、被害の全体像を把握しやすくなる。
 - ・被災自治体が災害対応と復旧・復興に注力するためには、多数の市町村による支援活動が必要なため、調整機能は被災自治体以外、または都道府県が持つことが望ましい。

解 説

発災直後は初動対応や復旧にむけ、可能な支援を最大限行うことが求められるが、被災状況が明らかになっていない中では、現地での行動が予測しづらく、支援する職員の安全確保が優先される。しかし、その時点で都道府県が各自治体の派遣地域を割り振る機能を果たすことができれば、初動時からより速やかに、地域を見落とすことなく全体の被災状況を把握することが可能になる。また、必要な支援に関わる情報を、各自治体の派遣チームが都道府県に集中することで、その後の復興支援に対する内容もより効果的なものとなる。

一方、被災状況によっては、被災自治体からの情報が十分に収集できず、都道府県が調整機能としての役割を果たすことができないばかりか、都道府県本来の日常業務に追われ、調整機能が十分に発揮できていない実態が見られる。発災直後では、その役割を果たすことが困難であっても、復旧・復興としての過程を鑑みれば、都道府県の役割は極めて重要であり、調整機能の設置はもとより、その機能強化や充実がこれまで以上に求められている。都道府県単位の調整機能強化とあわせて、県内の地域や地区レベルでのブロック機能の強化をはじめ、南海トラフ地震などの大規模災害を想定した都道府県間連携の充実など、頻発する自然災害をはじめ移動が制限される感染症拡大に対応した役割が重要である。

こうした対応は、日常業務の中で経験を積むことが難しいため、事前にさまざまな対応を想定したシミュレーションが必要であるとともに、防災訓練などを通じて、より実践的な対応を事前に行っていくことが必要である。あわせて行政支援の調整機能はもとより、近年はボランティアによる支援も重要であるため、個人参加をはじめ NPO などのあらゆる形態に対しての対応も膨大な業務となることから、これらの調整についても都道府県が担うことが望ましい。

提 言3. 人員・資機材に余裕がない中でも被災自治体の行政支援に派遣し やすい仕組みを地域であらかじめ整える

住民の理解と協力を得ることで限定された人員・資機材の中からの行政支援を可能にする。

- 補 足
- ・自治体の限られた人員・資機材の中で、定められた期限の下で地域住民の協力を得て、行政支援が可能となる環境をつくる。
 - ・日常から災害時対応について地域住民に説明し、理解と協力を求めておく。

解 説

被災自治体への行政支援を行うにあたり、派遣する自治体は日常業務を行いつつ、災害支援にあたるため、業務量の増加は明白である。災害支援を行う前提で余剰の定員管理を備えておくことは住民理解を得ることが難しいが、災害派遣の要請があれば、応じることは重要である。そうしたことから自治体は、①支援を行う期間において住民サービスが低下する可能性があることについて事前の住民理解を得る、②住民サービスの低下を軽減するため、支援期間中に限り、住民協力の下でボランティアや自治会などの活動による対応を図る、などの方法が考えられる。

被害状況によっては長期的な行政支援が必要となるため、派遣する自治体が限定されることなく、一部に負担が偏らない調整が必要であり、住民サービスが低下しない支援の在り方について協議していくことも重要である。

こうした取り組みは現業職場の維持・拡充にも繋がることを認識し、災害時における現業職員の必要性・重要性および役割の明確化にむけ、より一層推進する必要がある。災害時では、自治体職員であるが故に迅速かつ、現場実態に応じた臨機応変な対応が可能である、ということを住民に広く周知していく必要がある。この間、民間委託の拡大に伴い自治体の現業職場が減少しているため、自治体として現場を把握することが困難な実態が見受けられる。その結果、さまざまなノウハウが自治体から喪失し、災害時や非常時において現場で判断し対応する職員が不在となり、自治体現場力が失われつつある。

こうした事態を招かないためにも、すべての業務を民間委託の手法に頼ることなく、一定程度の現業職場や現業職員を配置し、現場の技術や経験を継承することで災害時や非常時における円滑な現場対応を実践できる体制を維持していく必要がある。あわせて、既に多くの現業職場では会計年度任用職員が配置され、業務を行う上で欠かすことのできない存在であることから、事業所で策定する「災害マニュアル」などには正規職員だけでなく、会計年度任用職員をはじめとするすべての現業職員の役割を明確に盛り込むことで、より実効性のある対策を講じることができる。

提 言4. 現業職員の技能と知識を勤務先以外でも発揮する

あらかじめ取り決めなどの準備をしておくことで、災害時における居住自治体での技能や知識の有効発揮を可能にする。

- 補 足
- ・大規模災害時には勤務先ではなく自身が居住している自治体において、必要とされる現場力を提供することも想定しておく。
 - ・速やかに、かつ確実に提供するためには、日常から居住している自治体に提供できる技能を登録し、災害時に協力する業務を取り決めておくなどの事前準備が必要である。

解 説

被害状況が広範かつ甚大となる大規模災害時では、公共交通機関や道路の損傷により、勤務先に赴くことができない可能性も想定される。近年、自治体職員は必ずしも勤務先の自治体に居住してはいないため、業務時間外での発災時の参集のあり方については大きな課題がある。そのため、業務継続計画において発災直後の参集のあり方を十分に協議し、勤務先への参集が困難な際は、自宅から最も近い施設への参集などを想定し、その中での災害対応をどう実践していくかについて事前に検討することが重要である。その際は、参集する事業所により施設の実態や保有する資機材が異なるため、現業職員の特性を十分に発揮できない状況となる恐れも予測されるが、制約された環境下においても培ってきた技術・経験・知識を発揮できる業務内容を事前に考えておくことが求められる。

一方、すべての職員が勤務先の自治体に参集できるかは疑問が残る。災害時では公共交通機関や道路の損傷に伴い徒歩での移動が基本となる中、当該自治体に参集するために多くの時間を費やすことも想定され、現実的ではないとも考えられる。そのため大規模災害時では、必ずしも勤務先の自治体現場において災害対応にあたるのではなく、自身の居住する自治体において業務を行う想定もしていくことが求められる。地域実情は異なるものの、求められる現場力はどの地域でも同様であり、とくに発災直後では、さまざまな初動対応が必要不可欠である。こうした状況も想定したうえで、自治体間での連携はもとより、平時からの現場連携も視野に入れ、震災訓練などを実践していくことが重要である。そのため事前に自治体間において、①身分を証明する方法、②有事の際に居住する自治体での技能提供の仕方の打ち合わせ、などが必要となる。

提 言5. ボランティアとの調整・協働による行政支援を行う

行政がボランティア活動の調整を行うことで、ボランティア支援と行政支援を一層有効なものにしていく。

- 補 足
- ・ボランティア活動が極めて有効な力であることは、阪神大震災以降の支援活動で証明されており、東日本大震災などの災害時には大きな役割が果たされてきた。引き続き、その活動が大きな力を発揮できるよう仕組みを整えるべきである。
 - ・自治体は、行政支援の一環としてボランティア団体との調整を現地で行うことを想定し、担当者の養成や各団体との事前調整など、平時からの準備を行う必要がある。
 - ・ボランティア支援の調整に関わることにより、行政支援で必要とする多くの情報を得ることができ、あわせてボランティア団体との連携により、より効果的な成果が見込まれる。

解 説

災害時では自治体による行政支援は必要不可欠であるが、全ての支援を公助で賄うことは困難であるため、ボランティアによる支援は重要である。阪神大震災以降、災害時におけるボランティア支援は定着しつつあり、近年はさまざまな団体が立ち上がり、発災後には多くのボランティアが被災地に赴き、全国各地で活躍している。そのため、ボランティア団体によっては、災害支援に関わる技術や知識を十分に持ち合わせており、とくに炊き出し支援などは被災地のインフラに頼ることなく自己完結できる資機材を完備している団体も見られる。あわせてボランティア団体のネットワークもより密になり、さまざまな情報を共有した上で、必要な場所に必要な支援を届けている事例もある。

ボランティア支援を実施したい、と望む声が多い一方、被災地域における支援状況の共有やボランティア団体間の調整を幅広く行う機能が十分に発揮できていないなどの課題が生じている。さらに一部のボランティアによる一方的な行動が現地に混乱を招くなど、ボランティア支援に関わるさまざまな弊害も見受けられることから、支援に伴う調整機能の強化が喫緊の課題である。

復旧・復興時における自治体業務は膨大であることから、全国社会福祉協議会などと連携しつつ、円滑なボランティア支援にむけた体制構築と役割分担、さらに情報の共有がはかられるよう、平時からの準備が必要不可欠である。今後、災害時におけるボランティア支援に対する期待は大きくなることが予測されるが、それだけに頼ることなく、自治体としての行政支援を行いつつ、緊急時・非常時の効果的な運営にむけ日常からの連携強化が求められる。

【おわりに】

現業職員は住民の安全・安心な生活のため、各現場で公共サービスを提供している。一方、政府や自治体が推し進める合理化政策により、多くの現業職場で民間委託が導入され、現業職員が減少している。その結果、発災時では避難所開設や道路啓開などの初動対応に伴う体制、さらに発災後から求められる災害ごみの仮置き場の運営や運搬など復旧にむけた対応に支障をきたしていることが指摘されている。

近年は全国各地で風水害や豪雪などの自然災害が頻発し、自治体には発災直後からの適切かつ迅速な対応が求められている。被害地域が限定される場合は当該自治体での対応となるが、多くの被害は甚大かつ広範囲に亘るため、自治体・都道府県での連携が重要である。そのため、自治体では災害に対する平時からの備えと危機管理体制の強化が重要であることから、災害対応における現業職員の必要性和役割の明確化を求めている。いかなければならない。

被災自治体では住民の安全と安心を守るための災害対応を担うとともに、必要に応じて行政支援を受ける体制を整えていく必要がある。近年は政府が行うプッシュ型支援により具体的な要請がない状況下でも支援物資などが届くため、現場体制が整わない状況では必要な対応ができず混乱を招く恐れもある。日常業務をはじめ、災害時に一層必要とされる「現場・地域を熟知する現業職員」の重要性を自治体に認知させ、現業職場の維持・拡充に基づいた危機管理体制の強化が求められる。とくに学校職場については多くが避難所に指定されており、その役割は極めて重要であるが、災害時における給食調理員や用務員の役割については確立していない実態も見受けられる。改めて災害時における現業職員の役割を明確化するとともに、子どもの学ぶ場と災害時の避難施設の両面から、学校施設の機能強化が求められる。

一方、この間の現業職員の削減により、とくに災害ごみに伴う対応に関し、被災地からの支援要請に十分に 대응することが困難に陥るとともに、一部の自治体に負担が偏るなどの事案が生じている。自治体は限られた人員と資機材の中で日常業務を担っているため支援要請に対する余力がなく、広範囲の自治体による支援の可能性はある。災害派遣では迅速かつ継続的な対応が求められていることから、各地域で拠点となるような自治体を設定し、今後の危機管理体制の強化にむけた議論も行っていく必要がある。

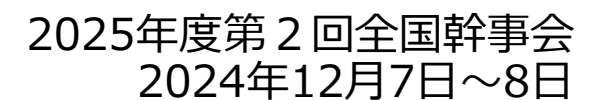
能登半島地震では、発災直後の参集状況や初動対応をはじめ、地域の地理的な制約、さらに高齢化・過疎化地域における対応など、改めて考えていかなければならない課題が明確になった。これまでの災害対策を講じて克服できた課題、まだ対策が不十分な課題などを分析し、今後の災害に備えることが重要である。また、2009 年の新型インフルエンザ、2020 年の新型コロナウイルス感染症などを踏まえ、感染症拡大（パンデミック）に対する危機管理対策を講じつつ、同時発生する複合災害についても備える必要がある。加えて復旧・復興中における新たな災害発生なども想定しておかなければならない。

少子・高齢化が加速し過疎化が進む地域もある中、自然災害や感染症拡大などは必ず発生することを念頭に対策を講じることが重要である。現業職場の民間委託が拡大している一方、緊急時・非常時では自治体職員による現場の判断力・対応力が必要不可欠であり、民間委託業者では担えない業務であることは明白である。この間の安易な民間委託の拡大により、課題が生じている際は、「公共」の役割を再確認した上で、「再公営化」にむけた取り組みの強化が求められる。その一方で、すべての災害対応を自治体職員で担うことは困難であるため、委託労働者、さらにはボランティア支援など社会情勢に応じた効果的な連携が重要である。

災害対応の中心には現場力を発揮できる現業職員が必要であり、住民の安全と安心を守るため、これまで以上に自治体の役割が高まっていることを認識していかなければならない。

2024 年 12 月
自治労本部現業評議会

～提言を踏まえた現場からの取り組みについて～



5つの提言を踏まえた、現場からの取り組みについて

「災害時に現業職員が力を発揮するための5つの提言」について

災害時では、住民の生命や財産、生活を守ることが重要であり、自治体にはその責務がある。公共サービスを提供している現業職員は災害時において日常で培った能力を発揮することが可能。自治体現場力を平時だけでなく、災害時でも発揮できるよう、2012年に5つの提言を策定以降、多くの災害やコロナ禍の経験を踏まえ、改訂版を作成し、現場からの取り組みを提起

5つの提言（改訂版）

- ①- 1 自治体による自立的な行政支援 – 制度の整備 –
- ①- 2 自治体による自立的な支援 – 緊急派遣チームの整備 –
- ② 都道府県に市町村での相互支援を調整する機能の充実・強化
- ③ 人員・資機材に余裕がない中でも被災自治体の行政支援に派遣しやすい仕組みを地域であらかじめ整える
- ④ 現業職員の技能と知識を勤務先以外でも発揮
- ⑤ 民間のボランティア支援との調整・協働による行政支援を行う

5つの提言（改訂版）に
補足や改正を掲載
一度、チェックをしよう

能登半島地震では受援体制において大きな課題となったことから、派遣する自治体ではなく、自身が被災した自治体での内容を追記



提言の趣旨は分かるけど
現場で何をすればいいの？

【5つの提言（改訂版）の手引きの活用について】

5つの提言（改訂版）では、提言内容によって、すぐに取り組むことが困難な実態や単組の取り組みだけでは達成が難しい項目も存在している。

各自治体に対し、5つの提言を行うとともに、現場段階から実践できる取り組みを行うことで、提言内容について達成していくことが重要



（さまざまな状況で現場力を発揮）

いまの業務を把握した上で、災害時における現業職員の役割を明確化し、災害マニュアル等に明記していくことが取り組みの第一歩となる

各地で頻発する自然災害についての対応（災害の歴史）

災害対策基本法の制定（1961年）

伊勢湾台風を契機に総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図る（予防・応急措置・復旧）



高度経済成長から少子・高齢化、都市の人口流入と地方の過疎化など情勢変化により改正

- 1995年 阪神・淡路大震災
「緊急災害対策本部」の設置要件の緩和や現地災害対策本部の法定化
防災基本計画・地域防災計画の見直し⇒災害の種類に応じて変更
ボランティアが広く認知⇒国・自治体は防災活動の環境整備に努めることが法律上明記
- 2011年 東日本大震災
大規模広域な災害に対する即応力の強化⇒自治体機能が著しく低下した際は国が対応
大規模広域な災害時における被災者対応の改善⇒一定の基準を満たす施設を指定
教訓伝承、防災教育の強化等による防災意識の向上⇒「減災」の考え方、基本理念の明確化
- 2019年 台風19号
避難勧告・避難指示の一本化（警戒レベル4：避難指示、警戒レベル5：緊急安全確保）



（都市部の直下型地震では
建物の倒壊により大きな被害）

【災害の種類】

地震や津波、台風などの風水害、
竜巻、火砕流など地域によって
様々な災害が発生する可能性がある
そのため災害の実態に応じた
対策を講じることが重要

再確認



（大きな被害をもたらす火砕流）



災害対策は過去の経験を踏まえ変化している
発災時の初動対応、復旧・復興について総括し
次の災害に備えることが重要



災害対策基本法に基づいて自治体の実態に応じた災害対策を講じること



第3条（国の責務）抜粋

国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、
組織及び機能の全てを 挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

第4条（都道府県の責務）抜粋

当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

第5条（市町村の責務）抜粋

関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

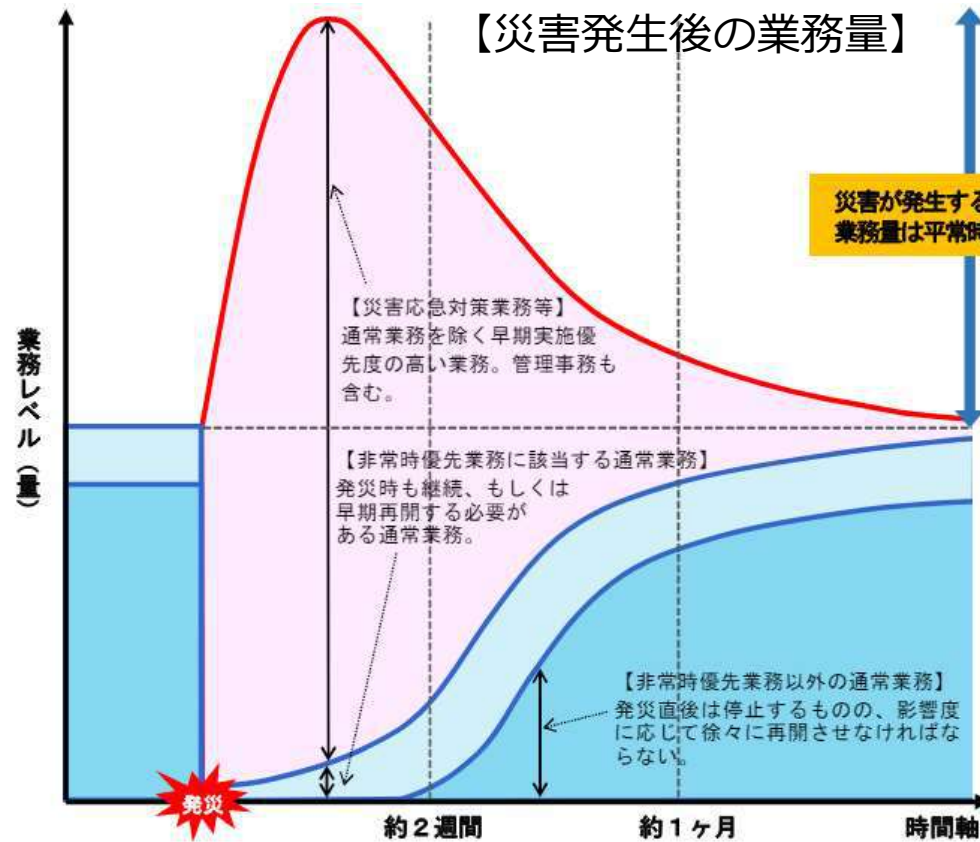
第7条3（住民等の責務）抜粋

自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努める。

【災害対応マニュアルの基本】 地域防災計画と業務継続計画の違いについて

	地域防災計画	業務継続計画（BCP）
計画の趣旨	発災時または事前に実施する災害対策に係る実施事項や役割を規定するための計画	発災時の限られた必要資源を基に非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画
業務開始目標時間	必要事項ではない	非常時優先業務ごと業務開始目標時間を定める必要がある
行政の被災	行政の被災は想定する必要がない	庁舎・職員、電力、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる資源を前提に計画を策定
職員の水・食の確保	業務に従事する職員の水や食料、トイレの確保に係る記載は必要事項ではない ⁹²	業務に従事する職員の水や食料、トイレの確保に係る記載は検討のうえ、記載する

災害マニュアルの作成が必要な理由について



発生の予測が困難な緊急事態に対し、対応力の向上を目的に作成する

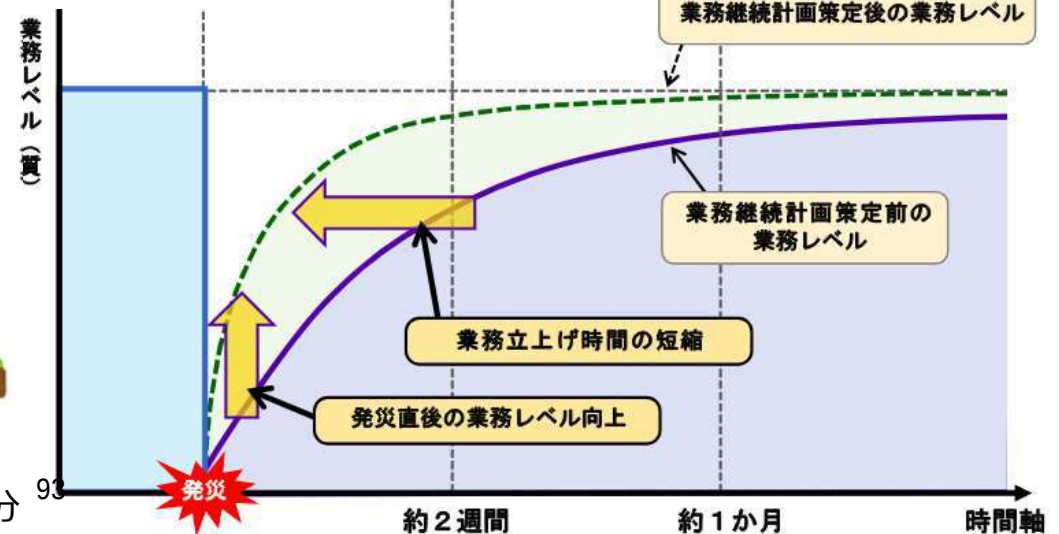
未策定では、事業の縮小や廃止の事態に陥る可能性

策定後では、事業の早期復旧・継続が可能

業務継続計画の策定状況は
2023年6月1日時点で
全市町村で策定済み（内閣府調査）



【業務継続計画の導入に伴う効果】



- 被害状況
- 住民からの連絡
- 消防や報道からの連絡

大量の
電話等



- 人員不足
- 災害対応の不慣れ
- 役割などの体制が不十分

【参考】現場で確認し、検討してく内容について（実効性のある計画を）

【現場で確認する事項について】

○職員の安否確認の有無

被災時の職員の状況把握に関する事項があるか確認

⇒通常と異なる職員の参集状況の把握（いつごろ参集できるか）

○全職員が参集となっていないか

発生時が、勤務時間中、時間外、休日などの状況が反映されているか確認（災害により参集状況も異なる）

⇒特に休日での発災時は参集率が考慮されているか

○職員の参集基準の設定

参集免除などを考慮した体制

⇒自宅の倒壊、家族の安否確認、外出中、子どもや介護者がいるなど

○参集ルート of 考慮

出勤途中の被害状況を把握（途中、人命にかかわる救助を求められた際の対応）

○24時間体制の基準と交代体制

職員の参集体制と交代勤務体制のバランスが考慮

○職員の物資や食料の確保

職員用の水・食料の確保（帰宅困難者が来庁した際の対応・災害協定による物資・食料の確保）

○指揮命令系統と役割・責任の明確化

トップ不在時を含めた指揮命令系統や連絡手法が確立されているか確認（人命・業務優先の判断）

○支援要請の判断基準

現在の職員配置でどのぐらいまでの被害なら対応が可能か（発災直後の支援体制の検討が入る）

○支援自治体のハード条件の整備

支援の受け入れ準備の検討⇒業務様式の統一⁹⁴と情報の集約方法など



公共交通機関が無い、車の使用不可も考慮

帰省中、または飲酒の状況も

コロナ禍を踏まえた感染症対策も考慮

国や政令などは直ぐに被災地に派遣

【全般】これまでの内容を踏まえ、現場で確認・検討していくこと

【当該自治体が被災した場合】

	確認・検討すべき項目について
事前確認	勤務・労働条件の確認（労働基準法 第33条災害時の時間外労働） 業務継続計画に基づく災害マニュアルの策定、ハザードマップの充実 組合員の意識醸成にむけた防災訓練、また研修の充実（応急処置、資格等） 民間事業者・派遣職員や地域との連携（災害対応時における役割分担の確認）
発災直後	職員の安否及び参集状況の確認（勤務中・勤務外、夜間等の状況を考慮） 車両や施設の破損・損傷の確認、業務実施にむけた連絡体制の確認 指揮命令系統の確認（事業所での判断・対応も含めて）と現場の責任の所在 災害対策本部の設置を踏まえた各現場の体制確認
発災から1週間	民間事業者との連携にむけた対応と実施（業務内容の棲み分け） 24時間勤務体制へのスケジュール案の作成と実施後における課題の修正 施設周辺や地域における被害状況の確認 他部署との情報共有と連携（必要な部署等への人員配置など）
1週間から1カ月	労働安全衛生対策（組合員に対する体調管理、及びメンタルヘルスケア対策） 受け入れ体制の整備（応援の有無の判断も含む） 被災状況を踏まえた業務の計画の修正（日常業務と災害対応の実施にむけ）
1か月以降	今後の復旧・復興に合わせた計画策定（業務の見直し） 発災時における課題の整理と新たに浮き彫りとなった課題への対策

【全般】これまでの内容を踏まえ、現場で確認・検討していくこと

【被災自治体に派遣する場合】

	確認・検討すべき項目について
事前確認	勤務・労働条件の確認（労働基準法 第33条災害時の時間外労働） 派遣チームの策定の考え方や指針の策定
発災直後	先遣隊（現地調査隊）の派遣にむけた準備（通常業務に支障をきたさない） 被災自治体における被害状況などの情報収集
発災から1週間	派遣隊（現地調査隊）の実施にむけた準備（人員・車両・宿泊・燃料等） 通常業務の体制の編成 被災自治体との情報共有（必要な支援）
1週間から1カ月	災害派遣のローテーション作成・実施 派遣職員の労働安全衛生対策（予防接種も含めた体調管理・メンタルヘルスケア対策）
1か月以降	今後の見通し（派遣の終了も含む）を踏まえた計画策定（修正） 必要に応じ、勤務労働条件の交渉（現場での実態を踏まえ、課題が生じた場合）

【各職種】これまでの内容を踏まえ、現場で確認・検討していくこと

【当該自治体が被災した場合】

	確認・検討すべき項目について
事前確認	仮置き場の選定（清掃職場） 28品目アレルギーフリー献立作成（1週間分）（給食職場） ガス、電気が使用不可の代替え案の策定（給食職場） 食材確保（缶詰、加工品等、賞味期限が長い食材で献立作成）（給食職場）
発災直後	災害ごみの見積もり予測や現地調査（清掃職場） 28品目以外のアレルギー罹患者の対応（給食職場）
発災から1週間	仮置き場の選定と運営（清掃職場） 避難所開設の準備と運営（学校職場） 緊急輸送道路等の優先順位に基づく道路啓開と警察との連携（道路職場）
1週間から1カ月	災害ごみの対応と必要に応じた広域との連携（清掃職場） 代替え施設や備品に伴う炊き出し（給食職場）
1か月以降	仮置き場の運営・閉鎖含めての計画策定（清掃職場）

【被災自治体に派遣する場合】

	確認・検討すべき項目について
事前確認	環境省への災害廃棄物処理支援員制度の登録（清掃職場）

災害時に現場力を発揮するために

【現業職員の役割と責任を明確化に】

○現場を熟知している現業職員

災害時では迅速、かつ効果的な対応が求められている
様々な事案が発生するため、現場の判断・対応が重要
⇒これまで培ってきた経験や知識を踏まえた対応
現業職員は住民の生活を支えている

現業・公企統一闘争の取り組み

災害対応を1つの実績として
採用を勝ち取る単組も存在

地域公共サービスの提供体制
の維持・拡充が重要



(様々な気象状況でも災害対応を実施)

第210回国会 衆議院災害対策特別委員会
(2022年11月15日)

【質疑】

災害対応について、自治体では民間委託が進んでいるが、作業をする際の判断など、意思決定は自治体に関与するべきと考える。

【答弁】

実際に自治体が意思決定を行うべき分野と、民間事業者なりあるいは委託事業者にお任せをする部分があるとは思いますが、重要な部分については当然、自治体が意思決定をしていくということになるかと思えます。

委託では対応できない業務がある

「天災は忘れたころにやってくる」寺田寅彦の警句

災害はいつ、どこで発生するか、完全に予測は困難
「防災・減災・縮災」の考えのもと、
平時からの備えが重要

社会に必要不可欠な労働者として事前の準備が重要
時系列と優先的事項を考慮し、災害対応業務を
優先的に進めることができるよう、想定しておく

災害対応について、より実効性・有効性があるもの
にするため、現場の考えを反映させることが重要



自治体職員であるが故、
提供できる公共サービスを確立



(迅速に対応できる体制を事前から準備)

5つの提言の考え方を踏まえ、今の業務をもとに、現場から取り組みの実践を

【第5号議案】 政治闘争の推進について

現業職場は、1967年の自治省による合理化通知や1981年の「第二次臨時行政調査会」の答申に基づいた事務事業の見直しをはじめ、最近では「集中改革プラン」や「トップランナー方式」の導入など、古くから国の合理化政策の対象とされ、その考え方はいまもなお継続しています。そうした中、現業評議会では総務省に対し要請行動を実施し、「現業職員の新規採用は自治体判断を尊重」「民間委託の実施は自治体で判断するもの」などの回答を引き出していますが、総務省は「民間活力の活用」の名のもとに、さまざまな政策を策定し民間委託を推進しています。その結果、自治体では現業職員の新規採用を凍結するとともに、安易な民間委託が拡大しています。

現業職員の行き過ぎた削減は、地域公共サービスの提供をはじめ、災害対応などにも支障をきたしていることから、現業職員の人員確保と「再公営化」にむけた取り組みが重要です。これまで現業職場は国からの合理化政策に大きな影響を受けてきた歴史を踏まえ、私たちの代弁者を国会に送り、各省庁や国会に現場実態を伝え、意見反映していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、自治労では第97回定期大会で推薦決定した自治労組織内「岸まきこ」の取り組みを進めるにあたり、すべての組合員に名前の周知・浸透をめざす取り組みが求められています。

現業評議会では、「岸まきこ」を招き、部会幹事会での幹事との意見交換をはじめ、担い手育成連続講座や各種集会において講演やパネルディスカッションを行い、国会における現業職場の改善にむけた取り組みを発信しています。あわせて、職場改善にむけ国会活動を伝える取り組みのツールとして、職場で周知しやすい動画を作成しています。

引き続き、評議会活動とこれらの取り組みを連動し下記の取り組みを進めていきます。

1. 政治闘争に取り組む意義の理解を深めるため、県本部評議会・単組において政治学習会などを開催します。
2. 幹事会や集会などを通じて「岸まきこ」の名前や活動を周知するため、岸まきこ」LINE公式アカウントへの友だち登録、YouTube「きしまきちゃんねる」への登録の拡大・高評価や資料を活用します。
3. 現業評議会で作成したYouTube動画を組合員に周知し、取り組みを進めます。

「第27回参議院選挙闘争の推進について」抜粋

【第1回県本部代表者会議で確認（9月30日）】

評議会等対策

(1) 評議会・協議会・横断組織、全消協対策

① 評議会等の今後の取り組み

ア 幹事会での議論をもとに、評議会・協議会四役等による県本部・単組オルグや、各種集会、幹事会等あらゆる機会を捉えて、取り組み方針を確認し、「岸まきこ」の名前や活動を周知します。その際、「岸まきこ」LINE公式アカウントへの友だち登録、YouTube「きしまきちゃんねる」への登録の拡大や独自のビラや資料を活用します。また、Googleフォーム等を用いた集会アンケートに「岸まきこ」の認知度や、参議院全国比例選挙で「個人名」で投票できることの認知度等を確認する設問を作成および実施します。

イ 地域や職域など、組合員に近い立場の者が「岸まきこ」の代理として訴えかけることが効果的であることから、評議会・協議会や県職共闘・大都市共闘・町村評議会等の横断組織について、本部役員および評議会等の役員によるオルグの実施を検討するなど、取り組みの強化をはかります。とくに、都道府県職や県都・政令市・特別区職といった組合員数の多い単組については、取り組みの程度で結果に大きな影響を与えます。県本部は、本部および共闘組織と連携して対策をお願いします。

【第6号議案】 当面の日程・その他

【当面の日程】

- (1) 第5回現業政策集会第1回運営委員会
2024年12月14日（土）13：00～17：00（ウェブ）
- (2) 第5回三役・常任幹事会
2025年1月12日（日）13：00～17：00（対面＋ウェブ）
- (3) 第2回部会長会議
2025年1月17日（金）14：00～17：00（対面）
- (4) 第2回県職現業部会幹事会
2025年1月31日（金）～2月1日（土）（対面＋ウェブ）
- (5) 第3回学校用務員部会幹事会
2025年2月2日（日）～2月3日（月）（対面＋ウェブ）
- (6) 第3回学校給食部会幹事会
2025年2月9日（日）～2月10日（月）（対面＋ウェブ）
- (7) 第2回一般現業部会幹事会
2025年2月16日（日）～2月17日（月）（対面＋ウェブ）
- (8) 第3回清掃部会幹事会
2025年2月22日（土）～2月23日（月）（対面＋ウェブ）
- (9) 第1回担い手育成連続講座
2025年3月1日（土）～3月2日（日）（対面）（兵庫県神戸市）
- (10) 第5回現業政策集会
2025年4月19日（土）～4月20日（日）（対面）（東京都八王子市）
- (11) 第3回全国幹事会
2025年5月10日（土）（ウェブ）

(12) 第2回担い手育成連続講座

2025年8月2日(土)～8月3日(日)(対面)(自治労会館近辺)

(13) 2026年度第1回全国幹事会

2025年8月23日(土)(対面)(栃木県)

(14) 2026-2027年度現業評議会総会

2025年8月24日(日)(対面)(栃木県)

【その他】

(1) 担い手育成連続講座について

2025年度担い手育成連続講座 本部要請者一覧

地連	県本部	単組	要請者	職種
北海道	北海道	苫小牧市役所職員労働組合	松井 浩二	用務員
東北	新潟	上越市職員労働組合	大巻 早苗	保育調理
関東甲	茨城	高萩市役所職員組合	鈴木 太宙	道路維持
北信	長野	松本市職員労働組合	北原 文俊	学校給食
東海	三重	津市役所職員組合	勝俣 大河	一般現業
近畿	大阪	大阪市従業員労働組合	奥田 純司	港湾
中国	広島	尾道市職員労働組合	花谷 俊雄	清掃
四国	徳島	阿南市職員労働組合連合会	国尾 佳織	調理
九州	福岡	福岡市役所現業職員労働組合	徳島 健人	清掃

※ 単組・県本部からの参加については別紙发文を参照

自治労発2024第1316号

2024年 11月 8日

各県本部委員長様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博
(総合組織局 現業評議会)

【現業評議会】2025年度担い手育成連続講座の開催について (第1回講座への参加登録)

連日の取り組みに敬意を表します。
さて、現業評議会では表題講座を開催し、1年間をかけて担い手の育成に取り組みます。
大変お忙しい中ではありますが、各県本部からの積極的なご参加をお願いいたします。

記

1. 連続講座の趣旨

現業職場を取り巻く状況は厳しく、退職者不補充や賃金抑制、コスト論のみによる安易な民間委託、さらに定年引き上げに伴う課題など、多くの課題が山積しています。こうした課題解決にむけ、現業運動を継続していくことが必要不可欠であり、運動を継承していくためにも次代の担い手育成が喫緊の課題となっています。

今年度においても課題解決にむけ「担い手育成連続講座」を開催します。開催にあたり、今年度も本部要請に基づく地連選出参加者を各1人としたことから、県本部からの参加も可能です。

現業評議会の取り組みを体感し学び、その経験を地連・県本部にフィードバックし、次代の担い手育成と現業運動の継承に繋げていきます。

2. 講座内容(※詳細別紙)

以下の日程で、全2回の対面参加になります。

県本部からの参加者については、第1回、第2回、どちらか一方だけ参加することも可能です。

①第1回担い手育成講座

日時：2025年3月1日(土) 13:00 ～ 2日(日) 15:10

場所：兵庫県神戸市

内容：自治労の取り組み、現業職員の権利の活用、グループワーク、模擬団体交渉、防災学習施設の見学など

②第2回担い手育成講座

日時：2025年8月2日(土) 13:00 ～ 3日(日) 15:00

場所：東京都千代田区

内容：政治活動の必要性、労働安全衛生の確立、グループワーク、国会見学など

3. 第1回担い手講座参加者の登録

各県本部からの参加者(本部要請の9人以外の方)については、下記kintoneに登録をお願いします。

(第2回講座の参加登録については、第1回講座終了後、改めて発文にて周知します。)

<https://jichiro.cybozu.com/k/794/>

2025年2月7日(金) まで

※本部要請の9人については、取り組みの趣旨を踏まえ、現業評議会三役・常任幹事と各県評議会が地連内の参加者を調整をし、三役・常任幹事会から事務局に報告となります。報告後、本部より選出県本部に参加

要請の发文を発出します。

また、三役・常任幹事についても別途、发文を発出します。

4. 連続講座参加者の旅費等について

(1)各県本部からの参加者（上記3.へ参加登録される方）については、旅費・宿泊費は県本部・単組負担となります。

(2)宿泊手配については、各自にてお願いいたします。なお、自治労旅行センターでも斡旋していますので、必要に応じてお問い合わせください。

自治労旅行センター：03-3263-0279（担当者：原田）

(3)第1回担い手育成講座1日目終了後に予定している、任意参加の懇親会に参加する場合は、当日会場で参加費2,000円を徴収（領収書付）します。

(4)本部要請の9人は全2回とも参加必須ですが、旅費等はすべて本部負担となります。

5. 当日の連絡先

070-4424-9525（講座期間中のみ有効）

6. 問い合わせ先

総合組織局現業評議会(TEL:03-3263-0276)吉村、佐藤、唐牛までお問い合わせください。

 [发文添付01_2025年度担い手育成連続講座日程.docx](#) (application/vnd.openxmlformats-officedocument.wordprocessingml.document)

 [发文添付02_第1回担い手育成講座開催地図.docx](#) (application/vnd.openxmlformats-officedocument.wordprocessingml.document)

以上

【現業評議会】2025 年度担い手育成連続講座

第 1 回担い手育成講座

【日時】 1 日目：2025 年 3 月 1 日(土) 13:00 ～ 18:00

2 日目：2025 年 3 月 2 日(日) 09:00 ～ 15:10

【場所】 ひょうご共済会館 [会議室リンドウ]

〒650-0004 兵庫県神戸市中央区中山手通 4 丁目 1 7-1 3

【次第】

【1 日目】

13:00～ 開会 あいさつ

13:15～ 講座開催の目的

13:20～ 講座①「自治労ってなに？～労働組合とは～」

13:50～ 講座②「担い手育成連続講座に参加して」

14:10～ 講座③「権利を活用した取り組みの推進を

～現業・公企統一闘争～」

14:50～ 休憩

15:05～ グループワーク①

テーマ「現場課題の解決にむけ ～要求書を作成しよう～」

【趣旨】

現業職場では人員不足や賃金抑制など多くの課題を抱え、こうした課題は、全国の現業職場において共有課題である。全国の仲間が抱えている課題を共有し、これらの課題を解決するために、何に取り組むべきか、また取り組むために必要なことは何かについて議論していく。そのうえで、課題解決には要求書の提出が必要不可欠なため、現場課題をまとめ、課題解決にむけた要求書を作成していく。

16:30～ 発表

17:00～ 模擬団体交渉

【趣旨】

グループワークで作成した要求書に基づいた模擬団体交渉

17:50～ 事務連絡

18:00～ 休会 (休会后、三ノ宮駅周辺で任意参加の懇親会を予定)

【2 日目】

9:00～ 講座④「会計年度任用職員を取り巻く状況と課題」

10:00～ 講座⑤「共済に取り組む意義について」

- 10：40～ 講座⑥「災害時における現業職員の役割について」
- 11：40～ 昼食休憩（「人と防災未来センター」への移動含む）
- 13：00～ フィールドワーク①「人と防災未来センター」施設見学
- 15：00～ まとめ
- 15：10～ 終了

第2回担い手育成講座

- [日時] 1日目：2025年8月2日（土） 13：00 ～ 18：00
 2日目：2025年8月3日（日） 09：00 ～ 15：00
- [場所] 東京都内（自治労会館近辺にて開催予定）

[次第]

【1日目】

- 13：00～ 開会 あいさつ
- 13：10～ 講座⑦「過去を知り、新しい未来を
～職業差別からの取り組み～」
- 14：10～ 講座⑧「核兵器のない世界をめざして」（仮称）
- 15：10～ 休憩
- 15：25～ 講座⑨「現場実態に応じた安全衛生体制の確立にむけて」
- 16：05～ グループワーク②
テーマ「労働災害を未然に防ぐために」

【趣旨】

現業職場では、多くの労働災害が発生し、事案によっては死亡につながるなど、労働安全衛生の確立は重要な取り組みである。取り組むにあたっては、当局責任のもとで実施されるリスクアセスメントが重要であるとともに、私たち労働者も常に労災防止にむけた意識醸成と行動が必要である。

こうした課題を解決するために、グループワークを実施することで、日常業務を振り返りながら、新たな視点などを気付くことにより、現場での労働安全衛生の確立に繋げていく。

- 17：30～ 発表
- 17：50～ 事務連絡
- 18：00～ 休会（休会后、四ツ谷駅周辺で任意参加の懇親会を予定）

【2日目】

- 9：00～ 講座⑩「労働組合と政治活動について」

10 : 30～ フィールドワーク②（国会見学）へ移動
11 : 00～ フィールドワーク②（国会見学）
12 : 00～ 昼食休憩（国会からの移動含む）
13 : 30～ 講座⑪「労働組合としての社会的役割について」
14 : 30～ まとめ
15 : 00～ 終了

卷 末 資 料

持続可能な公共サービスの実現をめざすための要求モデル

安定した廃棄物行政の確立

- (1) 最高裁判決において「一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられる性格の事業とは位置付けられていない」とされていることを踏まえ、自治体における清掃職場の運営は直営を基本とするなど責任ある対応をはかること。
- (2) 感染症や頻発する自然災害への対応において、清掃職場の人員不足が深刻な課題となっていることを踏まえ、技術・経験の継承を考慮した計画的な人員確保を行うこと。
- (3) 少子高齢化、人口減少社会などの社会問題に対応するため、「ふれあい収集」の実施にむけた予算の確保と拡充を行うこと。

- 廃棄物処理法第7条5項1号および10項1号において、「市町村以外の者に対する市町村長の一般廃棄物処理業の許可又は更新については、当該市町村による一般廃棄物の収集運搬又は処分が困難であること」が要件とされている。2014年1月28日最高裁第三小法廷で審議された「一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件」では、「市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限り、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されること、一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められることなどからすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものと言える」としている。
- 環境省は「第4次循環型社会形成推進基本計画」において、「地域住民の共同体としての機能の低下や高齢化により、ごみステーションの運営や集団回収等の実施が困難な地域の増加、ごみ出しが困難となる高齢者の増加、地域から孤立する中でごみを家のため込んでいくごみ屋敷の増加など生活ごみを巡る様々な問題が増えていくことが懸念される」としている。このような状況において2020年度から、各自治体が「ふれあい収集」を行う際、実施に向けた準備および実施にかかる経費の一部に対する交付税措置がされている。

子どもの生命をつなぐ食事の確保

- (1) 子どもの貧困が社会問題となる中、食事を与えられていない子どもが存在するとともに、災害時におけるアレルギー対応など、子どもの生命に関わる大きな問題が生じている。子どもへの食事の提供に対する予算の拡充と技術・経験の継承を踏まえた給食調理員の計画的な人員確保を行うこと。

災害時に現業職員が力を発揮するための5つの提言

自治労本部現業評議会

災害時の対応指針策定委員会

はじめに

大規模災害時に人々が期待するもののひとつに、国や自治体など公的な機関や組織、そしてそこに働く人々による支援がある。人々の暮らしや生命・財産を守ることを目的とする仕事に携わる立場の公務員は、当然災害時などの緊急時にはいっそう期待を寄せられることになる。

また、そうした立場の中でも自衛隊、消防、警察などのように災害に対応しうる実動力や技術を持った存在は、災害直後のような被災者にとっては生死の境目の状況でその実力を最大に発揮し、人々の生命を救うことが期待されるのである。

そうした意味では、自治体の現業職場に働く職員も、同様の立場にある。

避難所等での大量調理、発電機をはじめとする緊急用の資機材の運用、重機類を使用しての「がれき」の撤去、道路をはじめとする街のインフラの被害状況と必要な対応の正確な把握と伝達および実際の作業、その他現業職員が持つ技術・能力で災害時に必要とされるものは列挙しきれないほどである。しかも、公務員として住民の生命・財産・暮らしに責任を負う自負と誇りとともに、日々地域の現場で仕事にあたっている。

しかし、能力と意思があるだけでは、実際の災害時に十分に力を発揮することはできない。そのため
の仕組みを、あらかじめ整えておく必要がある。

この提言は、東日本大震災の教訓から、災害時に必要とされる能力を持っている自治体の現業職場をはじめとする現場職員が、どのような仕組みを整えておくことによって実際に災害が発生した際十分に能力を発揮できるかを検討し、取りまとめたものである。近年注目されているボランティアについても、さらにその力を引き出すために自治体職員がどう関わるべきかについても、検討を加えた。

提言は現時点ではおおむねの考え方を示したものであり、具体化していくためには各自治体や現場に即して詳細を検討していく必要がある。

とはいえ、自治体が持っている現場力が活かされるためには現状の諸制度や体制が不十分であり、逆にそれを整えることで災害時に相当有効な実動力を日本社会は手に入れることができることについては、明らかにできたのではないだろうか。

東日本大震災では、長年にわたる合理化の圧力で自治体の現場力が危機的な状況にあることが明らかになった。多くの自治体現場が民間委託などによって姿を消してきたが、これは自治体の現場力についての平常時だけではない災害時の有効性を、しっかりと社会に示すことができていなかったことも、原因のひとつではないだろうか。自治体現業職場が、自衛隊・警察・消防などと並んで災害時の機能を期待される存在であったなら、もう少し違った状況がありえたのではないかと。

ぜひこの提言を参考に、それぞれの職場での災害時に発揮する機能の可能性とそのために平時に整えておくべきことについて、考えていただきたい。そして、それが地域住民をまもるための「自治体現場力」の回復につながることを、強く期待する。

2012 年 8 月

自治労本部現業評議会
災害時の対応指針策定委員会

提 言 1.－① 自治体による自立的な行政支援 ー制度の整備ー

災害協定の有無に関わらず、また支援要請の有無にかかわらず大規模災害時には行政支援の準備に入り場合によっては実際の支援をおこなう制度上の仕組みを整える。

- 補 足
- ・災害協定によって支援をおこなうという現在の仕組みは、速やかで適切な災害対応支援を考えたとき適切とは言いがたい。
 - ・大規模災害時には、被災自治体に対して行政支援をおこなうことは自治体の基本的な義務として位置づけ、そのための制度を整えるべきである。

解 説

大規模災害時に被災自治体から支援要請がないからといって、支援の必要がないと判断すべきではない。災害により役所の機能が壊滅状態になっている場合など、支援の要請すら行えない状況が十分に想定できる。また、逆に、支援体制を整えても、被災自治体からの支援要請がなく、現場力を有効に活用できなかった実態も東日本大震災で明らかになった。

したがって、支援にあたる自治体は被災自治体からの支援要請を待つのではなく、大規模災害の発生が判明した段階で即座に支援体制を作り、行動に移るべきである。先遣隊による調査などの対応や、都道府県の迅速な調整機能による行政支援の実施も可能であるし、到着して現地の行政機能が壊滅状態であることがわかったならば、即座に支援活動をはじめることができる。

災害直後の初動が多くの人々の生命を左右することを考えると、自治体間の行政支援を含むあらゆる災害対応活動について、いかに速やかに行動するためにはどうしたらいいのか、時間で言えば「分」の単位で短縮する努力をすべきである。

また、現在は災害協定を結んだ自治体間での支援が想定されている。しかし日本のすべての自治体が大規模災害にあう可能性があり、そのとき住民の生命・財産を守るという自治体の基本的な役割を可能な限り果たそうとするならば、自治体相互の支援は協定などでおこなわれるものではなく、自治体の基本的な任務と位置づけて、災害時には自動的にその活動に入る仕組みが必要であり、そのための制度を整えなければならない。

提 言 1.－② 自治体による自立的な支援－緊急派遣チームの整備－

自給自足のできる自治体の派遣チームを整えておき、災害時には即座に被災地に入ることを可能にする

補 足 * ある程度復旧が進んでからではなく、災害直後に自治体の現場担当職員が入ることで、災害対応とその後の復興を効果的なものにできるはずである。

*自治体で地域の現場を担当する複数の職種を組み合わせることで、自衛隊などと同様に一切の支援なしで自立的に行動が可能なチームを作ることができる。

解 説

大規模災害の直後には、電気・水道・ガスなどのインフラが破壊されている場合が多く、現在そうした現地のインフラに頼らず自立的に支援活動を実施できる組織は、自衛隊や海上保安庁などに限られている。まずこうした組織が被災地に入り、ある程度物資の運搬が可能になりインフラの復旧なども始まってからでないと、自治体の支援チームなどは現地に入ることができないのが現状である。

しかし、自衛隊や海上保安庁は自治体運営のプロではない。たとえば現地の行政活動を速やかに再開させ、地域の暮らしを再開させるためには、どのような支援が緊急に必要ななどは、彼らでは判断できない部分が多いただろう。もしもそのとき、自治体のプロの職員が自衛隊などと同時に現地に入り、必要な情報を全国に発信すれば、各自治体からの行政支援もその冒頭からきわめて効果的なものになるだろう。また、被災者からしても、災害直後に周辺自治体から直接支援が入り、食事の確保をはじめとする生きるための基本的な支援や、一刻も早い復興にむけて自治体機能復活に動いてもらうことは、大変心強いことだろう。

東日本大震災の際にも、現地の必要性と支援の内容(物資・マンパワーともに)食い違いが生じ、それによる非効率や無駄が発生したことは記憶に新しい。こうしたことを一切なくすことはもちろん不可能であるし、必要かどうか不明な段階でもできる限りの支援をおこなう姿勢は大切だ。しかし、もしもそれが自治体と地域の運営のプロの協力によって効率的なものになるとするならば、被災地にとってきわめて重要な支援となることは明らかだ。

提 言 2. 府県に市町村での相互支援を調整する機能を設置する

基礎自治体による自立的な支援に府県が調整を加えることで、支援活動をいっそう効果的なものとすることができる

補 足 *自治体が相互支援可能な体制を常に整えておくこととは別に、効果的な支援をおこなうためには調整機能が必要だ。

*災害直後で被災地の状況がまだわからないときなど、たとえば各基礎自治体からの支援チームと被災自治体間の調整をおこない、支援地域などを府県が割り振ることで、より被害の全体像を把握しやすくなる。

*被災自治体が災害対応と復興に専念できるようにするためにも、調整機能は被災自治体以外が持つことが望ましい。行政による支援活動が多数の市町村によっておこなわれるであろうことを考えると、府県がその調整をおこなうことが妥当だ。

解 説

災害直後はとにかく可能な支援を最大限、どの自治体もおこなっていくことが望ましい。被災の状況が明らかになっていない中では、行動がとりにくく、支援する職員の安全確保が優先されるが、可能な限り、即座に行動していくことが求められる。しかし、その段階でも各自治体チームが進入する地域を割り振る機能を府県が果たすことができれば、①見落とされる地域の解消、②災害の全体像の把握、などがより速やかに可能になることが予想できる。また、各自治体チームが必要な支援に関わる情報を府県に集中することで、その後の復興支援の準備なども加速されるだろう。

やがてそうした時期を過ぎ、被災の状況と被災地の求める支援が把握できるようになってきた段階で、今度は支援を調整する機能が求められる。復興支援が本格的になった段階では、調整によって効率的な支援がおこなえれば、それだけ速やかな復興が可能になる。その際、被災自治体自身が一番状況を把握していると言えはその通りだが、支援の調整機能までそこに負わせることは、災害対応と復興活動で手一杯であることを考えると現実的ではない。

行政支援は多くの周辺自治体のチームや個人が被災地に入って活動するわけで、被災地が必要とする支援と自治体が提供可能な行政支援やボランティア支援をマッチングさせていく作業は、府県がになうことがもっともふさわしいのではないか。

府県に行政支援の調整をおこなう機構を設置し、被災自治体と支援自治体双方から情報を収集し、もっとも効果的な支援のあり方を考え、要請を出していく。大規模災害時には有効であることが十分予想できるので、あらかじめ準備を整え、防災訓練の際に実際に演習をおこなっておくことが望ましいだろう。

提 言 3. 人員・資機材に余裕がない中でも被災自治体の行政支援に派遣しやすい仕組みを地域であらかじめ整える

住民の理解と協力を得ることで限定された人員・資機材の中からの行政支援を可能にする

補 足 *自治体の限られた人員・資機材の中であっても、期限をきめ地域住民の協力を得ることで、行政支援として人員・資機材を送ることは可能ではないか。

*平常時から災害時の対応を地域住民に対して説明し、理解と協力を求めておくことが必要だ。

解 説

災害時の行政支援のためだけに、余裕をもった人員や資機材をあらかじめ用意しておくことは、財政的にも自治体にとって負担になるし、住民の理解も得られない。一方、地震をはじめとする大規模災害に見舞われる可能性がどの自治体にもあることを考えると、災害時に相互に行政支援をおこなうことは必要だ。そうした場合考えられることは、行政支援をおこなう自治体が①支援をおこなっている期間は住民に対するサービスが低下することについて住民の理解を得ることで派遣を可能にする、②サービスの低下の度合いを少しでも軽減するため、支援の期間中住民の協力を得、可能な部分についてボランティア的な活動で肩代わりをしてもらう、などの方法が考えられる。

これらはあらかじめ取り決めておく必要があるが、サービスの低下を住民に提案することには自治体側としては抵抗が感じられるかもしれない。しかし、東日本大震災の経験からも、「自分たちが多少の我慢をすれば被災地の人たちに支援をおこなうことができる」となれば、多くの人が喜んで協力するであろうことが期待できる。逆に自分たちが我慢をすることで「支援に協力をしている」という実感を得ることができることは多くの「何か協力できないか」と考えている人にとってはうれしいことであるし、また自分たちの自治体からの行政支援に協力することであるから、より自治体との一体感を住民が持つきっかけになる効果も想定できる。

提 言 4. 現業職員の技能と知識を勤務先以外でも発揮する

あらかじめ取り決めなどの準備をしておくことで、災害時に居住地の自治体で技能や知識の有効な発揮を可能にする

補 足 *大規模災害時には勤務先ではなく居住している自治体で必要とされる現場力を提供する。

*速やかに、かつ確実に提供するためには、日常から居住している自治体に提供できる技能を登録し、災害時に協力する業務を取り決めておくなどの用意が必要である。

解 説

被害の範囲が広域にわたる大規模災害時には、必ずしも現業職員がその勤務先に到着できるとは限らない。自宅にいるような時間帯に災害が発生し、周辺の交通機関や道路などが破壊された場合には、当分の間は通勤が不可能になることは当然考えられる。

一方、そうしたときには、勤務先ではない居住している自治体でも、災害によって自治体の現場力が究極の状態であめられていることが予測される。

災害直後の状況で、自治体の業務に精通し必要な技能を持った職員は、最大規模で求められている。そしてそこに、自治体の業務に精通し必要な技能を持った現業職員が居住し在宅していた場合、勤務先でなくとも、その能力を有効に活用することは、公務員としての役割ではないだろうか。即座にその能力を提供すべく、自らの判断で行動を開始しなければならない。

しかし災害時に、突然居住している自治体の現場、たとえば避難所となる学校などに行って「自分は他の自治体の学校用務員であり備品の資機材を取り扱うことができる」「給食調理員であり避難住民に提供する炊き出しの大量調理の技術がある」など言っても、当該自治体としては確認の方法がない。また、出かけていく現業職員も、その学校に設置されている資機材や備蓄物資等についての知識がなければ、技術の提供がしにくい。

したがって、①身分を証明する何らかの方法、②日常的に有事を想定し居住する自治体での技能の提供の仕方の打ち合わせと訓練、などが必要となる。

提 言 5. 民間のボランティア支援との調整・協働による行政支援

を行う

地域住民に責任を持つ行政がボランティア活動の調整をおこなうことで、ボランティアによる支援活動と行政支援をいっそう有効なものにしていく

- 補 足 *ボランティア参加団体や参加者の支援業務の調整は、これまでの災害では支援活動が進む流れの中で自然発生的に作られた組織や、支援団体の中でも有力な NPO がおこなう場合が多いため、公平性や継続性、責任の所在などに関して被災者から苦情が出ることもしばしばある。また、支援団体からも、「仕切り手」の適格性などについて不満の声が上がることもあった。
- *一方、ボランティア活動がきわめて有効な力であることは、とくに阪神大震災以降の大規模災害での復興支援活動で証明されており、東日本大震災においても復旧・復興への大きな役割が果たされてきた。今後も引き続きその活動を期待すべきであるし、よりいっそうその力が発揮できるように仕組みを整えるべきである。
- *他方、自治体が行政支援としてボランティア活動に参加する団体等とや個人の調整をおこなうことは、行政支援に伴う情報量が増大するとともに、ボランティア団体との連携により、より効果的な成果が見込まれる。被災自治体から業務の委託を受ける形をとることから責任の所在も明確であるし、適格性で言えばこれ以上のものはなく、ボランティア参加者や団体も安心感を持って指示を受けることができる。
- *したがって自治体は行政支援の一環として、ボランティア団体等の調整を現地でおこなうことをあらかじめ想定し、担当者の養成や各団体との事前調整など、準備をおこなっておく必要がある。
- *ボランティアの調整に関わることは、行政支援に必要とするより多くの情報を得ることができる上、ボランティア団体との連携により、より効果的な成果が見込まれる。

解 説

自治体による行政支援と同様に被災地にとって頼もしい支援が、ボランティアによる支援だ。阪神大震災の被災地支援で注目を浴び、それ以来大規模災害時の支援活動の重要な担い手として定着してきた。災害発生を聞くと、多くの市民がボランティア活動への参加を希望し、避難所で被災者への支援活動にあたったり街中を埋め尽くす災害ごみの整理に参加したりする姿は、われわれにとって見慣れたものとなっている。

こうしたボランティアを受け入れ、必要とする仕事に割り当てていくことは重要な任務であるが、一方相当な労力を必要とするものだ。被災地・被災者の必要とする作業と作業量を把握するとともに、ボランティア側の持つ能力の種類や力量を把握、それらをマッチングさせていく。また、ボランティア活動を進めていくと発生してくる混乱や苦情などについても対応していかなければならない。

本来被災自治体自身がこれらの調整をおこなうことがふさわしいが、災害から間もない時期など、被災自治体にその余力がない場合は多い。現状ではボランティア団体の中の大きな組織が調整をになうなどする場合が多く、またそれによりボランティア活動がスムーズに進むことも多い。しかし、本来その地域に責任を持つ公的な団体というわけではないため、「なぜ彼らの指示で動かなければならないのか」「活動の力点が彼らの主な関心事におかれすぎていないか」などの不満が他の参加団体などから出るこ

とがしばしばある。また、とくに被災者を対象とする支援活動には公平性や継続性、そして責任(了解した依頼を全うし不備に対応するなど)が求められるが、民間の団体にそれらがどこまで要求でき、また期待していいのか不明な部分は大きい。

これに対して、ボランティア活動の調整を行政支援として支援自治体がおこなうことで、前述の問題の相当な部分が解消する。調整業務自体、被災自治体から支援自治体が委託される形でおこなうことになるため、ボランティア参加者は被災自治体の指示・要請によって動くことになる。被災自治体の業務の目的は被災住民への支援と自治体機能の復活に他ならないわけで、公平性や継続性、責任などについても問題は生じ得ない。また、地域運営のプロである自治体職員が業務を担うことで、いっそう質の高い支援活動をおこなうことができる。

また、当然同時に行政による支援活動もおこなわれているわけで、この活動へのボランティアの協力の調整も、支援自治体職員がおこなうことで円滑になる。

復興支援活動の主力のひとつとして市民権を得たボランティア活動をいっそう効果的なものにするために、自治体による行政支援としてその調整を受け持つことは必須であるし、そのための準備もあらかじめ整えておくべきである。

現業評議会ニュース VOL.44

2025年度 第1回全国幹事会 今年度の取り組みを確認 運動の前進にむけ役員体制を強化

現業評議会は8月24日に第1回全国幹事会を開催し、傍聴含めて76人（内、ウェブ17人）が参加した。全国幹事会では、現業・公企統一闘争の中間総括や第2次闘争の推進をはじめ、担い手育成連続講座やジェンダー平等の推進にむけた取り組みなどが協議され、確認した。あわせて2025年度役員体制についても確認し、また組織集会で行った能登半島支援物産展の売り上げを義援金として石川県本部に渡した。

協議事項では、現業・公企統一闘争の第1次闘争について、前年度を上回る取り組み単組数であったものの、県本部や単組によって取り組みの濃淡があるため、第2次闘争ではすべての単組で要求書の提出、交渉実施にむけ、取り組みを強化していくことを確認した。

また、ジェンダー平等の推進として、現業評議会独自の調査を踏まえ、現場や評議会の課題を洗い出し、すべての組合員が気持ちよく働ける職場環境の整備に取り組むことを確認した。今後、各部会においても議論を進めていく。

2025年度の三役・常任体制では、前回の函館総会で確認した内規を踏まえ、これまでの地連選出の役員に加え、全国枠として担い手枠・女性枠を配置し、計13人の三役・常任幹事体制について確認がされた。



義援金を受け取る石川県本部旭幹事（右側）



現場の課題を国会に反映させるために

（協議事項では幹事から多くの発言があった）

岸さん！
ちょっと聞いてよ！



第27回参議院議員選挙にむけ現業評議会では、「岸まきこ」の名前を広く知ってもらうために、動画を作成しました。

動画は、各現場に岸議員が伺い、現場の課題について意見交換を行う内容です。清掃・学校給食・学校用務の3本を作成し、短く編集しテロップを入れているので、休憩時間でも視聴できます。

是非、会議だけでなく、現場で見てもらえるよう、各単組での取り組みをお願いします。

逆に教えてよ編

清掃職員編

学校給食調理員編

学校用務員編

三多摩メーカー編



現業評議会ニュース VOL.44-1

**現業・公企
統一闘争**

山積する現場課題の解決にむけ すべての単組で交渉サイクルの確立を

10月18日は現業・公企統一闘争の基準日であり、中間総括を踏まえ、第2次闘争ではさらなる取り組みの強化が求められる。現業職場の最重要課題の人員確保については、通年闘争として取り組みを進めて以降、全国の新規採用者は増加傾向であり、2023年度では定年退職者がいない年度であっても、前年度を上回る961人の新規採用となっている。今年度は定年退職者がいる年度となるため、確実に退職補充するとともに、欠員をはじめ、必要な人員確保にむけ、交渉を積み重ねていくことが重要である。

本部が作成している取り組みの手引きや動画などを活用しながら、現場課題を解決していこう。

すべての単組で成果を勝ち取るために

新規採用がない、施設が古い、など現場で困っていることは、要求書を提出し、交渉を積み重ねることで、解決することがあります。

自分たちの職場の環境を改善していくためには、あきらめることなく自ら取り組むことが重要です。

全国では、現業・公企統一闘争を取り組むことにより、現業職員の新規採用が増加しています。また、取り組みを進めた単組では、多くの成果を勝ち取った報告がされています。



交渉サイクルの確立を



- ① 要求書を提出時は、回答指定日を確認
⇒ 要求書は出して終わってはいない
- ② 当局回答は、決定事項ではない
⇒ 私たちが納得のいく回答内容まで交渉を
- ③ 近隣単組の交渉状況を共有することが重要
⇒ みんなで職場環境を勝ち取っていく
- ④ 交渉が難航、判断に困ったら、県本部に相談
⇒ 安易に妥結しない
- ⑤ 妥結した内容は必ず書き出し、協約する
⇒ 協約締結権を最大限に活用する

【手引きでは概要版も作成（左側）】



① 動画で分かりやすく解説



- ① 現業職員が配置されている単組用
- ② 現業職員が配置されていない単組用

ウェブ学習会のお知らせ

現業評議会では、その時々的情勢や取り組み時期にあわせて、「職場改善にむけた学習会」をウェブで開催しています。

今回は9月25日（水）18時～19時を予定し、学習会の内容は、第2次闘争にむけた取り組み強化についてです。

多くの現業職場では、民間委託が提案されており、各単組で民間委託阻止にむけ、取り組むものの、厳しい交渉が続いている自治体も多い。そうしたことから、学校給食の民間委託提案を撤回させた、取り組み事例についての単組報告を予定しています。

取り組み事例を共有し、今後の交渉に繋げていくことが重要です。多くの参加をお待ちしています。

【住民アピール行動】

私たちを知ってもらうために

現業職員の必要性を地域や住民に知ってもらうために、各県本部や各単組で、地域のイベントへの参加や現業フェアの実施、また街頭でチラシの配布など、さまざまな住民アピール行動を実施している。

住民アピール行動を取り組むにあたり、本部はチラシ素材を作成しているので、ぜひ、県本部・単組で活用し、住民アピール行動に取り組もう。



2025年度三役・常任幹事

議長

川口 篤志（大阪府本部）

副議長

高橋 雅樹（岩手県本部）

清水 守（福井県本部）

黒岩 千賀（高知県本部）

桝崎 宏達（福岡県本部）

事務局長

吉村 秀則（大阪府本部）

常任幹事

渡辺 智之（北海道本部）

笹川 勝宏（東京都本部）

萩原 崇氏（東京都本部）

石川 康恵（長野県本部）

金子 裕二（静岡県本部）

和田 剛典（大阪府本部）

延岡 直則（広島県本部）

退任をされた役員の皆さま

副議長

熊沢 忠幸（宮城県本部）

岡野 雅子（岡山県本部）

松尾 章（佐賀県本部）

常任幹事

鷲野 和孝（愛知県本部）

寺野 淳（徳島県本部）

大変おつかれさまでした

お疲れ様です



現業評議会ニュース VOL.45

職場改善に
むけた学習会現業職員の強みを活かした
地域に応じた公共サービスの提供を

自治労現業評議会は9月25日に「職場改善にむけた学習会」をウェブで開催し、約230人が参加した。この学習会はその時々的情勢や課題を踏まえ、適宜行い、今学習会では、多くの自治体において安易な民間委託が提案されている実情を踏まえ、今後の取り組み提起や委託提案を撤回させた事例などの報告を行った。

改めて費用対効果の算出の補正を求める

職員組合の指摘に沿った修正資料

運営管理経費	委託の場合	直営の場合
正規職員給与	230,553,258	230,553,258
臨時職員給与	6,940,576	13,881,152
非常勤給与	11,367,166	12,492,882
事業費	80,780,000	81,605,999
委託費	25,179,000	0
合計	354,820,000	338,533,291

正規職員の給与

39人×5,911,622円

臨時職員の給与

4人×1,735,144円

委託の場合 ー 直営の場合

効果額 16,286,709円増

当局が示した業務委託の必要性と根拠は不適正であることになる

取り組み事例では、神奈川県本部の自治労座間市職の矢作彰啓委員長より、学校給食調理場の委託撤回にむけた取り組みについて報告を受けた。矢作委員長は当局から示された「経費削減になり財政効果がある」とした委託提案について、組合独自で経費を調査した結果、「業務委託をすることで支出増になる」資料を提示し、提案に対する整合性を追及するとともに、職員の新規採用を要求してきたと報告した。あわせて、現業職員が担っている業務の必要性を指摘し、交渉を積み重ねた結果、「職員不補充を基本原則」とした自治体の取り組み方針を変更させ、新規採用を勝ち取り、業務委託提案を撤回させたと述べた。

「2025年度現業セミナー」の開催のお知らせ

現業評議会は、11月23日（土）13時～16時に東京（AP市ヶ谷）で「2025年度現業セミナー」を対面＋ウェブ併用で開催します。

セミナーでは、現業職員だからこそできる業務の確立などについて、東洋経済新報社のコラムニスト風間直樹さんを招いての講演や各単組の取り組み報告を予定しています。

参加される際は各県本部までご連絡をお願いします。多くの参加者をお待ちしています。



（取り組み報告する矢作委員長）

岸さん！
ちょっと聞いてよ！



現場の課題を国会に反映させるために

第27回参議院議員選挙にむけ現業評議会では、「岸まきこ」の名前を広く知ってもらうために、動画を作成しました。

是非、会議だけでなく、各現場・組合員に見てもらえるよう、各単組での取り組みをお願いします。

逆に教えてよ編



清掃職員編

学校給食調理員編₁₂₁

学校用務員編



三多摩メーデー編

現業評議会ニュース VOL.45-1

各部会幹事会 各職種の現状や課題を把握し 現場改善にむけた取り組みの強化にむけ

現業評議会では、各職種における課題を共有化し、解決していくことを目的に5つの部会（清掃・学校給食・学校用務員・県職現業・一般現業）を設置している。

今年度も、10月4日の県職現業部会を契機に10月20日まで各部会を開催していく予定。部会では、10月下旬から行う各省庁の要請行動の項目について、議論していく。特に第1次要請行動での各省庁から示された回答や各省庁が公表した予算概要を踏まえ、現場実態にもとづいた予算措置を求めていくことから、各幹事からの意見を積み重ね、第2次要請行動へと繋げていく。

また、学校給食部会では、ノロウィルスの検査状況や職場の配置基準について独自で現場実態調査を行っている。今後は、各単組の状況を把握した上で、各県本部・各単組に情報共有するとともに、学校給食部会としての取り組みを提起していく。

その他の部会幹事会においても、各職場の課題解決にむけ議論するとともに、今年度、開催が予定されている第5回現業政策集会についても全国の課題を把握し、課題解決にむけ、具体的に今後、議論していく予定。



部会長を中心に情報共有し、取り組みにむけ議論を深めた
(写真上：県職現業部会 写真下：学校用務員部会)



さまざまな場所で業務を担う現業職員（試験研究所）

現業職員の業務内容は多岐に渡り、その職種ごとにさまざまな現場が存在し、また、業務内容によっては、長い月日をかけて技術の継承が必要不可欠な現場もある。

県職現業部会の職種の中で、試験研究所もそのうちの1つであり、畜産や農林など「公」としての役割を果たすために、現業職員が担っている業務は、どれも欠かすことができない内容となっている。

畜産関係では、家畜の世話や調教をはじめ、凍結精液の生産・配布などの業務を担っている。各業務では専門の知識や経験が必要であるとともに1人で業務を担っていることが多く、技術の継承が大きな課題となっている。農林関係においても同様に圃場管理など、それぞれの業務で現業職員が活躍している。



(広大な敷地で数多くの品種を栽培)

その一方で、慢性的な人員不足をはじめ、施設の老朽化、さらには研究費用の削減など、試験研究職場を取り巻く環境は大変厳しい。

住民には接する場面が少ないが、種の保存などの「公」の役割を適切に果たすため、現業評議会では部会を通じて課題を共有するとともに、必要な人員や予算を確保にむけ、省庁や国会対策を強化していく。



写真上（長崎和牛の生産・拡大にむけ、牛を誘導し、精液採取を行う職員）



(多様な業務がある中の1つ、削蹄風景
削蹄：健康維持のため、爪をきること)

現業評議会ニュース VOL.46

2025年度 現業セミナー 現業職員の強みを活かし 地域に応じた公共サービスの提供を

現業評議会は11月23日に「現業セミナー」を開催し、対面とウェブ合わせて312人（対面108人、ウェブ204人）が参加した。今回のセミナーは、現業職員だからこそ対応できる業務を考え、地域や住民から必要とされる現業職場を再確認し、今後の人員確保や安易な民間委託阻止などのさまざまな取り組みに繋げていくことを目的に開催した。（外部委託より人材投資の優位性を訴える風間さん）

セミナーでは、東洋経済新報社コラムニストの風間直樹さんを講師に招き、「住民が必要としている自治体政策について」と題した講演を受けた。

風間さんは、元編集長で経験したことを伝えつつ、「介護やドライバーなどの現場では公益性、公共性が高いにもかかわらず、処遇が抑制され人材不足など多くの課題を抱えている。現場に回るお金がブルシット・ジョブ（無意味な仕事）に使用されているのではないかと提起し、自治体においても地方創生の名のもと、自治体予算がコンサルに吸い上げられていると指摘した。また「自治体の総合戦略策定では約7割が外部委託され、その多くが東京に本社を置く会社であることから、地域を把握していない会社に地域実情に応じた政策が打ち出せるか疑問」とし、こうした状況から脱却した自治体を挙げ、コンサル丸投げ型から人材投資型への転換が必要と述べ、講演を終了した。

単組報告①として「東京都児童福祉関連職場の例から見る給食調理の直営維持・再直営化の提言」をテーマに東京都本部・自治労東京都庁職員労働組合の縄田大輔さん、単組報告②として「仙台市清掃分野の人員確保の成果報告」をテーマに宮城県本部・仙台市で働く労働組合連合会の早坂正憲さんからそれぞれ取り組み報告を受けた。



（直営の維持にむけた単組の取り組み報告をする縄田さん（左下）と早坂さん（右下））



岸さん！
ちょっと聞いてよ！



現場の課題を国会に反映させるために

第27回参議院議員選挙にむけ現業評議会では、「岸まきこ」の名前を広く知ってもらうために、動画を作成しました。岸議員が各職場に行き、現場実態や課題を聞き、解決にむけ国会で取り組む決意を話しています。是非、会議だけでなく、各現場で組合員に見てもらえるよう、各単組での取り組みをお願いします。

逆に教えて編



清掃職員編



学校給食調理員編₁₂₃



学校用務員編



三多摩メーデー編

現業評議会ニュース VOL.46-1

各省庁 予算要請行動 各職種の課題を関係省庁に伝え 現場改善にむけた必要な予算措置を要請

現業評議会は、各省庁に対し、2025年度政府予算編成に関わる第2次要請を実施した。11月13日に厚生労働省、18日にこども家庭庁、20日に国土交通省、26日に環境省に対して要請し、現場課題を訴えた。この取り組みは、現場の実態や課題を各部会で議論したうえで、各省庁に対し現場実態に応じた次年度の予算措置を求めるために実施している。

各省庁要請終了後、岸まきこ・鬼木まこと組織内議員に対し、要請に対する回答について説明し、現場課題の解決にむけ、国会での取り組みを要請した。

(各省庁に要請行動を実施 写真はこども家庭庁)



岸まきこ・鬼木まこと
組織内議員と意見交換



厚生労働省では、栄養改善指導の充実や地域包括支援センターに専門調理師の配置など、「食」に係る予算の拡充、また介護職員の離職防止の観点から、魅力のある現場の発信などを訴えるとともに、医療現場における看護補助者の処遇改善を求めた。

学校現場では学校用務員における特別教育が必要な業務内容について、各現場での労働安全衛生の徹底と関係省庁と連携した周知を訴えた。

こども家庭庁では、医療ケアが必要な子どもの受け入れをはじめ、アレルギーや宗教食などの対応により、保育所調理の業務が複雑・高度化しているため、調理員の明確な配置基準を設け、必要な予算措置を求めた。さらに調理施設の老朽化に対する予算措置や施設の安全・安心な維持管理にむけ、用務員への配置と必要な予算を求めた。

国土交通省では、頻発する災害への対策をはじめ、日常の適切な道路維持管理にむけた予算措置を求めるとともに、特に道路法第42条を踏まえた必要な道路維持管理体制の維持・拡充が重要であることから、関係省庁と連携を図り、必要な予算措置を強く要請した。

環境省では、災害が頻発していることを踏まえ、災害ごみを適切に処理できるよう、被災自治体の体制整備をはじめ、派遣する自治体と被災現場との情報共有が重要であることを指摘した。また処理施設では、施設の建て替え時期が重なっているため、建て替え費用やプラスチック廃棄物の回収体制構築に係る予算措置を求めた。

【要請時の議事録は第2回全国幹事会で掲載予定】

本部事務局へのご意見、ご要望、お待ちしております

現業評議会では、現場課題の解決にむけ、各種集会や学習会を設定し取り組みを進めていきます。その際、集会や学習会で、こんなテーマの講演が聞きたい、こんな取り組みを実践している単組事例があれば情報共有してほしい、など要望がありましたら、右記のQRコードからメッセージの送信をお願いします。

集会や学習会の要望以外にも、現場課題で困っていること、本部としてこの課題にむけ取り組みを強化してほしいなど、なんでも構いません。

今後の現評運動の取り組みの強化にむけ、多くのご意見をお待ちしています。



現業評議会第2回全国幹事会にご参加のみなさま

自治労本部主催会議・集会のハラスメント防止にむけた対応について

自治労本部は、「トップメッセージ」（2023年11月27日中央執行委員会確認）において、自治労運動に関係するすべての方々を対象に、「自治労運動に関わる、あらゆる時間・場所でのハラスメントを一掃する」と宣言しました。

こうした宣言を確認したにも拘わらず、自治労本部主催の会議・集会において、県本部・単組参加者の間で、複数回、ハラスメント行為（疑いも含む）を受けたとの訴えを受けています。

ハラスメント撲滅を掲げる自治労は、一般の企業・団体以上にハラスメント防止の責任を負っています。

自治労本部は、これらの責任を自覚し、組合員が会議・集会に安心、安全に参加いただくため、主催者として以下の通り対応をはかります。

ご理解とご協力をお願いします。

1. 酒宴をともなう懇親会について

過去に発生した事案では、酒宴をともなう懇親会に参加し、泥酔状態となった参加者から、不必要な身体接触や性的言動を受けたとする事案が発生しています。

これ以上、深刻な被害を発生させないため、自治労本部としては、酒宴をともなう懇親会を全面的な禁止とすべき状況にあると認識しています。

しかし、組合員相互の交流機会も重要であることから、最低限の措置として、自治労本部主催の会議・集会に付随して行う酒宴をともなう懇親会は、自治労本部、県本部、単組の主催、若しくは、私的に行う懇親会も含めて、一次会までとします。

二次会は、いずれの主催であっても禁止を求めます。

酒宴をともなう一次会を開催する場合であっても、組合員相互の貴重な交流機会ととらえ、節度をもった行動をよろしくお願いします。

2. 本会議・集会で、ハラスメント行為（疑いを含む）の訴えを受けた際の自治労本部の対応について

① 安全、安心な会議・集会の場を提供するため、主催者として状況把握のために聞き取りを行います。

② 本部が聞き取った内容について、希望に応じて、本部から行為者（疑い

- を含む)、行為者が所属する県本部・単組に通知することができます。
- ③ 状況把握で聞き取った内容は、プライバシー保護に留意しつつ、会議・集会担当の自治労本部役職員、集会等を所管する自治労本部責任者、自治労本部ハラスメント対策委員会事務局、行為者が所属する県本部責任者（委員長・書記長）に限定し、共有します。
 - ④ 状況把握の聞き取りを行い、主催者として、集会の運営に支障をきたす行為と判断する場合、または、被害者の心身の安全確保が必要と判断する場合は、行為者に途中退席を求めます。
 - ⑤ 不適切な行為と判断された場合であっても、行為者の人事上の処分（懲戒等）は、所属先の県本部・単組が行うものであり、本部が行うことはできません。

3. 連絡先

自治労本部現業評議会 吉村局長、唐牛・佐藤書記

TEL 03-3263-0276

メールアドレス gengyo@jichiro.gr.jp

<MEMO>



現業はカッコイイ！現業職員の仕事や思いを伝えるため、

住民アピール動画

ありったけの現場力



を作成しました。



現場は みんなが 主役

～未来を動かす、ありったけの現場力 【清掃編】

しまつのころ～



ありったけの現場力 【給食調理員編】

～100点満点の

給食調理員～



ありったけの現場力 【学校用務員編】

～笑顔をつなぐ、

なんでも屋～



参議院議員(自治労組織内)

岸まきこ

自治労は、第27回参議院選挙の全国比例区に「岸まきこ」参議院議員の擁立を決定しています。



「友だち」になってください!



★LINEスタンプVol.2も販売中!!

立憲民主党



きしまきちゃんねる

参議院議員 岸まきこ



YouTube【きしまきちゃんねる】

「チャンネル登録」「高評価👍」

をお願いします!

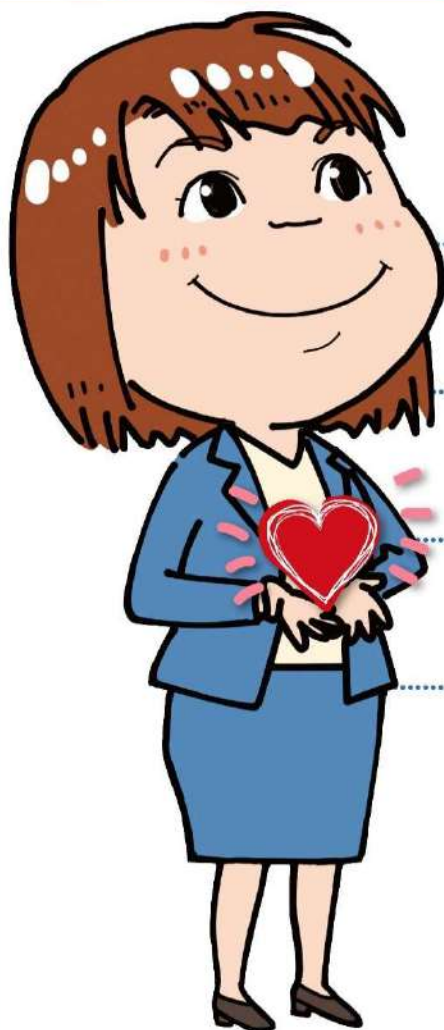


自治労限定動画はこちらから



現業評議会「岸さん!ちょっと聞いてよ。」
公営企業評議会「きしまき社会見学」
衛生医療評議会「私たちの声を国政へ」
女性部/青年部「第69回定期総会スピーチ」
全消協「岸まきこクロストーク」
「質疑ダイジェスト」
★その他、国会質疑動画も公開しています

総務内託議員科



全世代が 安心して暮らせる 社会保障制度を 確立しよう!

自治労は、第27回参議院選挙の全国比例区に「岸まきこ」現参議院議員の擁立を決定しました。

岸まきこ 公式サイト
kishimakiko.com/

岸まきこ

検索

